

経営安定プロジェクト
研究資料 第6号

平成21年度
水田作地域における集落営農組織等の動向に関する分析
研究報告書

平成22年12月

農林水産政策研究所

本刊行物は、農林水産政策研究所における研究成果をまとめたものですが、学術的な審査を経たものではありません。研究内容の今後一層の充実を図るため、読者各位から幅広くコメントをいただくことができれば幸いです。

まえがき

本研究資料は、当研究所が平成 19 ～ 21 年度の 3 ヶ年で実施したプロジェクト研究「水田・畑作経営所得安定対策導入に伴う農業経営・農地利用集積等の動向の分析」の成果である。

平成 19 年度から、①担い手の育成・確保、②担い手経営の安定・発展、③望ましい農業構造の実現を主な目的として導入された水田・畑作経営所得安定対策（以下「経営所得安定対策」という）をきっかけに、多くの集落営農組織が設立された。

集落営農組織は、地域農業の維持・発展に大きな役割を持っており、この経営が一層発展することが重要である。しかしながら、設立後間もない集落営農組織は、将来の経営安定・発展に様々な課題を抱えている状況にある。

このため、本プロジェクト研究の最終年である平成 21 年度には、経営所得安定対策の集落営農組織等の経営に与える経済的な影響、組織の代表者や組合員の考えの変化、地域の農業生産や農業構造に与えた影響を把握することに重点をおいた調査研究を行った。

本プロジェクトでは、農林水産政策研究所を中心に、経営局との密接な連携の下、大学、試験研究機関の研究者、普及組織等の専門家の参画による共同研究として、集落営農等の農業経営の動向等に関する定点観測的な継続調査を毎年実施しており、本研究資料は、この調査結果をとりまとめ、分析したものである。

3 年間の調査にご協力いただいた集落営農組織、認定農業者の皆様はもちろん、円滑な調査にご尽力いただいた、地方自治体、JA 等の担当者の皆様、農林水産省経営局の皆様を重ねて感謝申し上げたい。

平成 22 年 12 月

農林水産政策研究所

経営安定プロジェクト 集落営農チーム

吉田行郷，香月敏孝，小野智昭，
吉井邦恒，橋詰登，江川章，木村俊文，
杉戸克裕，鈴木源太郎，高岸陽一郎，
羽子田知子，出田安利，川崎賢太郎，
宮原浩一，齋藤薫

平成21年度

水田作地域における集落営農組織等の動向に関する分析

研究報告書

目 次

まえがき

1. はじめに	1
2. 研究方法	2
3. 集落営農組織数の動向と調査対象組織の位置付け	3
4. 集落営農組織の動向と地域への影響	
(1) 類型別等でみた経営の安定化・発展動向の違い	8
(2) 集落営農組織の設立による地域への影響	22
(3) 中山間地域における組織の特徴と展開方向	27
5. 個別課題ごとにみた集落営農組織の動向とその影響	
(1) 利用集積面積規模からみた集落営農組織の特徴	36
(2) 集落営農組織および構成員が所有する農業機械の現状と動向	43
(3) オペレータ等の労働力の現状	48
(4) 集落営農組織の会計処理の現状	53
(5) 組織の経営収支と所得の分配	63
(6) 複合部門、多角部門の導入の状況と課題	71
(7) 集落営農組織の法人化	79
6. 集落営農組織と認定農業者の関係	90
7. まとめ	99

1. はじめに

農村では高齢化等によりリタイアする農家が増加する中で、農地を維持する地域農業の担い手の確保が急務となっている。食料・農業・農村基本法では「効率的かつ安定的な農業経営の育成」が目指されているが、水田農業においては、大規模な個別経営のみでは、その土地利用の全体をカバーすることができていない。このため中小規模農家、兼業農家を組織化して、農地を維持・保全し、農地を効率的に利用する営農の担い手の確保を図ることが重要となっている。そうした中、平成19年度から導入された経営所得安定対策を契機として、集落営農組織が各地域で相次いで設立された。

歴史的に見れば、集落営農組織は、1970年代に入ってから、担い手不足が深刻な中山間地域（島根県、広島県等）や平場の総兼業地域（滋賀県、富山県等）で「集落ぐるみ型」の集落営農組織が県の政策的支援もあって大きく進展した。また1990年代に入ると大区画圃場整備事業を契機として担い手への集積要件のクリアのために東北等でも組織化が進展していった。

国の政策としては、米政策改革大綱（平成14年）において、「集落型経営体」が育成すべき農業経営とされ、各地域の「地域水田農業ビジョン」に「集落型経営体」が担い手として位置づけられている。また、「食料・農業・農村基本計画」（17年）では、「集落を基礎とした営農組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営主体としての実体を有し、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものを担い手として位置付ける」と明記された。そして、19年度から実施された水田・畑作経営所得安定対策（以下、「経営所得安定対策」という。）において直接的な政策対象とされたことで、それまでの組織活動の延長として、あるいは新たな活動母体として、集落営農組織が各地域で設立された。こうした集落営農組織が、今後、農地を維持・保全し、農地を効率的に利用する地域農業の担い手として発展していくことが期待されている。

農林水産政策研究所（以下「政策研」という。）では、各地域で相次いで新たに設立された集落営農組織を中心に、集落営農組織の経営実態等を継続的に把握し、その動向と地域農業への影響（効果）を明らかにするとともに、今後の発展の方向性を明らかにすることを課題としたプロジェクト研究を19年度より3年間実施した。本報告は、このプロジェクト研究の調査・分析の成果をとりまとめたものである。

（小野 智昭）

2. 研究方法

本研究では、近年、新たに立ち上げられた集落営農組織を中心に調査を実施することとし、農林水産省経営局、各道府県の普及組織の協力を得て抽出した集落営農組織および認定農業者の中から、経営所得安定対策への加入集落営農組織の地域別分布を考慮して調査対象を決定した。3年目の平成21年度においては、最終的に76組織（20年度77組織）に対して調査を行い、その結果について分析した。

また、集落営農組織の分析を地域の特性を十分に踏まえて行うために、19年度に、大学、試験研究機関、普及組織等の参画も得て構築した研究ネットワークのスキームを、2、3年目も活用して共同での現地調査および調査結果の検討を行った。

集落営農組織は、①労働市場や農地の流動化、農業の担い手の存在状況等による農業構造の違い、②作目構成等における地域特性、③リーダー等の主体的条件、④農業関連組織の支援体制によって、多様な形態をとっている。そうした組織の多様性を踏まえた分析を行うために、次の二つの方法を用いている。一つは農業構造の地域性に対応して集落営農組織の態様が異なることに着目した地域別（地域ブロック別、農業地域類型別）の分析である。しかし、本調査研究においては、調査対象が限られていることから、地域別分析は母集団たる集落営農組織全体を必ずしも代表しているわけではない点に留意する必要がある。もう一つは、集落営農組織の活動では、営農を支える担い手の存在状況、リーダー等の目的意識や主体的な行動選択が組織活動を規定することから、後述するように、それらを指標とする類型化を図り、組織類型別の分析を試みている。

これらの分析方法を用いて、地域ごと、組織類型ごとに異なる経営の安定化・発展に向けた動き、地域農業等への影響を整理し、集落営農組織の発展の方向性について考察を行った。

また67の組織について19年度から21年度にかけての3年間、継続的に調査を行っていることから、最終年度の21年度には、3年間を通じた経営の安定化・発展に向けた動きや法人化の動き、これらの結果としての組織の運営目的の変化を分析することに重点を置いた。

以下では、3.で集落営農組織全体の動向と本調査対象組織の位置付けを整理した上で、4.で集落営農組織の動向とその影響を総括的に把握し、さらに5.で集落営農組織の動向とその影響についての個別課題ごとの詳細な分析、6.で認定農業者と集落営農組織の関係に関する分析を行う。

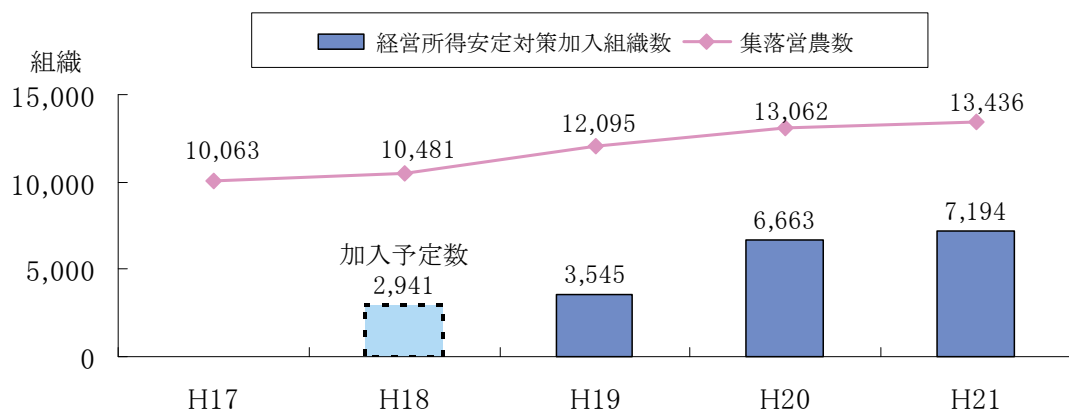
その上で、7.のまとめで、集落営農組織について、①3年間における集落営農組織の経営の安定化・発展状況、②類型区分ごとにみた今後の発展の方向性、③組織の設立や活動による地域への影響と今後の地域農業における位置付けについて横断的に整理し、併せて今後の研究課題についても触れる。

（吉田 行郷，小野 智昭）

3. 集落営農組織数の動向と調査対象組織の位置付け

(1) 集落営農組織数の推移と経営所得安定対策への加入状況

はじめに、平成 17～21 年の集落営農実態調査（農林水産省統計部）から集落営農組織数の全体的な動向をみると、平成 18 年から平成 20 年にかけて組織数が急増しており、特に、平成 18 年から 19 年にかけての増加が著しい。これは、水田・畑作経営所得安定対策（以下「経営所得安定対策」という。）への加入組織数が、平成 19 年 2 月時点で 3,545 組織、平成 20 年 2 月時点では 6,663 組織にのぼることからも明らかなように、平成 19 年産から開始された同対策への加入を目的に、この時期に集落営農組織が数多く設立されたためであると考えられる（第 3-1 図）。



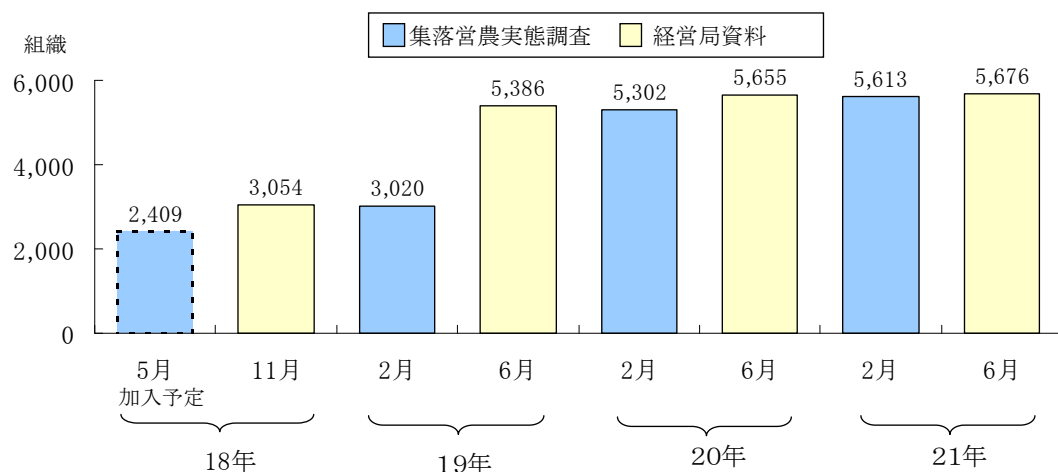
第 3-1 図 集落営農組織数の推移

資料：農林水産省統計部「集落営農実態調査」（平成 17 年～平成 21 年）

注．平成 17 年および 18 年は 5 月 1 日現在，19 年以降は 2 月 1 日現在の組織数である。

なお、集落営農組織の経営所得安定対策への加入状況を集落営農実態調査とは調査時点の異なる農林水産省経営局の公表資料と比較すると（それぞれ法人組織を除く）、対策立ち上げ期のどの時点で対策に加入したかが推測される。これによると、平成 19 年の 2 月までに 5 割強の組織が、同年 2 月～6 月にかけて約 4 割の組織が同対策に加入していることがわかる（第 3-2 図）。

また、平成 18 年および平成 19 年の経営所得安定対策への加入組織数（平成 18 年の集落営農実態調査は加入予定組織数）の推移を地域別にみると、麦の作付が多い北海道、近畿、四国および九州では、平成 18 年 11 月時点で 8 割以上の組織が経営所得安定対策への加入を済ませているのに対して、東北、関東・東山および中国では、19 年 2～6 月にかけて組織数が増えており、同対策に駆け込み加入した組織の割合が高くなっている（第 3-1 表）。



第 3-2 図 経営所得安定対策加入組織数（法人を除く）の推移

資料：農林水産省統計部「集落営農実態調査」，農林水産省経営局資料

第 3-1 表 地域別の経営所得安定対策への加入組織数

(単位:組織, %)

区分	平成18年						平成19年					
	集落営農実態調査 (18年5月)			経営局資料 (18年11月)			集落営農実態調査 (19年2月)			経営局資料 (19年6月)		
	総数	対策加入 予定 組織数	うち 非法人 (A)	対策加入 組織数 (B)	増加割合 ((B-A)/B)	19年6月 加入組織 数に対する 割合 (B/D)	総数	対策加入 予定 組織数	うち 非法人 (C)	対策加入 組織数 (D)	増加割合 ((D-C)/D)	
全国	10,481	5,859	2,409	3,054	21.1	56.7	12,095	3,545	3,020	5,386	43.9	
北海道	357	101	2	43	95.3	89.6	324	56	43	48	10.4	
東北	1,792	1,235	390	257	▲ 51.8	16.3	2,170	295	249	1,577	84.2	
関東・東山	485	186	146	398	63.3	50.3	772	409	363	791	54.1	
北陸	1,953	1,044	504	361	▲ 39.6	73.8	2,042	539	390	489	20.2	
東海	776	233	193	171	▲ 12.9	77.4	823	224	168	221	24.0	
近畿	1,606	1,037	440	579	24.0	90.5	1,600	607	575	640	10.2	
中国	1,589	1,140	125	72	▲ 73.6	37.5	1,646	109	69	192	64.1	
四国	242	66	31	72	56.9	96.0	316	90	65	75	13.3	
九州	1,681	817	578	1,101	47.5	81.4	2,402	1,216	1,098	1,353	18.8	

資料：農林水産省統計部「集落営農実態調査(平成18,19年)」，農林水産省経営局資料

なお、このことは、平成18年5月の対策加入予定組織数と同年11月の対策加入組織数の差違によっても確認できる。すなわち、平成18年5月の加入予定組織数を11月段階の加入組織数が大幅に上回っている地域が前者の麦中心の地域であり、その逆の地域が後者の地域といえる。

ちなみに、集落営農組織数の推移を地域別にみると、平成18～19年にかけては、関東・東山（対前年比59%増）、九州（同43%増）および四国（同31%増）において組織数の増加率が高く、平成19～20年にかけては東北（同30%増）での増加率が高い（第3-2表）。

第 3-2 表 地域別の集落営農組織数の推移

(単位:組織, %)

区分	H17	H18	対前年 増減率	H19	対前年 増減率	H20	対前年 増減率	H21	対前年 増減率
全国	10,063	10,481	4.2	12,095	15.4	13,062	8.0	13,436	2.9
北海道	396	357	▲ 9.8	324	▲ 9.2	320	▲ 1.2	289	▲ 9.7
東北	1,624	1,792	10.3	2,170	21.1	2,825	30.2	2,981	5.5
関東・東山	463	485	4.8	772	59.2	863	11.8	908	5.2
北陸	1,912	1,953	2.1	2,042	4.6	2,063	1.0	2,079	0.8
東海	753	776	3.1	823	6.1	790	▲ 4.0	787	▲ 0.4
近畿	1,585	1,606	1.3	1,600	▲ 0.4	1,704	6.5	1,767	3.7
中国	1,586	1,589	0.2	1,646	3.6	1,685	2.4	1,726	2.4
四国	193	242	25.4	316	30.6	336	6.3	368	9.5
九州	1,551	1,681	8.4	2,402	42.9	2,476	3.1	2,531	2.2

資料:農林水産省統計部「集落営農実態調査」(平成17～21年)

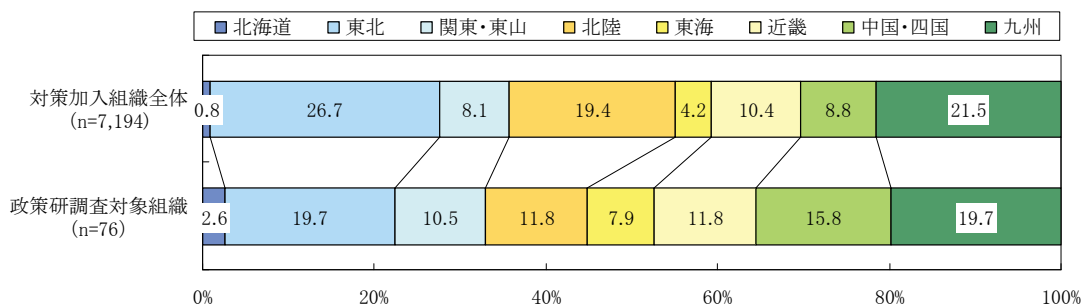
注1) 九州には沖縄を含む。

2) 21年の対策加入数は、東北地方の一部地域のみ、震災の影響で7月31日の集計である。

(2) 調査対象組織の位置づけ

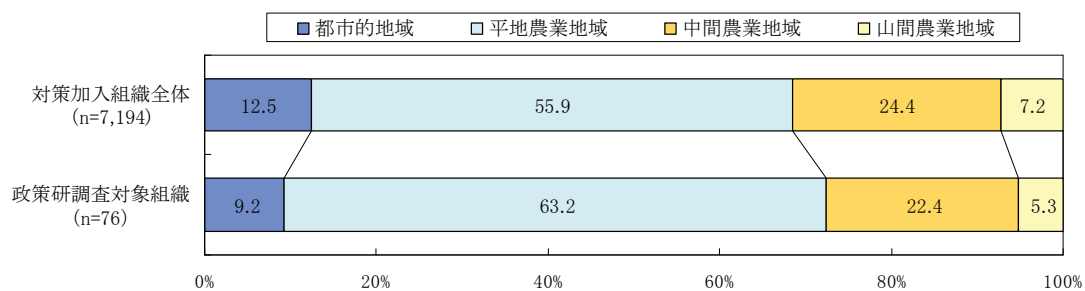
平成 21 年の集落営農実態調査における経営所得安定対策への加入組織と、今回、政策研が調査対象とした組織の地域別の構成を比較すると、政策研の調査対象組織の割合は、北陸および東北でそれぞれ 8 ポイント、7 ポイント低く、逆に、中国・四国では 7 ポイント高い (第 3-3 図)。

また、農業地域類型 (旧市町村単位の地域区分) 別に比較すると、政策研の調査対象組織の割合は平地農業地域でやや高く、都市的地域および中山間地域でやや低いものの、両調査間に顕著な差はみられない (第 3-4 図)。



第 3-3 図 地域別の組織数構成の比較

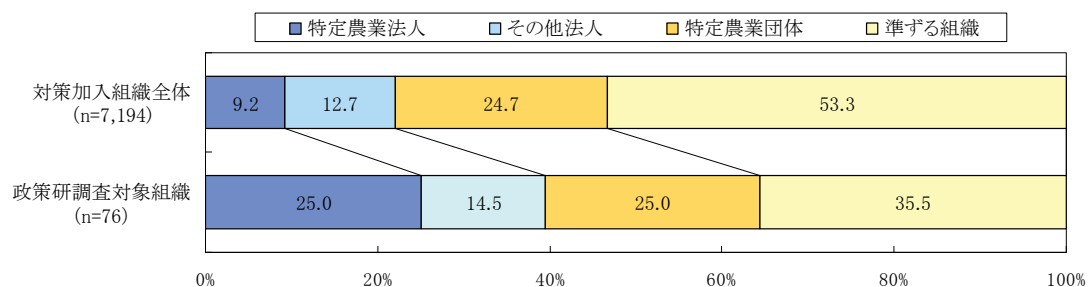
資料:農林水産省統計部「集落営農実態調査」(平成 21 年), 農林水産政策研究所調べ(平成 21 年)



第 3-4 図 農業地域類型別の組織数構成の比較

資料：農林水産省統計部「集落営農実態調査」（平成 21 年），農林水産政策研究所調べ（平成 21 年）

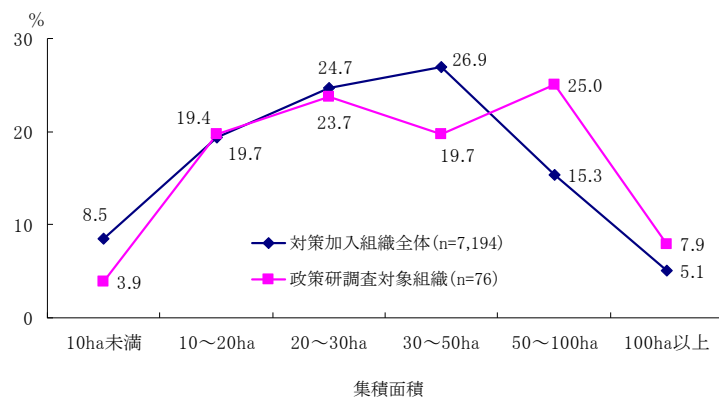
さらに、組織形態別の組織数の構成を同様に比較すると、政策研の調査対象組織の方が特定農業法人の割合が 16 ポイント高く、特定農業団体に準ずる組織（その他の任意組織）の割合が 18 ポイント低い。その他の法人、特定農業団体の比率については、大きな差はみられない（第 3-5 図）。なお、経営局資料による経営所得安定対策への加入組織数は、平成 21 年 8 月時点で 5,676 組織（法人組織を除く）であるが、集落営農実態調査での加入組織数（平成 21 年 2 月時点）は 7,194 組織（任意組織が 5,613 組織，法人組織が 1,581 組織）である。



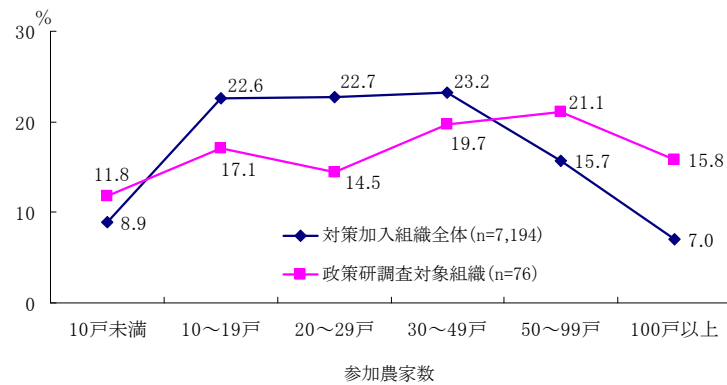
第 3-5 図 組織形態別の組織数構成の比較

資料：農林水産省統計部「集落営農実態調査」（平成 21 年），農林水産政策研究所調べ（平成 21 年）

次に、経営面積と特定作業受託面積とを合わせた利用集積面積規模別の組織分布を比較すると、集落営農実態調査の対策加入組織に比べ政策研の調査対象組織の方が 30～50ha で 7 ポイント低く、50～100ha，100ha 以上では、逆にそれぞれ 10 ポイント，3 ポイント高くなっている（第 3-6 図）。また、参加農家戸数規模別では、10～19 戸，20～29 戸がそれぞれ 6 ポイント，8 ポイント低くなっている反面，50～99 戸，100 戸以上ではそれぞれ 5 ポイント，9 ポイント高くなっており（第 3-7 図），政策研の調査対象組織は，規模の大きな組織にやや偏っていることがわかる。



第 3-6 図 集積面積規模別の組織分布の比較



第 3-7 図 参加農家数規模別の組織分布の比較

資料：農林水産省統計部「集落営農実態調査」（平成 21 年），農林水産政策研究所調べ(平成 21 年)

以上，経営所得安定対策に加入する集落営農組織の中での政策研の調査対象組織の位置づけを総括すると，昨年同様，法人組織（特に，特定農業法人）が多く，相対的に大規模な組織がやや多い傾向にある。

これらのこと（特に前者）から，本調査結果においては，集落営農組織の活動レベルからすると，比較的活発な組織がより多く対象になっていると考えられるので，この点を留意してみていく必要がある。

（羽子田 知子，鈴木 源太郎）

4. 集落営農組織の動向と地域への影響

(1) 類型別等でみた経営の安定化・発展動向の違い

平成 19、20 年度においては、集落営農組織の安定化・発展動向について、「新設組織と既設組織の違い」による分析を行い、すでにこれまで集落営農組織としての活動実績がある集落営農組織の方が、立ち上げ間もない組織よりも、経営の安定化・発展に向けた組織活動が多様であることを明らかにした⁽¹⁾。

また、20 年度においては、時系列分析が可能になったことから、組織の運営目的と営農を担う者（組織の作業で中心的な役割を果たす者）を指標に調査対象組織の類型化を図り、19～20 年度にかけて、組織の運営目的に沿った形で経営の安定化・発展の動きがみられることを明らかにした⁽²⁾。

21 年度においては、19 年度から 3 年連続して調査を行った 66 の集落営農組織を対象に、上記類型区分を用い、19 年度から 20 年度にかけてと、20 年度から 21 年度にかけての組織活動の進展状況をそれぞれ把握し、この 3 年間における経営の安定化・発展に向けた組織活動の特徴を分析した。

1) 集落営農組織の類型化

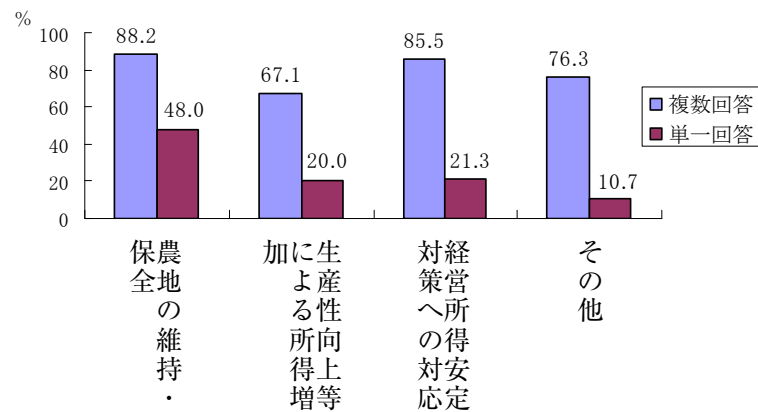
集落営農組織の経営の安定化・発展の方向性は、組織の性格によって異なると考えられることから、組織の性格の違いを踏まえた分析を行うため、平成 21 年度においても、組織の運営目的と営農を担う者（組織の作業で中心的な役割を果たす者）を指標とする類型区分を用いた分析を行い、類型区分間での経営の安定化・発展の方向性の相違、地域への影響等を明らかにする。

(i) 組織の運営目的の相違

調査対象集落営農組織の運営目的をみると、「複数回答可」という条件の下では、「農地の維持・保全」と「経営所得安定対策への対応」が、それぞれ 88%、86%とほぼ拮抗しており、「生産性向上等による所得増加」も 67%と高い回答率となっている（第 4-1 図）。

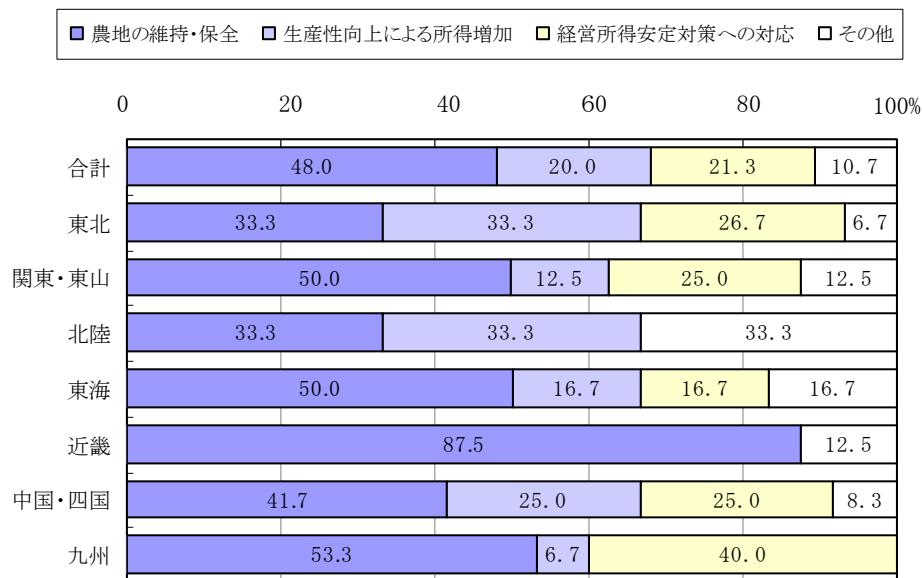
しかしながら、「最も重視したもの」という「単一回答」になると、「農地の維持・保全」が 48%と他の目的に比べて回答割合が高く、これに「経営所得安定対策への対応」が 21%、「生産性向上等による所得増加」が 20%で続いている。

「経営所得安定対策への対応」の回答割合が「複数回答」と「単一回答」で大きく異なることは、多くの集落営農組織が、経営所得安定対策の導入を受け、その対象となることを意識してはいるものの、それ以上に、「農地の維持・保全」の機能を発揮することが期待されていることを示している。



第 4-1 図 集落営農組織の運営方法

資料:農林水産政策研究所調べ



第 4-2 図 地域ブロック別にみた組織の運営目的

資料:農林水産政策研究所調べ

続いて、「最も重視した運営目的」を地域別にみると、「農地の維持・保全」は、近畿、九州等で、「生産性向上等による所得増加」は東北、北陸で、それぞれ回答割合が高くなっている（第 4-2 図）。

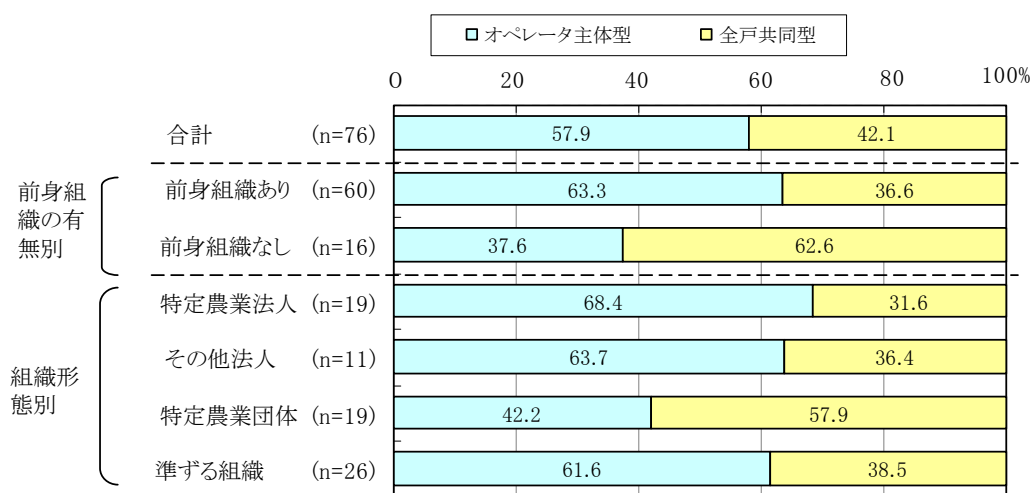
また、「経営所得安定対策への対応」は、九州で最も回答割合が高く、これに東北、関東・東山、中国・四国が続いている。これらのうちの九州、東北、関東・東山は、新たに組織化された集落営農組織が多い地域であり、後述するように、組織で経理を行う中で個別の営農スタイルが継続されているいわゆる「枝番方式」（以下、単に「枝番方式」とい

う。)の集落営農組織が多かったため、「経営所得安定対策への対応」の回答割合が高くなっていると考えられる(第4-1表参照)。これに対して、中国・四国は、これらの地域とは異なり、調査対象組織の多くが、すでに集落営農組織としての実態があったか、もしくは前身組織があった組織であり、その多くは、経営所得安定対策の導入にあわせて組織の見直しを行ったものである。

(ii) 組織の営農を担う者の相違

組織の営農を担う者(組織の基幹作業で中心的な役割を果たす者)の違い⁽³⁾(オペレータ主体型か全戸共同型か)をみると、全体ではオペレータ主体が58%、全戸共同型が42%である(第4-3図)。これを前身組織の有無別にみると、前身組織があって立ち上げられた組織の方が、オペレータ主体型の割合が63%と高い。組織としての活動年数が長いほど、オペレータがしっかり確立され、それに対する依存度も高くなっていると考えられる。

また、組織形態別にみると、特定農業法人でオペレータ主体型の割合が最も高く、特定農業団体では全戸共同型の割合が高い。この理由は、前身組織の有無別と同様であると考えられる。なお、特定農業団体に準ずる組織では、オペレータ主体型の割合が63%と高くなっているが、これは、特定農業団体になりづらい作業受託組織を前身とする組織が数多く含まれているためと考えられる。



第4-3図 前身組織に有無別、組織形態別にみた担い手主体型と全戸共同型の分布

資料:農林水産政策研究所調べ

(iii) 経理の一元化の状況

平成21年度の調査では、経理の一元化の状況について、米、麦、大豆の販売額の管理方法が「プール計算」、「農家ごとに把握」のどちらであるかを回答してもらい、「枝番方式」の集落営農組織の把握を行った。これを地域ブロック別にみると、調査対象組織では、九州、東北、関東・東山の3地域で「枝番方式」の集落営農組織が多くなっている(第4-1表)。米、麦、大豆別では、大豆で最も「プール計算」をしている組織の割合が高く、次

いで麦，米の順となっている。また，東北では，米を「農家ごとに把握」している組織が 69%を占めるが，麦，大豆では「プール計算」している組織の割合が，それぞれ 100%，92%と高くなっている。これに対して，関東・東山，九州では，米だけでなく，麦，大豆でも「農家ごとに把握」している組織の割合が高いといった違いがある。

なお，運営目的に関する分析や各組織の設立経緯に関する調査結果を踏まえれば，こうした「枝番方式」の組織の中には，経営所得安定対策の導入を機に，その初年度の加入申請に間に合わせるため，集落営農の組織化に対する十分な動機付けが行われないまま組織の立ち上げを急いだところも多い。このため，こうした点も，後述する組織の類型化で考慮することとした。

第 4-1 表 地域ブロック別の農産物販売額の管理方法

	販売額の管理方法(米)			販売額の管理方法(麦)			販売額の管理方法(大豆)		
	合計	プール計算	農家ごと	合計	プール計算	農家ごと	合計	プール計算	農家ごと
全体	68 (100.0)	39 (57.4)	29 (42.6)	53 (100.0)	35 (66.0)	18 (34.0)	57 (100.0)	43 (75.4)	14 (24.6)
東北	13 (100.0)	4 (30.8)	9 (69.2)	4 (100.0)	4 (100.0)	0 (0.0)	13 (100.0)	12 (92.3)	1 (7.7)
関東・東山	7 (100.0)	2 (28.6)	5 (71.4)	8 (100.0)	4 (50.0)	4 (50.0)	4 (100.0)	1 (25.0)	3 (75.0)
北陸	9 (100.0)	9 (100.0)	0 (0.0)	7 (100.0)	7 (100.0)	0 (0.0)	5 (100.0)	5 (100.0)	0 (0.0)
東海	5 (100.0)	5 (100.0)	0 (0.0)	6 (100.0)	6 (100.0)	0 (0.0)	3 (100.0)	3 (100.0)	0 (0.0)
近畿	8 (100.0)	6 (75.0)	2 (25.0)	8 (100.0)	8 (100.0)	0 (0.0)	6 (100.0)	6 (100.0)	0 (0.0)
中国・四国	12 (100.0)	9 (75.0)	3 (25.0)	5 (100.0)	3 (60.0)	2 (40.0)	10 (100.0)	9 (90.0)	1 (10.0)
九州	12 (100.0)	3 (25.0)	9 (75.0)	13 (100.0)	2 (15.4)	11 (84.6)	14 (100.0)	6 (42.9)	8 (57.1)

資料：農林水産政策研究所調べ

(iv) 類型区分と類型間の移動

以上のような集落営農組織の運営目的の違い⁽⁴⁾，組織の営農を担う者の違いに加え，経理の一元化の状況を考慮して，第 4-2 表のような類型区分を設けて分析を行った。

なお，本報告では，類型ごとの性格を踏まえ，便宜上，以下の仮称で，各類型に属する組織を総称することとする。

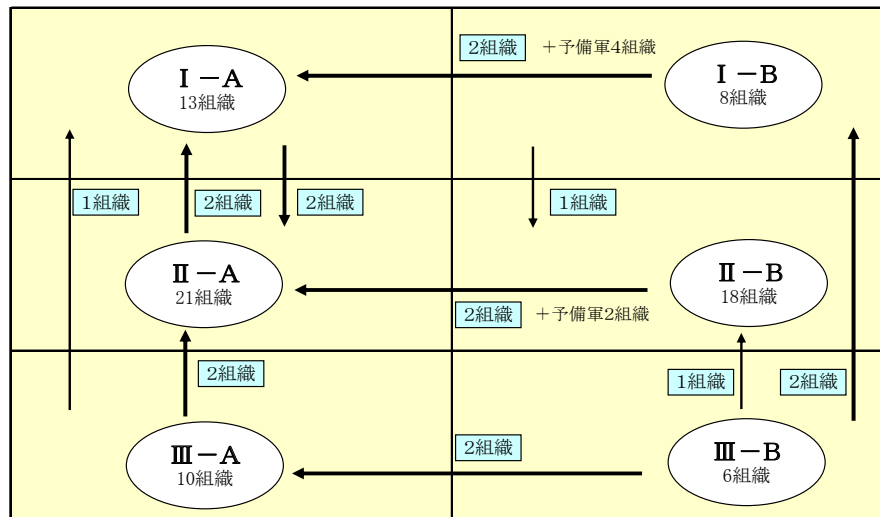
<各類型の仮称>

- | | |
|---------------------|------------------|
| ① 所得増・オペレータ型 (Ⅰ－A) | ② 所得増・全戸型 (Ⅰ－B) |
| ③ 農地維持・オペレータ型 (Ⅱ－A) | ④ 農地維持・全戸型 (Ⅱ－B) |
| ⑤ 目的未決・オペレータ型 (Ⅲ－A) | ⑥ 目的未決・全戸型 (Ⅲ－B) |

第 4-2 表 組織の運営目的，組織の営農を担う者の違いによる類型区分

		組織の営農を担う者	
		オペレータ主体 (A)	全戸共同 (B)
組織運営 の目的	生産性向上等による所得の増加 (Ⅰ)	Ⅰ－A	Ⅰ－B
	農地の維持・保全 (Ⅱ)	Ⅱ－A	Ⅱ－B
	目指す方向を決めかねているもの (Ⅲ)	Ⅲ－A	Ⅲ－B

平成 20 年度の研究報告においては、設立時の運営目的により組織の分類を行ったが、設立後、年数を経るうちに、運営目的が変化しているところも散見されるようになったため、本報告においては、改めて各組織の 21 年度調査時点の運営目的を把握し、調査対象組織 76 を上記の第 4-2 表の区分にしたがって分類し直した。また、組織の営農を担う者についても同様に、設立時から変化している組織があることから、21 年度調査時点における状況から判断して改めて分類を行った。この結果として、第 4-4 図のような類型間の移動が観察された。



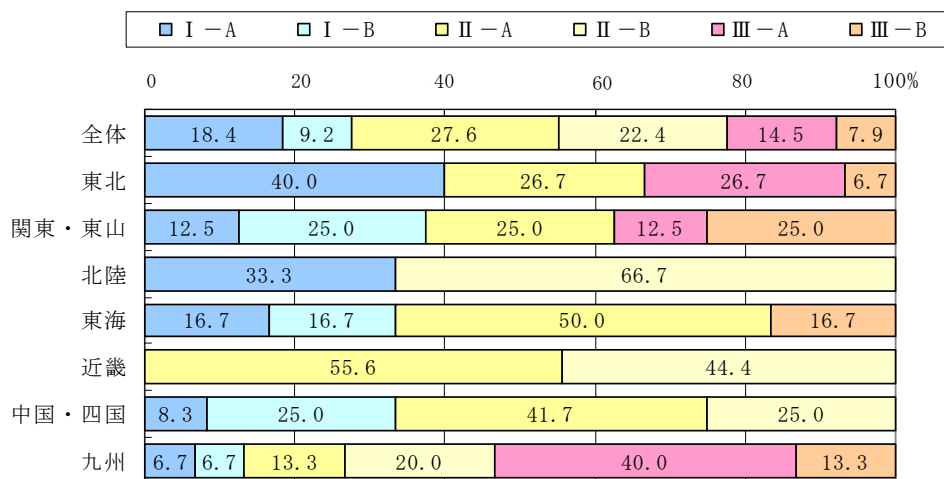
第 4-4 図 調査実施期間中における組織の運営目的、組織を担う者の変化

- 注1) 自己申告された組織の設立目的・調査開始時点での組織を担う者の状況と、政策研で、
 現行の組織の運営状況についてのヒアリング結果から判断した現在の組織の運営目的や
 組織を担う者の状況とを比較することで作成。
- 2) ○の中の組織数は移動後の平成 21 年の数値である。

この図からは、①高齢化等により出役できる人が減ったり、共同利用する機械の導入により、「全戸共同型」とは言えなくなり、「オペレータ主体型」に分類されるようになった組織が 6 組織（その予備軍が 6 組織）、②目指す方向を決めかねていたのが、「生産性向上等による所得の増加」や「農地の維持・保全」に目標を定め、経営内容を変化させている組織が 6 組織、③「生産性向上等による所得の増加」と「農地の維持・保全」の間では、5 組織の目的が変わり、入れ替わる動きがみられる。特に、「農地維持・オペレータ型（II-A）」から「所得増・オペレータ型（I-A）」に移動した 2 組織については、ともに、将来の組織の営農を担う者の確保の観点から法人化し、所得の増加を目指す取組に力を入れるようになった組織であり、年々複合部門、多角部門を充実させてきている。他方で、生産性向上等による所得の増加に重きを置いていた組織が、地域の農地の維持・保全に組織の運営目的の重点を移し、I-AからII-Aに移動したのも 2 組織ある。

次に、本研究の調査対象全 76 組織を、前掲第 4-2 表の区分に基づき分類し、これを地域ブロック別にみたのが第 4-5 図である。東北では「所得増・オペレータ型（I-A）」に続き「農地維持・オペレータ型（II-A）」の割合が高く、オペレータ主体型が大半で

ある。これに対して北陸では、「農地維持・全戸型（Ⅱ－Ｂ）」の割合が突出しており、全戸共同型が3分の2を占める。また、中国・四国では「農地維持・オペレータ型（Ⅱ－Ａ）」が4割強で一番多く、近畿では、すべての組織が「農地の維持・保全」を運営の目的としており、オペレータ主体型が過半を占めている。九州では、「目的未決・オペレータ型（Ⅲ－Ａ）」と「目的未決・全戸型（Ⅲ－Ｂ）」で過半を占めている。



第 4-5 図 地域ブロック別にみた類型別組織数

資料：農林水産政策研究所調べ

2) 集落営農組織の経営の安定化・発展に向けた動き

平成 19 年度から 21 年度にかけて連続して調査を行った 66 集落営農組織を対象に、19 年度から 20 年度にかけて（以下「19～20 年度」と表記。）と、20 年度から 21 年度にかけて（以下「20～21 年度」と表記。）とに分けて、この 3 年間における集落営農組織の経営の安定化・発展の状況について分析した。

分析に当たっては、集落営農組織からの回答を基に、経営の安定化・発展に関する以下の 5 指標を定義し、各組織において、どの指標で進展があったかを把握した⁽⁵⁾。

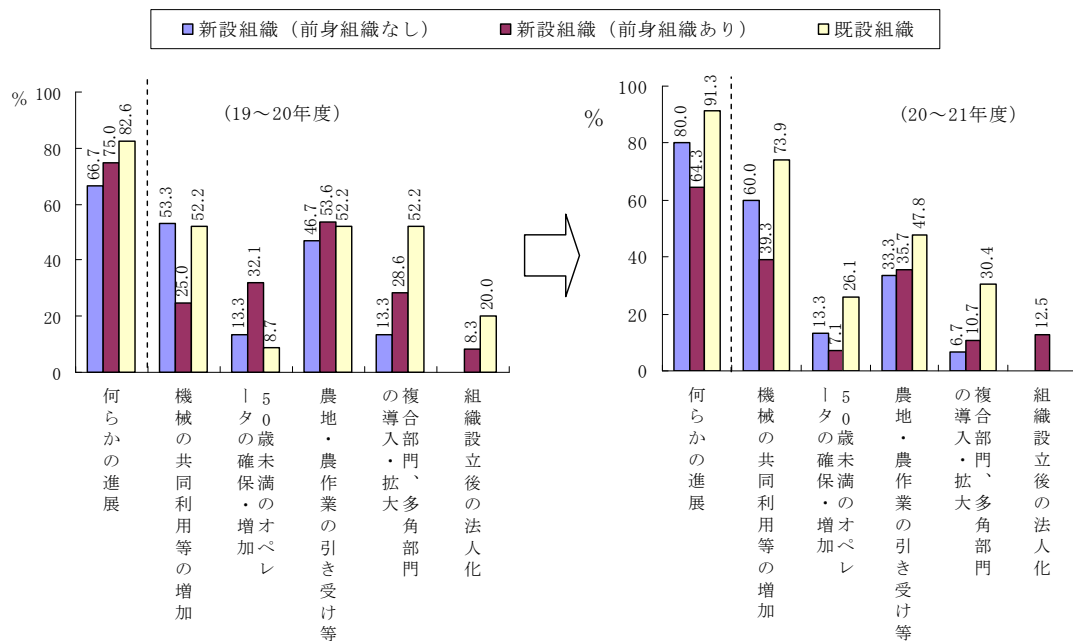
- ① 機械の共同利用等の増加
- ② 50 歳未満のオペレータの確保・増加
- ③ 農地・農作業の引き受け等の増加
- ④ 複合部門・多角部門の導入・拡大
- ⑤ 組織設立後の法人化

(i) 新設組織と既設組織の違い

平成 19 年度の分析では、すでにこれまで集落営農組織としての活動実体があった組織の方向、立ち上げ間もない組織よりも経営が安定化・発展しており、その方向性も多岐にわたることを明らかにした⁽⁶⁾。また、20 年度には、継続調査を実施した組織について、19～

20年度の経営の安定化・発展の状況を上記の5つの指標により把握することで、組織の発展段階によって、力を入れて取り組まれることが違うことを明らかにした⁽⁷⁾。21年度においては、前年度と同様の5つの指標を用いて、20～21年度の変化を把握し（19～20年度についても再把握）、経営所得安定対策の導入初年度から2年目にかけてと、2年目から3年目にかけての取組の違いを比較し、その理由を明らかにすることを中心に分析を行った。

まず、最初に、何らかの進展があった組織の割合を全体でみると、19～20年度が75%、20～21年度が77%であり、わずかな増加にとどまっている（第4-6図）。



第4-6図 新設組織，既設組織別にみた経営の安定化・発展の状況

資料：農林水産政策研究所調べ

しかしながら、新設組織，既設組織別に進展状況をみると、新設組織のうち「前身組織なし」で立ち上げられた組織では、何らかの進展のあった組織の割合が、19～20年度の67%から、20～21年度には80%へと増加している。この理由としては、前身組織がなかったことにより、19～20年度は組織の立ち上げとそれに続く当初の組織運営で大変だったのが一段落し、組織の一体性を高めるための取組が活発化していることが考えられる。取組の中身を具体的にみると、19～20年度、20～21年度と連続して、「農地・農作業の引き受け等」と「機械の共同利用等の増加」で進展のあった組織の割合が他の指標より高くなっている。このことから、前年度に引き続き、これらの組織では、リタイアする農家等の農地を組織で引き受けたり、機械の共同利用等が増加している組織の割合が高く、これらの取組を契機に組織としての一体性を確保し、経営を安定化・発展させていこうとしている組織が多いことがうかがえる（この3年間で全く進展のみられない組織は15組織中1組織の

み)。

次に、新設組織のうち「前身組織あり」で立ち上げられた組織では、何らかの進展があった組織の割合が、19～20年度の75%から、20～21年度の64%へと減少しており、取組の中味を具体的にみても総じて減少の傾向にある。しかし、「機械の共同利用等の増加」では、進展のあった組織の割合が19～20年度から20～21年度にかけて増加している。政策研の調査対象組織では、元々、これらの組織は機械利用組合や受託組織を母体として立ち上げられ、共用で利用する機械を母体の組織（母体となった組織を解散させず併存させている例も多い）からのリースで確保したり、転作作物についてのみ機械の共同化を行っているところが多い。このため、19～20年度においては、「機械の共同利用等の増加」で進展のあった組織の割合が、他の状態の組織に比べて半分以下と低かった。これが、20～21年度に増加しているということは、このような共同で利用する機械を持っている組織でも、機械の新規導入や大型機械への買い換え等機械の更新の動きが出始めていることが考えられる。

他方で、「50歳未満のオペレータの確保・増加」では、19～20年度に進展のあった組織の割合が32%と相対的に高かったが、20～21年度には7%へと大きく低下している。また、「複合部門、多角部門の導入・拡大」でも進展のあった組織の割合が29%から11%へと低下しており、20年度まで取り組まれてきたこれらの動きが一段落した組織が多くなっていることが考えられる。実際に、28組織のうち、オペレータ主体型の組織が15(54%)、うち20年度までに50歳未満のオペレータが増加した組織が7(25%)となっており、すでにこの類型に属する組織の多くでオペレータの確保が図られている（全戸共同型の13組織では3組織のみ）。また、複合部門、多角部門をすでに導入済みの組織も28組織中12組織(43%)ある。なお、この3年間、全く進展がみられない組織も4組織あり、前身組織を経営所得安定対策の要件に合わせて再編したものの、次の展開を見出せなくなっている組織も存在する。

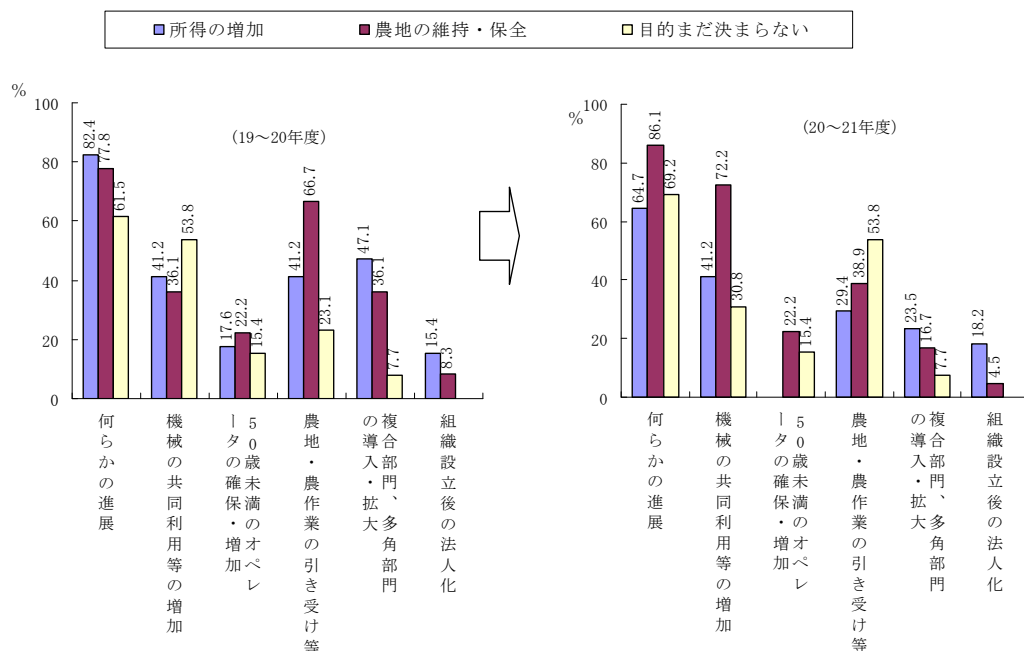
最後に、既設組織（すでに集落営農として経営実体のあった組織）では、何らかの進展のあった組織の割合が、19～20年度の83%から、20～21年度には91%へと増加している。取組の中身を具体的にみると、すでに法人化している組織が多いため（23組織中16組織、70%）、「組織設立後の法人化」で進展のあった組織はないものの、それ以外のすべての指標で、新設組織に比べて進展のあった組織の割合が高く、経営の安定化・発展の動きが引き続き活発なだけでなく、取組の拡大傾向も続いている。特に、「機械の共同利用等の増加」で進展のあった組織の割合が上昇している。すでに共同機械による協業体制が確立されている組織が多いことを踏まえれば（例えば、米の田植作業において、オペレータが組織の機械を使って行っている作業の占める割合が70%以上の組織は23組織中19組織(83%)、うち100%は15組織(65%)）、大型機械への買い換え等の機械の更新が盛んになりつつあると考えられる。また、「農地・農作業の引き受け等の増加」で進展のあった組織が、3年間で23組織中16(70%)、2年連続で進展があった組織が7(30%)あることから、集落営農組織が農地の引き受け手として地域で評価され、組織に農地を預け

る人が増えていることがうかがえる。さらに、複合部門、多角部門をすでに導入した組織も 23 組織中 14 組織（61%）あり、新たな部門の導入を考えている組織も 13 組織（57%）あることから、これらの点でも積極的な組織が多いことがうかがえる。

（ii） 類型区分による違い

集落営農組織の運営目的の違い、組織の営農を担う者の違いにより、経営の安定化・発展の方向性が異なると考えられたため、平成 20 年度においては、組織の運営目的、組織の営農を担う者の違いによって、前述の 5 指標ごとの進展状況にどのような違いがあるかを分析した⁽⁸⁾。その結果、それぞれの組織の設立目的に沿った形で経営の安定化・発展がみられる組織が多いことが明らかになった。また、組織の営農を担う者別に、経営の安定化・発展の方向性について明確な違いはみられなかった。21 年度においても、まず、5 指標ごとに、組織の運営目的、組織の営農を担う者の違いによる変化を、20～21 年度について把握し（19～20 年度についても再把握）、それらの組み合わせである 6 類型ごとに、この 3 年間の取組の特徴とその要因を明らかにすることを中心に分析を行った。

まず、運営の目的別に、19～20 年度、20～21 年度の 5 指標ごとの進展状況をみると、19～20 年度には、何らかの進展のあった組織の割合が「所得増（Ⅰ）」、「農地維持（Ⅱ）」、「目的未決（Ⅲ）」の順に高かったのが、20～21 年度には、「農地維持（Ⅱ）」、「目的未決（Ⅲ）」、「所得増（Ⅰ）」の順になっており、特に、「所得増（Ⅰ）」で何らかの進展があった組織の割合が 18 ポイント低下している（第 4-7 図）。



第 4-7 図 運営目的別にみた経営の安定化・発展の状況

資料：農林水産政策研究所調べ

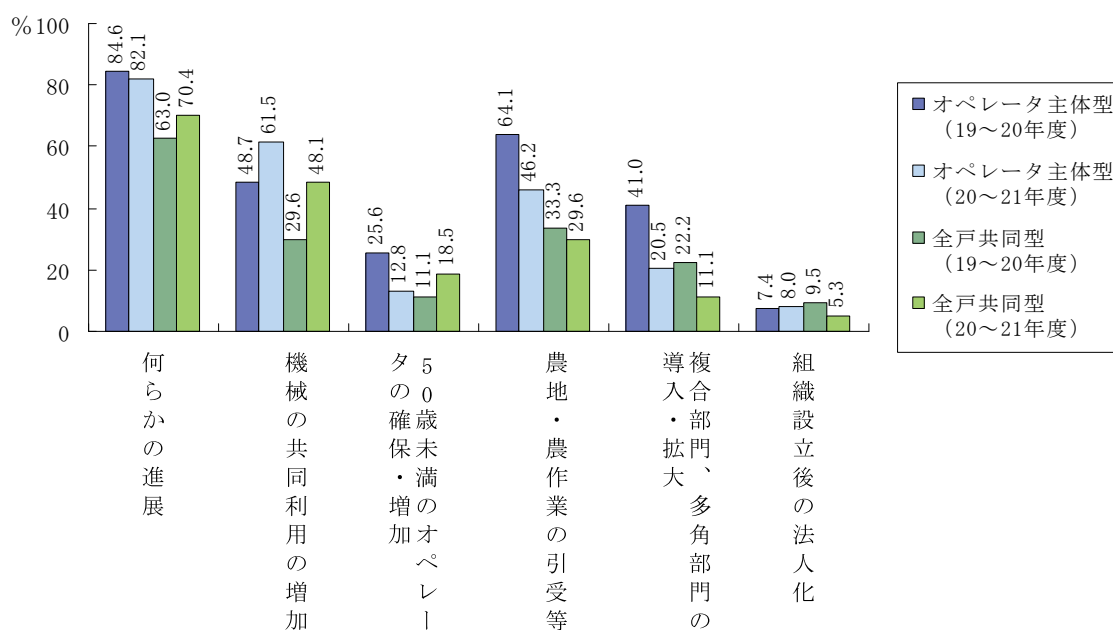
取組の中身を具体的にみても、19～20 年度においては、それぞれの組織の設立目的に沿った形で経営の安定化・発展がみられたが、20～21 年度には、そうした傾向が必ずしもみられない。

このことを、順次、目的別にみていくと、まず、「所得増（Ⅰ）」では、20～21 年度に「50 歳未満のオペレータの確保・増加」で進展のみられる組織がなくなっているほか、「複合部門、多角部門の導入・拡大」でも進展のあった組織が 47%から 24%へとほぼ半減している。これに対して、「機械の共同利用の増加」は 19～20 年度と同じ割合（41%）である。こうした変化の要因としては、経営の安定化・発展に向けた動きがある程度進展し、一段落した組織が多くなっていることも挙げられるが、他方で、3 年間ほとんど経営内容に変化のなかった組織が 17 組織中 4 組織（そのうちの 3 組織は、大規模認定農業者も参加している東北地方の組織）含まれていることも要因として挙げられる。

一方、「農地維持（Ⅱ）」では、何らかの進展があった組織が 19～20 年度の 78%から 20～21 年度には 86%へと増加している。その要因としては、「機械の共同利用等の増加」で進展のあった組織が、19～20 年度の 36%から、20～21 年度に 72%に倍増していることが挙げられる。他方で、「農地・農作業の引き受け等」で進展のあった組織の割合が減少しており、「農地の維持・保全」を目的とした組織では、農地や作業の集積が図られたのを受けて、共同利用する機械の新規導入や、大型機械への買い換え等の機械の更新が活発化していることがうかがえる。

これらに対して、「目的未決（Ⅲ）」では、「農地・農作業の引き受け等」で進展のあった組織が、19～20 年度の 23%から、20～21 年度には 54%へと倍以上に増加している。20 年度の分析では、経営の安定化・発展に向けた何らかの進展がみられた組織が 40%しかなく、今後の展開が懸念されていたが、その後、運営目的が定まったり、経営内容が変化することで、分類が変わった組織もあるほか、経営の安定化・発展に向けた取組も増加しており、20～21 年度には何らかの進展がみられた組織は 69%に増加した（第 4-7 図の 19～20 年度の何らかの進展があった組織の割合 62%は、21 年度時点での分類で把握し直した数値）。また、3 年間でほとんど経営内容に変化のなかった組織も 13 組織中 3 組織（23%）にとどまっている。

続いて、組織の営農を担う者別に、19～20 年度、20～21 年度の 5 指標ごとの進展状況をみると、全般的に「オペレータ主体型」が「全戸共同型」より進展のあった組織の割合が高い（第 4-8 図）。また、19～20 年度から 20～21 年度にかけての変化をみると、「オペレータ主体型」では進展のあった組織の割合が低下しているのに対して、「全戸共同型」では進展のあった組織の割合が上昇しており、その差が縮まっている。こうした動きがみられた要因としては、「オペレータ主体型」の組織の方が、機械作業の担い手グループが組織内に形成されていて意志決定を任されているので、設立当初から新たな取組を行うことについての決定や実施を迅速に行えたと考えられること、他方で、「全戸共同型」には、前述のように「オペレータ主体型」に移行しつつある組織が 6 組織あり（第 4-4 図参照）、共同で利用する機械の導入の動きが 20～21 年度に活発になっていること等が考えられる。



第4-8図 営農を担う者別にみた経営の安定化・発展の状況

資料:農林水産政策研究所調べ

また、こうした動きを反映して、「50歳未満のオペレータの確保・増加」で進展があった組織の割合は、19～20年度では「オペレータ主体型」の方が高かったのが、20～21年度では「オペレータ主体型」で低下し「全戸共同型」で上昇したため、「全戸共同型」で進展があった組織の割合が高くなっている。こうした動きがみられた理由としては、上記のような動きがあるほか、「オペレータ主体型」のようにすでにオペレータを担当する者が絞り込まれており、オペレータに機械作業が集中している組織より、「全戸共同型」のゆるやかなオペレータの配置（例えば、機械作業を行える人は全員オペレータとする等）の方が、経験の浅い若い人が参加しやすいという面もあったと考えられる。

以上の組織の運営目的、営農を担う者の違いによる分析結果をまとめて、それらの組み合わせである6類型ごとに、経営所得安定対策の導入後の3年間における経営の安定化・発展状況を整理したのが第4-3表である。

当然のことながら、20～21年度に何らかの進展があった組織の割合が高かった「農地の維持・保全（Ⅱ）」と「オペレータ主体型（A）」の組み合わせであるⅡ－Aでは、同割合が、19～20年度から20～21年度にかけて上昇し、90%と6類型の中で一番高くなっている。また、各指標別にみても、5指標のうち4指標で進展のあった組織の割合が平均を上回っている。特徴的なのは、「農地・農作業の引き受け等」で進展のあった組織が減少し、「機械の共同利用の増加」で進展のあった組織が増加しており、6類型の中で一番高くなっている。前述のように「農地の維持・保全（Ⅱ）」を目的としている組織では、地域内の農地の利用集積は一段落し、共同で利用する機械の導入や更新が盛んになりつつあったが、そのうちの「オペレータ主体型」であるⅠ－Aで、その動きがより顕著にみられ

る。

他方で、同じく「オペレータ主体型（Ａ）」でありながら「所得増（Ⅰ）」を目的としたⅠ－Ａでは、何らかの進展があった組織の割合が、19～20年度の70％から、20～21年度の60％へと低下している。これは、「所得増」を目的とした組織に、転作作業のみを行う組織が含まれ、経営の安定化・発展に向けた動きが一段落した組織や大規模認定農業者も参加していて経営内容に変化がみられない組織が比較的多く含まれていることの影響が、営農を担う者の違いによる影響より強く出たためと考えられる。

これらに対して、目的が定まっていない「目的未決・オペレータ型（Ⅲ－Ａ）」、「目的未決・全戸型（Ⅲ－Ｂ）」では、前者で積極的な動きがみられる一方で、後者では「農地・農作業の引き受け等」で進展のあった組織が20～21年度に40％（2組織）あるだけで、残りの60％（3組織）の組織で、この3年間全く進展がみられず、今後の組織運営の方向性も定まらず、組織的な活動が停滞していることがうかがえる。

第4-3表 類型別にみた経営の安定化・発展の状況

（単位：％）

	何らかの進展		機械の共同利用等の増加		50歳未満のオペレータの確保・増加		農地・農作業の引受等		複合部門、多角部門の導入・拡大		組織設立後の法人化	
	19～	20～	19～	20～	19～	20～	19～	20～	19～	20～	19～	20～
	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度
合 計 (n=66)	75.8	77.3	40.9	56.1	19.7	15.2	51.5	39.4	33.3	16.7	8.2	6.7
Ⅰ－Ａ (n=10)	70.0	60.0	40.0	30.0	20.0	0.0	40.0	50.0	40.0	30.0	0.0	16.7
Ⅰ－Ｂ (n=7)	100.0	71.4	42.9	57.1	14.3	0.0	42.9	0.0	57.1	14.3	28.6	20.0
Ⅱ－Ａ (n=15)	85.7	90.5	38.1	81.0	28.6	14.3	85.7	42.9	52.4	19.0	14.3	8.3
Ⅱ－Ｂ (n=15)	66.7	80.0	33.3	60.0	13.3	33.3	40.0	40.0	13.3	13.3	0.0	0.0
Ⅲ－Ａ (n=8)	100.0	87.5	87.5	50.0	25.0	25.0	37.5	50.0	12.5	12.5	0.0	0.0
Ⅲ－Ｂ (n=5)	0.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0

資料：農林水産政策研究所調べ

（iii） 小括

まず、この3年間に実施した新設組織、既設組織別の動向に関する分析（前掲第4-6図参照）を総括すれば、以下のような整理となる。

- ① 前身組織もなく立ち上げられた組織では、組織としての一体性が十分に確保されていない状態のところが多いため、組織で機械を所有し、それを共同で使用することや、農地の維持・保全を図るため、組織としてリタイアする農家の農地や農作業を引き受けることを契機にして、組織としての一体性を持たせようという取組がみられ、むしろ組織活動が活発になってきている。
- ② 機械利用組合等を前身組織とする組織のうち、機械の共同利用や転作作物における協業等が行われ、ある程度、組織としての一体性が確保されたところでは、オペレータの効率的な配置によって若いオペレータが確保されたり、複合部門、多角部門の導入等が積極的に行われているが、一方で、経営所得安定対策の導入にあわせて組織の再編を行ったものの、次の展開を見出せないでいる組織も存在し、二極化している。
- ③ 共同利用する機械、オペレータを中心とした協業体制等が整備され、組織としての一体性が強まった組織の多くでは、取組への積極性、多様性がみられる。これらの組

織では、農地や農作業の引き受け能力が向上し、労働力にゆとりも生まれることから、リタイア農家等からの農地・農作業の着実な引き受けによって農地・農作業の集積が進み、複合部門、多角部門の導入・拡大も進んでいる。また、機械の更新も活発に行われており、組織としての持続性も強まっていることがうかがえる。

このように、活動年数の長い組織の方が、経営の安定化・発展に取り組む組織の割合が高く、かつ、その取組の幅も広いが、近年新たに立ち上げられた組織、特に前身組織なしで立ち上げられた組織でも、経営の安定化・発展に向けた組織活動が活発に行われていることが確認された。また、研究開始当初には、活動年数が長いと、それだけ組織としての完成型に近づくので、経営の安定化・発展に向けた取組も少なくなっているのではないかとの考えもあったが、実際には、法人化したり、組織としての一体性が強まることで、更なる経営の安定化・発展に向けた取組が幅広く行われる傾向が確認された。

続いて、この2年間における類型ごとの動向に関する分析（前掲第4-7図、第4-8図参照）を総括すれば、以下のような整理となる。

- ① 19～20年度の動向をみると、それぞれの組織の設立目的に沿った形で組織活動が行われた組織の割合が高かった。例えば、「所得増（Ⅰ）」を目的とした組織では、「農地・農作業の引き受け等」だけでなく、生産性向上に向けた「機械の共同利用等の増加」や、所得増加につながる「複合部門・多角部門の導入・拡大」で進展のあった組織の割合が高く、「農地維持（Ⅱ）」を目的とした組織では、その運営目的を反映して、「農地・農作業の引き受け等」で進展のあった組織の割合が突出して高かった。
- ② これが、20～21年度になると、「所得増（Ⅰ）」を目的とした組織では、組織的な活動が全体的に一段落し、「機械の共同利用等の増加」以外で進展のみられた組織が減少し、「農地維持（Ⅱ）」を目的とした組織では、19～20年度には突出して進展がみられた「農地・農作業の引き受け等」で動きが一段落する一方で、「機械の共同利用の増加」で進展のあった組織が倍増している。
- ③ また、組織の営農を担う者別の分析からは、経営の安定化・発展の方向性については19～20年度、20～21年度ともに明確な違いはみられなかったものの、19～20年度には「オペレータ主体型」の方が進展のみられる組織が多かったのが、20～21年度には、「全戸共同型」で「機械の共同利用等の増加」で進展のみられた組織の割合が大きく上昇したことから、その差が縮まっている。

このように、集落営農組織は、組織の特性やその発展段階に応じて、経営の安定化・発展に向けた取組の方向性が異なり、しかも刻々と変化している。こうした変化を考慮しながら、運営目的も定まらず組織活動が停滞している集落営農組織の運営目的をどう定め、どう組織活動に取り組んでいくか検討していく必要がある。

（吉田 行郷）

- 注(1) 経営安定プロジェクト研究農地・集落営農チーム「経営安定対策下における集落営農組織の設立等が地域農業、農地利用集積等に与える影響に関する分析」『農林水産政策研究所レビュー』No.28, 農林水産政策研究所, 平成20年7月 pp.13～14 及び, 経営安定プロジェクト研究集落営農チーム「集落営農組織の設立等が地域農業、農地利用集積等に与える影響に関する分析」『農林水産政策研究所レビュー』No.33, 農林水産政策研究所, 平成21年10月, pp.9～10 を参照。
- (2) 「集落営農組織の設立等が地域農業、農地利用集積等に与える影響に関する分析」 pp.9～10 を参照。
- (3) ここでは、オペレータの人数が参加農家戸数に比べて著しく少ない組織は「オペレータ主体型」に、オペレータの人数÷参加農家戸数という組織は「全戸共同型」にそれぞれ分類した。オペレータの人数が参加農家戸数と同程度であるが、地域内の農家数に比べて著しく少ない組織は「オペレータ主体型」に分類した。また、オペレータの人数が少なくても、オペレータの人数+補助作業員の人数÷参加農家戸数という組織は、全戸が農作業を共同で行っていると見なし「全戸共同型」に分類した。さらに、いわゆる「枝番方式」で、実質的に全ての作業が個別に行われている組織も「全戸共同型」に分類した。
- (4) 本年度の調査では、最も重視した運営目的として「経営所得安定対策への対応」を挙げた組織は、「Ⅲ」に分類した。また、最も重視した運営目的として「その他」を挙げた8組織は、前年度の調査結果では、「担い手の確保」を最も重視していると回答している。そこでこれら8組織のうち、集落外等からの若い担い手の確保のため、収益性の向上、所得の拡大等が必要としている3組織を「Ⅰ」に分類し、その他、農地の維持・保全、地域農業の維持等のために、「担い手の確保が必要」と回答している5組織を「Ⅱ」に分類した。また、最も重視した運営目的を「農地の維持・保全」としているが、いわゆる「枝番方式」で、かつ、米を経営に取り込んでいない組織であるか経営の変化がほとんどみられない組織については、「Ⅲ」に分類した。
- (5) ここで分析した経営の安定化・発展については、選択肢を設けて調査対象者に直接回答してもらった結果ではなく、調査票に記入された定量的なデータに基づき、以下の定義によって整理した。なお、21年度の調査で使用した調査票との関係で、20年度の分析で用いた定義から、若干の修正を行っている。
- ① 機械の共同利用等の増加
19～20年度、20～21年度それぞれにかけて、組織が所有する共同で利用するための農業機械の台数が増加した場合、もしくは共同で利用する農業機械の効率化が図られた場合
 - ② 50歳未満のオペレータの確保・増加
19～20年度、20～21年度それぞれにかけて、50歳未満のオペレータの人数が増えた場合
 - ③ 農地・農作業の引き受け等の増加
19～20年度、20～21年度それぞれにかけて、農地の利用権設定面積、作業受託面積が増加した場合、もしくはリタイアして組織から抜ける農家の農地を組織が引き受けた場合、もしくは団地化・ブロックローテーション化が新たに実現した場合
 - ④ 複合部門・多角部門の導入・拡大
19～20年度、20～21年度それぞれにかけて、複合部門もしくは多角部門が新たに導入された場合、もしくは取組規模が拡大した場合
 - ⑤ 組織設立後の法人化
19年4月以前に設立された組織が、19年5月以降、19～20年度、20～21年度それぞれにかけて法人化した場合
- (6) 「経営安定対策下における集落営農組織の設立等が地域農業、農地利用集積等に与える影響に関する分析」P.13 を参照。
- (7) 前掲「集落営農組織の設立等が地域農業、農地利用集積等に与える影響に関する分析」, pp.9～10 を参照。
- (8) 前掲「集落営農組織の設立等が地域農業、農地利用集積等に与える影響に関する分析」P.10 を参照。

（２） 集落営農組織の設立による地域への影響

研究最終年度の平成 21 年度の調査では、集落営農組織の代表者に、集落営農組織の活動により地域にどのような影響があったかを尋ねており、その回答について整理・分析を行った。

１） 新設組織、既設組織別にみた影響

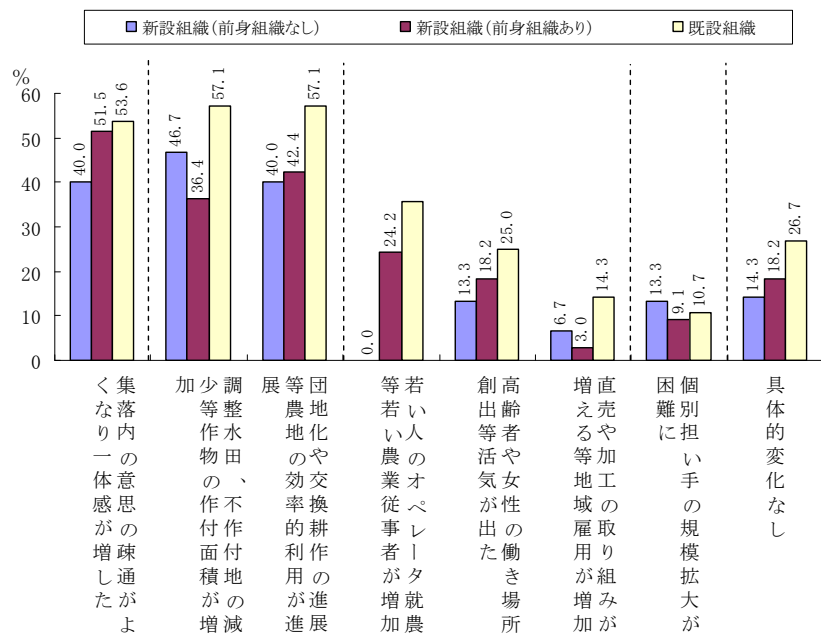
平成 20 年度の研究成果や、21 年度における新設組織、既設組織別にみた経営の安定化・発展に関する分析結果からは、集落営農組織が組織としての一体性を強めていくのに応じて、①機械の合理的な所有と効率的な利用、および農地の維持・保全、②オペレータとしての若い担い手の農業への参画・定着、③複合部門、多角部門の導入・拡大による農業所得、農業関連所得の向上、といった順に効果が現れ、それが次第に大きくなっていくのではないかと考えられた。そこで、以下では、この点を、新設組織、既設組織別にみた集落営農組織の設立、活動が地域に与えた影響に関する分析結果から検証してみる。

まず、全体的には、約半数の組織が「集落内の意思疎通の改善等により一体感が増した」、
「作物の作付面積が増加」、「農地の効率的利用が進展」を効果として挙げている（第 4-9 図）。集落内の風通しが良くなることで、その効果の一つとして、農地の利用集積の面で改善が図られたと考えられる。一方、「若い人のオペレータ就農等若い農業従事者が増加」、「高齢者や女性の働き場所創出等活気が出た」等、労働力面において効果があったとする組織の割合は 2 割前後にとどまっており、農地の利用集積に比べると、世代交代による若手労働力の確保や多様な労働力の活用は依然として大きな組織の課題として残っていることがうかがえる。

続いて、新設組織、既設組織別に地域への影響をみると、前身組織なしで立ち上げられた新設組織では、「具体的な変化なし」が 27%ある一方で、「作物の作付面積が増加」、「農地の効率的利用が進展」が 40%を超えている。他の項目は、これらより 10 ポイント以上も低くなっており、「若い人のオペレータ就農等若い農業従事者が増加」では、効果のあった組織がない。

これが、前身組織ありで立ち上げられた新設組織になると、「作物の作付面積が増加」、「農地の効率的利用が進展」の 2 項目で 40%前後である点は、前身組織なしで立ち上げられた新設組織と同様であるが、「若い人のオペレータ就農等若い農業従事者が増加」や「高齢者や女性の働き場所創出等活気が出た」といった回答も 20%前後ある点が異なり、前身組織なしで立ち上げられた組織より、より広く地域に影響を及ぼしている。

最後に、既設組織（すでに集落営農として経営されている組織）をみると、前述したように（前掲第 4-6 図）、経営展開に広がりがあることもあって、地域に与える効果は、いずれの項目においても新設組織より回答割合が高く、地域に与える影響も多岐にわたっている。



第 4-9 図 組織の設立前の状態別にみた集落営農組織の設立・活動が地域に与えている影響

資料：農林水産政策研究所調べ

2) 類型別にみた影響

これまで紹介してきた類型別の分析を踏まえれば、経営の安定化・発展に向けて進展のあった組織の割合は類型ごとに異なり、その方向性にも違いがみられた。したがって、当然のことながら、地域への影響にも類型別の違いがあると考えられる。

以下では、集落営農組織の代表者からの回答を類型別に整理・分析した結果を示す（第 4-4 表）。同表では「集落内の意思の疎通が良くなり一体感が増した」から「直売や加工の取組が増える等地域雇用が増加」までの 6 項目を、集落営農組織の設立、活動が地域に与えている好影響として表示している。

第 4-4 表 類型別にみた集落営農組織の設立、活動が地域に与えている影響

	集落内の意思の疎通が良くなり一体感が増した	調整水田、不作付地の減少等作物の作付面積が増加	団地化や交換耕作の進展等農地の効率的利用が進展	若い人のオペレータ就農等若い農業従事者が増加	高齢者や女性の働き場所創出等活気が出た	直売や加工の取組が増える等地域雇用が増加	個別担い手の規模拡大が困難に	具体的変化なし
合計 (n=76)	50.0	46.1	47.4	23.7	19.7	7.9	10.5	18.4
I-A (n=13)	69.2	53.8	61.5	30.8	23.1	7.7	23.1	0.0
I-B (n=8)	75.0	62.5	37.5	12.5	37.5	12.5	12.5	0.0
II-A (n=21)	52.4	61.9	52.4	28.6	28.6	19.0	4.8	9.5
II-B (n=18)	38.9	44.4	50.0	38.9	11.1	0.0	5.6	22.2
III-A (n=10)	40.0	20.0	40.0	0.0	10.0	0.0	20.0	40.0
III-B (n=6)	16.7	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7

資料：農林水産政策研究所調べ

(i) 所得増・オペレータ型 (I-A)

「所得増・オペレータ型 (I-A)」では、好影響6項目のうちの5項目で、効果があったとする組織の割合が平均を上回っており、地域に幅広く好影響を及ぼしている組織が相対的に多いことがうかがえる。特に、「農地の効率的利用が進展」での回答割合が62%と6類型の中で最も高くなっており、組織の運営目的に対応した効果が発揮されている。他方で、「個別担い手の規模拡大が困難に」も6類型中最も高く、大規模な個別経営と棲み分けて組織が設立されているが、将来どう棲み分けていくか定まっていない組織がこの類型に相対的に多く含まれていることがうかがえる。

(ii) 所得増・全戸型 (I-B)

「集落内の意思の疎通が良くなり一体感が増した」が75%、「高齢者や女性の働き場所創出等活気が出た」が38%となっており、ともに6類型の中で最も高い。このことから、全戸共同で集落営農組織を立ち上げたことにより、地域のまとまりが出てきているところが他の類型に比べて一番多いことがうかがえる。また、実態的にも全戸共同で出役している組織が多いため、他の類型に比べて、「作物の作付面積が増加」が63%と相対的に高いが、「農地の効率的利用が進展」が38%と低く、組織の運営目的が「生産性向上等による所得増 (I)」であることを踏まえれば、目的に沿った効果が出ているとは言いがたい組織も相対的に多くこの類型に含まれていると考えられる。

(iii) 農地維持・オペレータ型 (II-A)

好影響6項目すべてで、効果のあったとする回答の割合が平均を上回っており、「所得増・オペレータ型 (I-A)」と同様に、地域に幅広く好影響を及ぼしている組織の割合が高くなっている。「所得増・オペレータ型 (I-A)」との違いは、「直売や加工の取組が増える等地域雇用が増加」の回答割合が19%と、6類型の中で一番高くなっており、オペレータを中心とした協業体制が整備され、基幹作業を行わなくなった高齢者や女性の収入に結びつく部門を拡大させている組織がこの類型に一番多く含まれていることがうかがえる。また、I-Aとは対照的に、「個別担い手の規模拡大が困難に」の回答割合が5%と、相対的に低くなっており、大規模な個別経営がない地域か、あるいは大規模な個別経営と上手く棲み分けが出来ている地域の組織がこの類型に多く含まれていることがうかがえる。このほか、運営目的が「農地の維持・保全」であることもあって、「作物の作付面積が増加」が62%と「所得増・オペレータ型 (I-A)」に比べて高くなっている点も異なる。

(iv) 農地維持・全戸型 (II-B)

「所得増・全戸型 (I-B)」と同じ全戸共同型ながら、「集落内の意思の疎通が良くなり一体感が増した」の回答割合が39%と「目的未決・全戸型 (III-B)」に次

いで低く、「高齢者や女性の働き場所創出等活気が出た」も11%にとどまっており、Ⅰ－Bに比べると地域の活力が高まらなかった組織がこの類型に多く含まれていることがうかがえる。他方で、「若い人のオペレータ就農等若い農業従事者が増加」が39%と、6類型の中で一番高いことを踏まえれば、担い手の確保の面で課題を抱えていた地域で、集落営農組織の立ち上げによって若い担い手を確保できたところも、この類型に多く含まれていることがうかがえる。

(v) 目的未決・オペレータ型(Ⅲ－A)

「個別担い手の規模拡大が困難に」が20%とⅠ－Aに次いで高い。これは、大規模な個別経営と棲み分ける形で立ち上げられた九州の大規模組織が多く含まれている類型であることも理由として考えられる。また、「集落内の意思の疎通が良くなり一体感が増した」、「農地の効率的利用が進展」したとする組織が、それぞれ40%ある一方で、「具体的な変化なし」も40%あり、地域に好影響を及ぼしている組織と、ほとんど影響を与えていない組織とに二極化していることがうかがえる。

(vi) 目的未決・全戸型(Ⅲ－B)

「具体的な変化なし」とする組織の割合が6組織中4組織(60%)あるだけでなく、残りの2組織についても、1組織は「集落内の意思の疎通が良くなり一体感が増した」、もう1組織も「農地の効率的利用が進展した」との回答のみであり、どちらも地域への波及効果があまりみられない。Ⅲ－Bに属する組織の多くで、組織的な活動が停滞し、個別に農家が営農を行う状況が変わっていないことが、地域への影響からもうかがえる。

3) 小括

まず、新設組織、既設組織別にみた影響の分析では、活動年数の長い組織ほど、経営の安定化・発展に向けた取組が行われている組織の割合が高く、かつ、取組も多様であった(前掲第4-6図参照)。また、その結果として、地域に対する影響をみても、活動年数が長い組織ほど、地域により好影響を及ぼしており、かつ効果も多様に現れていた(前掲第4-9図参照)。

具体的には、前身組織なしで立ち上げられた組織では、集落内の風通しが良くなったとする組織や、農地の維持や効率的な利用で効果があったとする組織が4～5割あるが、他の効果はあまり出ていない。これに対して、前身組織ありで立ち上げられた組織では、農地利用に関する効果ばかりでなく、若者のオペレータとしての就農、高齢者や女性の働き場所の創出等においても効果を発揮している組織が少なくない。そして、集落営農組織としての活動実績が4年以上ある組織では、農地や人に関する効果だけでなく、多角部門の拡充等による地域雇用の増加等に効果がみられる組織も増えてくる。

次に、類型別の分析からは、「オペレータ主体型(A)」のⅠ－A、Ⅱ－Aにおいて、

それぞれの運営目的に比較的沿った形で、地域に好影響を及ぼしている組織の割合が相対的に高かった（前掲第 4-4 表参照）。他方で、Ⅰ－A、Ⅲ－Aでは、「個別担い手の規模拡大が困難に」の回答割合も 2 割程度あり、地域内の大規模農家との棲み分けが課題になっている組織が相対的に多い。

これに対して、「全戸共同型（B）」のⅠ－B、Ⅱ－Bでは、運営目的による影響より、全戸が出役するという組織の特性に起因する影響（高齢者や女性の働き場所の確保や、若い農業従事者の増加等）が、より顕著に出ている。

また、経営所得安定対策への対応のために立ち上げられ、まだ組織の運営目的が定まっていない全戸型の組織（Ⅲ－B）では、経営の安定化・発展に向けた具体的な動きもあまりみられなかった（前掲第 4-3 表参照）。このため、この類型に属する組織では、組織が設立されても地域に好影響を与えるまでには至っていない。この類型に属する組織については、今後の組織のあり方を、改めて関係者で話し合う必要が出てきていると考えられる。

（吉田 行郷）

(3) 中山間地域における組織の特徴と展開方向

1) 中山間地域における組織の位置づけ

昨年度実施した農業地域類型別の分析において、中山間地域の組織と平地農業地域の組織とでは、組織の性格や取組状況等に大きな違いがあることを確認した（「平成20年度経営プロジェクト研究報告書（経営安定プロジェクト研究資料第4号）」参照）。

そこで今回は、組織が活動する地域の属性をより明確にするため、中間または山間農業地域に所在する組織のうち、中山間地域等直接支払制度の対象農用地を有する14組織と、都市的地域または平地農業地域に所在する組織のうち、同制度の対象農用地を有さない52組織を分析対象とし（第4-5表）、組織の運営や活動状況、さらには今後の展開方向等に違いがあるかどうかを平成21年度調査結果に基づき検討する。すなわち、前者は中山間の傾斜水田地域（以下、「中山間地域」という。）で活動する組織、後者は平場の平坦水田地域（以下、「平場地域」という。）で活動する組織であり、生産条件が対極に位置する地域に設立された組織の平均像を比較分析することによって、真に条件不利地域に所在する前者の集落営農組織の特徴と展開方向を考察する。

なお、今回の分析対象組織の地域ブロック別の分布状況をみると（第4-6表）、そもそも調査対象とした組織数が全体で76組織と少ないこともあり、中山間地域の組織分布は、平場地域に比べ東北、関東・東山といった東日本でやや多く、北陸や九州でやや少ないといった特徴がある。

第4-5表 調査組織の地域分布と比較分析対象

(単位:組織)

中山間(傾斜水田)地域	中山間直接払いの対象農用地がある	中山間直接払いの対象農用地がない	計	平場(平坦水田)地域
都市的地域	- (-)	7 (9.2%)	7 (9.2%)	
平地農業地域	3 (3.9%)	45 (59.2%)	48 (63.2%)	
中間農業地域	11 (14.5%)	6 (7.9%)	17 (22.4%)	
山間農業地域	3 (3.9%)	1 (1.3%)	4 (5.3%)	
計	17 (22.4%)	59 (77.6%)	76 (100.0%)	

資料:農林水産政策研究所調べ

第4-6表 分析対象組織のブロック別分布

	平場(平坦水田)地域		中山間(傾斜水田)地域	
	組織数	構成比(%)	組織数	構成比(%)
全 国	52	100.0	14	100.0
北 海 道	2	3.8	0	0.0
東 北	9	32.7%	4	42.9%
関東・東山	6	11.5	2	14.3
北 陸	7	13.5	1	7.1
東海・近畿	10	67.3%	2	57.1%
中国・四国	6	11.5	4	28.6
九 州	12	23.1	1	7.1

資料:農林水産政策研究所調べ

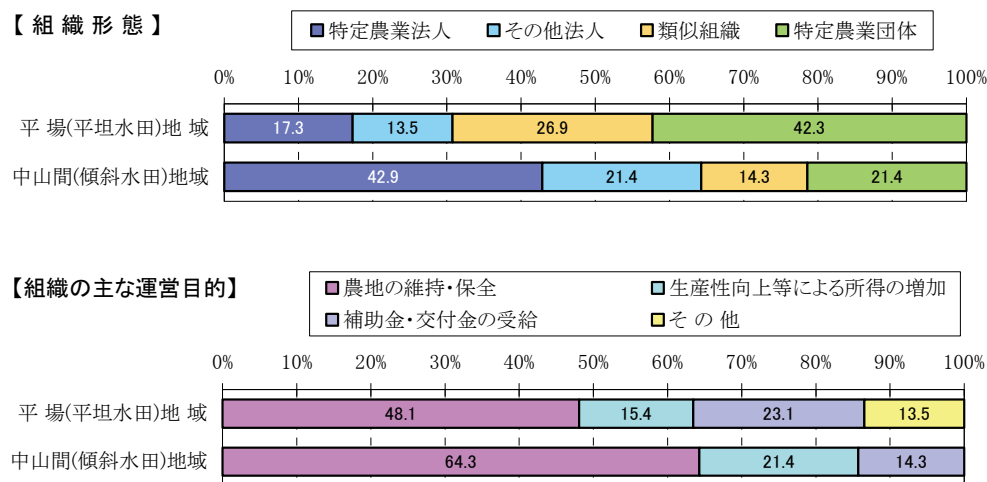
2) 組織形態と運営目的

まず始めに、組織形態別の構成割合をみると（第4-10図）、法人形態の組織割合は平場地域の31%（そのうち、「特定農業法人」は17%）に対し、中山間地域では64%（同43%）と高い。中山間地域では、前年度から新たに2組織が法人化しており、新たに法人化した組織がなかった平場地域との間で同割合の差が広がっている。また、これとは対照的に、平場地域で42%を占める「特定農業団体」や27%を占める「類似組織」の割合は、中山間

地域ではそれぞれ21％，14％と低い。

次に，同図で組織の主な運営目的をみると，両地域ともに「農地の維持・保全」と回答した割合が最も高いが，中山間地域でのこの割合は64％に達しており，平場地域に比べ16ポイントも高い。この他，「生産性向上等による所得の増加」と回答した組織が21％，「補助金・交付金の受給」とする組織は14％となっており，前者の割合は中山間地域，後者の割合は平場地域の方がやや高い。

なお，各項目について複数回答してもらった結果をみると（図表省略），中山間地域では「その他」を除くすべての項目で平場地域より高い割合となっており，全組織が「農地の維持・保全」（平場地域では85％），79％の組織が「生産性向上等による所得の増加」（同62％），93％の組織が「補助金・交付金の受給」（同62％）と回答している。



第4-10図 組織形態および主な組織運営の目的

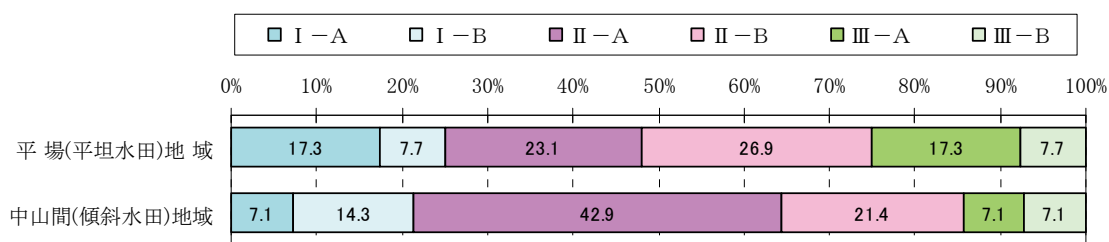
資料：農林水産政策研究所調べ

3) 6類型別の組織構成

このように，両地域の組織間に運営目的の差が存在することから，6類型別の組織構成を比較すると，平場地域と中山間地域とで明確な違いがみられる（第4-11図）。まず，平場地域についてみると，Ⅱ－B（農地維持・全戸型）の組織割合が27％と最も高く，次いでⅡ－A（農地維持・オペレータ型）が23％，担い手主体で所得の増加を目的とするⅠ－A（所得増・オペレータ型），Ⅲ－A（目的未決・オペレータ型）がそれぞれ17％という順になっている。

これに対し，中山間地域では，Ⅱ－A（農地維持・オペレータ型）の組織割合が43％と突出して高く，次いでⅡ－B（農地維持・全戸型）が21％，Ⅰ－B（所得増・全戸型）が14％の順である。

また，所得の増加を目的とするⅠ類型に分類された組織割合の合計は，平場地域で25％，中山間地域では21％であり。両者の間にさほど大きな差はないが，平場地域では特定のオ



第4-11図 6類型別の組織割合の比較

資料：農林水産政策研究所調べ

オペレータが組織の作業を実施しているⅠ－Ⅰが、中山間地域では全戸共同で作業を実施しているⅠ－Ⅱの割合が高いといった違いがみられる。なお、平場地域では、組織の展開方向がまだ定まっていないⅢ類型に分類された組織割合が25%を占めているのに対し、中山間地域でのそれは14%と低いといった特徴もうかがえる。

4) 組織運営の特徴

組織の運営状況等を両地域に属する組織の平均値によって比較すると、様々な特徴が浮かび上がる(第4-7表)。まず、組織の構成員をみると、中山間地域の方が1組織当たり平均農家数および土地持ち非農家数ともに多く、参加世帯数の合計では84戸と平場地域を23戸上回っている。これは、前掲第4-6表に示したように、集落の規模が比較的大きい(農業集落を構成する農家数が多い)東日本に所在する組織割合が中山間地域でやや高いことを反映している。またこのことは、「構成員に認定農業者がいる組織割合」が中山間地域で86%と高い値になっていることにも結びついている。つまり、中山間地域であっても個別担い手農家(認定農業者等)がまだ存在しているところにおいて、担い手農家を積極的に取り込んだ組織化が図られているのである。

さらに、中山間地域における組織の特徴として、組織の農作業に従事しない世帯が多い点も挙げられる。「農作業に従事している世帯割合」は、平場地域に比べ18ポイントも低く、参加世帯の半数近くが組織の行う農作業に従事していない。これは、「1組織当たり平均オペレータ員数」にも現れており、平場地域が17人であるのに対し、中山間地域では13人と少ない。

そこで、オペレータについて詳しくみると、中山間地域では、「70歳以上オペレータ割合」が平場地域に比べ4ポイント高く、逆に「50歳未満のオペレータが複数いる組織割合」は6ポイント低い。過疎化・高齢化が進む中山間地域の組織においては、現状でのオペレータはなんとか確保されているものの、将来的に安定して確保していくことが大きな課題になってくる可能性が高い。

次に、農地の集積状況をみると、圃場の区画が小さく(「30a区画以上の田面積割合」が低い)、かつ分散している(「1組織当たり平均田の団地数」が多い)状況下にある中山間地域での「1組織当たり平均集積面積」は39haであり、平場地域(60ha)の3分の2程

度の面積である。また、集積面積の約4割に当たる16haが特定作業受託によるものであり、この割合が1割に満たない平場地域とは農地の集積方法が大きく異なる。これは「特定作業受託を行う組織割合」が中山間地域で57%（平場地域は37%）と高いことからもうかがえる。

なお、組織運営の特徴とはやや異なるが、昨年度以降の集積面積の拡大状況をみた「20年産後に農地を集積した組織割合」が中山間地域では57%となっており、平場地域を16ポイント上回っている点も注目される。

第4-7表 平均値による両地域の集落営農組織の比較

	平場(平坦水田)地域 n=52	中山間(傾斜水田)地域 n=14
組織の構成員		
1組織当たり平均参加世帯数 (農家数, 土地持ち非農家数)	61戸 (農家:53戸, 土地持ち非農家:8戸)	84戸 (農家:73戸, 土地持ち非農家:11戸)
土地持ち非農家が構成員となっている組織割合	30.8%	57.1%
構成員に認定農業者がいる組織割合	63.5%	85.7%
農作業に従事している世帯割合	74.6%	56.2%
オペレータ		
1組織当たり平均オペレータ員数	17人	13人
60歳以上のオペレータ割合	43.0%	41.6%
70歳以上のオペレータ割合	10.9%	15.0%
50歳未満のオペレータが複数いる組織割合	60.0%	53.8%
農地の集積		
1組織当たり平均集積面積 (経営面積, 特定作業受託面積)	60ha (経営面積:52ha, 特定受託:8ha)	39ha (経営面積:23ha, 特定受託:16ha)
オペレータ1人当たり集積面積	5.4ha	3.3ha
経営面積に占める借地面積割合	33.5%	65.3%
特定作業受託を行う組織割合	37.3%	57.1%
H20年産後に農地を集積した組織割合	41.2%	57.1%
生産基盤		
30a区画以上の田面積割合	63.8%	38.9%
1組織当たり平均田の団地数	2.6箇所	5.5箇所

資料:農林水産政策研究所調べ

注. 生産基盤については, 前年度調査結果に基づく。

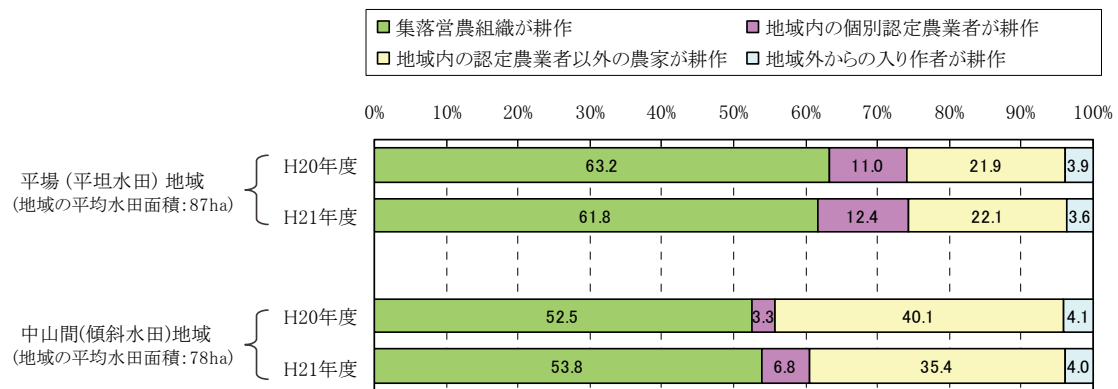
5) 水田農業における組織の役割

集落営農組織が立地する地域の水田農業が、どのような生産主体によって担われているかをみると（第4-12図），平成21年度での「集落営農組織」が耕作する面積割合は、平場地域での62%に対し、中山間地域では54%と8ポイント低い。この他、中山間地域では、「地域内の認定農業者以外の農家」の耕作割合が35%（平場地域では22%）と比較的高く、逆に「地域内の認定農業者」の耕作割合が7%（同12%）と低いといった特徴がある。

また、平成20年度での生産主体別の構成割合と比較すると、平場地域ではほとんど変化はないが、中山間地域では「地域内の認定農業者以外の農家」の耕作割合が5ポイント低下し、「集落営農組織」と「地域内の認定農業者」の耕作割合それぞれ上昇している。高

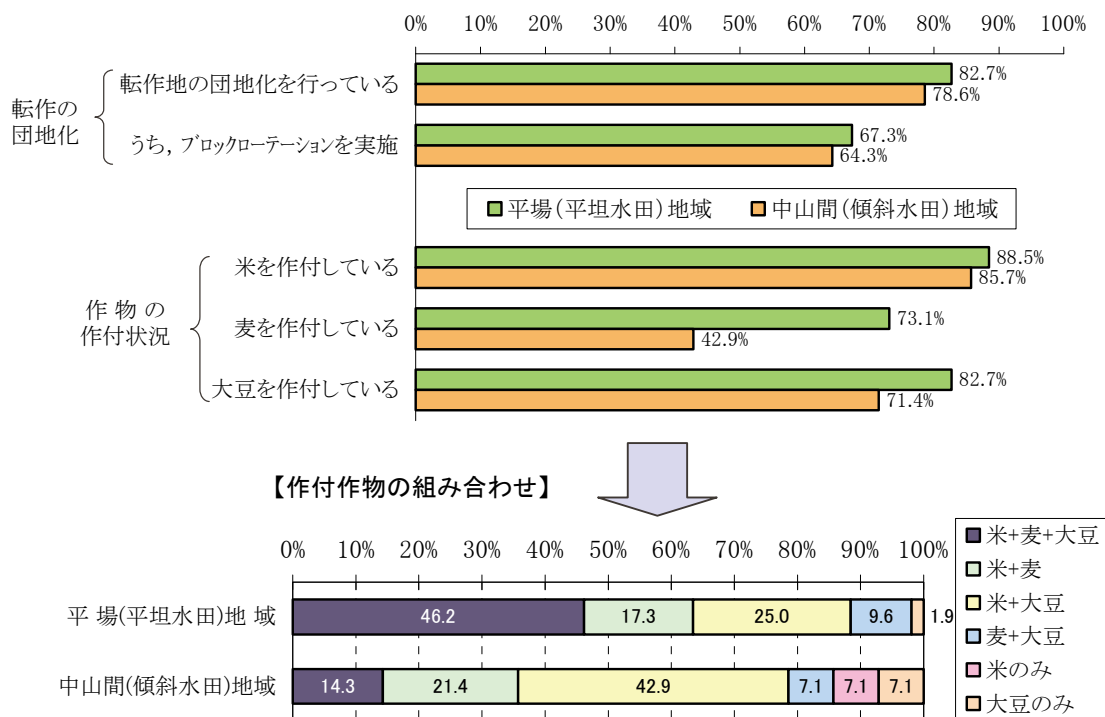
齢化等を理由に経営面積を縮小したり，リタイアする農家が増えている中山間地域では，これら農家の農地や作業を個別担い手農家と集落営農組織で分担して引き受けている様子が見えてくる。

さらに，集落営農組織における転作の団地化状況および作付状況をみると（第4-13図），



第4-12図 水田農業における地域での営農分担関係の変化

資料：農林水産政策研究所調べ



第4-13図 転作の団地化および作付状況（組織割合）の比較

資料：農林水産政策研究所調べ

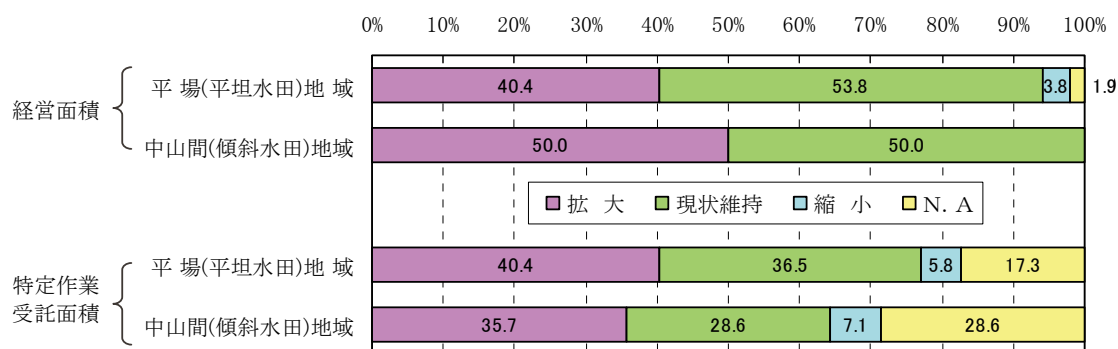
中山間地域での「転作地の団地化を行っている」組織割合は79%となっており、64%の組織がブロックローテーションに取り組んでいる。これら割合は、平場地域に比べ3～4ポイント低い。また、経営所得安定対策の対象作物の作付状況をみると、米を作付している組織割合が86%、麦が43%、大豆が71%となっており、気候や圃場条件等の生産環境の厳しさを反映し、麦で30ポイント、大豆で11ポイント平場地域に比べ作付組織割合が低い。

なお、これら3作物の組合せ状況により組織構成を比較すると、中山間地域では、「米＋大豆」の組合せの組織が43%と最も多くを占め、次いで「米＋麦」の組織が21%となっている。一方、平場地域で46%と最も多い「米＋麦＋大豆」の組織は、中山間地域では14%を占めているに過ぎない。

6) 組織活動に関する今後の意向

組織の将来方向に関して、農地の集積と経営の複合化・多角化について、それぞれ今後の意向をみると（第4-14図）、中山間地域の組織の半数は経営面積の拡大意向を持っており、この割合は平場地域に比べ10ポイントも高い。しかし一方で、特定作業受託については、「拡大したい」とする組織割合が平場地域に比べ5ポイント低い36%であり、「縮小したい」とする組織も7%存在する。

前掲第4-7表に示したように、中山間地域の組織においては、6割近くが特定作業受託を行っており、受託面積が集積面積の約4割を占めていた。今回のこの結果からは、特定作業受託よりはむしろ借地によって経営面積を拡大する方向での農地集積を図っていこうとする組織の意向がうかがえる。

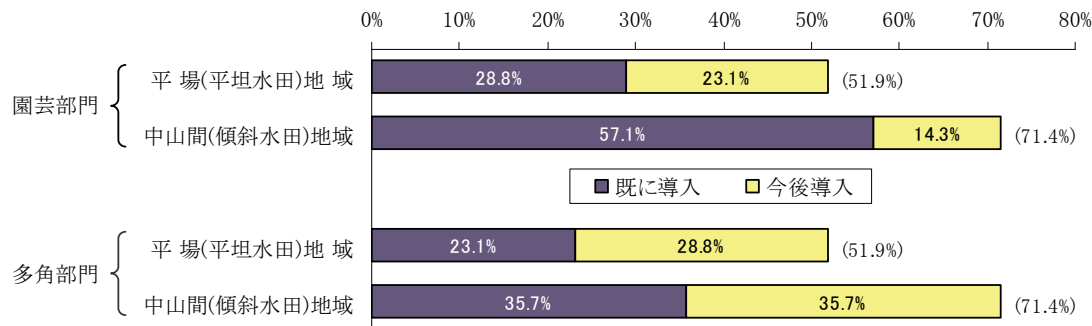


第4-14図 農地集積についての今後の意向（組織割合）

資料：農林水産政策研究所調べ

加えて、中山間地域の組織においては、経営の複合化・多角化について積極的である（第4-15図）。まず、経営の複合化として園芸部門の導入状況と今後の意向をみると、中山間地域では57%の組織が「既に導入」と回答しており、「今後導入」の組織を加えると7割にのぼる。米、麦、大豆といった土地利用型作物だけでは圃場条件の制約や生産性の低さから経営の安定・発展が難しく、野菜、果樹、花き等を積極的に経営に導入することによって、組織の所得増加を図ろうとする意向が明確に示されている。

このことは、経営の多角化についても同様であり、中山間地域では直売や農産加工といった多角部門を「既に導入」、「今後導入」と回答した組織割合が36%ずつを占め、平場地域における同割合に比べいずれも高い。



第4-15図 経営の複合化・多角化の状況と今後の意向（組織割合）

資料：農林水産政策研究所調べ

7) 組織の収支状況

組織活動の最後に、収支状況についても比較してみた（第4-8表）。中山間地域の1組織当たり平均総収入額は約3,959万円であり、平場地域の組織に比べ2,823万円少なく、約6割の水準にとどまっている。また、総収入額に占める各費目別の割合を平場地域と比較してみると、「農産物販売収入」（46%）および「補助金・交付金」（29%）がそれぞれ7ポイント、9ポイント低く、「作業受託収入」（13%）が11ポイント高いといった違いがある。

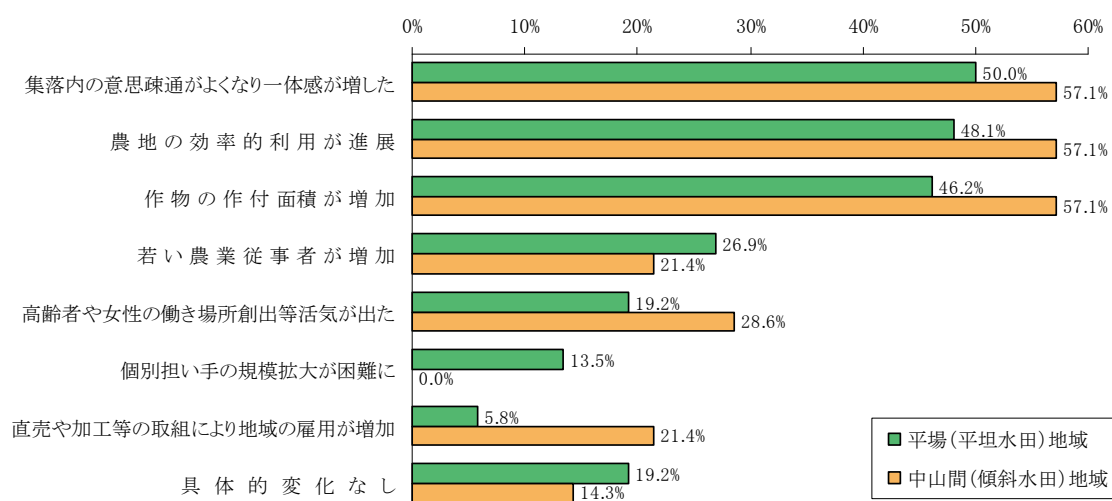
さらに、「農産物販売収入」のうち米、麦・大豆以外の販売収入の割合を計算してみると、中山間地域で8%，平場地域では5%となる。また、「農産物販売収入」，「作業受託収入」，「補助金・交付金」を合計した割合は、平場地域で94%であるのに対し、中山間地域では85%であり、総収入額の12%を三者以外の収入が占めている。これら結果は、先にみた経営の複合化・多角化への取組によって得た収入によるものと推察され、中山間地域の組織の貴重な収入源の一つになっていることを示している。

第4-8表 組織の収支状況の比較

	組織の総収入額 (1組織当たり平均)		総収入額に占める割合							組織の 平均総 支出額 (1組織当 り平均)	年間平 均収支 (1組織当 り平均)
	(万円)	(%)	農畜産 物販売 収入	米	麦・ 大豆	作業受 託収入	補助金・ 交付金	産地作り 交付金	経営安 定対策 交付金		
			(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(万円)	(万円)
平場(平坦水田)地域	6,782	100.0	53.7	39.6	9.3	2.0	38.0	13.4	17.6	5,667	1,114
中山間(傾斜水田)地域	3,959	100.0	46.4	34.6	4.1	12.7	29.1	13.6	9.7	3,529	431

資料：農林水産政策研究所調べ

注：平成20年度と21年度決算額の平均による。



第4-16図 集落営農の取組による地域の影響

資料：農林水産政策研究所調べ

8) 組織化による地域への影響

最後に、集落営農組織による取組によって、地域にどのような影響が現れているかをみると（第4-16図）、「若い農業従事者が増加」以外の項目で、いずれも中山間地域の方が高い割合となっており、「集落内の意思疎通がよくなり一体感が増した」、「農地の効率的利用が進展」、「作物の作付面積が増加」の3項目で約6割の組織が地域への影響があったと回答している。

この他、「高齢者や女性の働き場所創出等活気が出た」および「直売や加工等の取組により地域の雇用が増加」の両項目がそれぞれ29%、21%となっており、前者で9ポイント、後者で16ポイント中山間地域での割合が高い。経営の複合化や多角化に取り組む組織割合が高い同地域では、集落営農組織のこれら取組が、農業生産の活性化はもとより地域社会の活性化にも波及しつつあることが示唆される。

9) 小 括

水田農業に取り組むには生産条件が不利な中山間地域で活動する集落営農組織の特徴を、生産条件に比較的恵まれている平場地域の組織との比較からみてきた。しかし、ここで分析した中山間地域の組織は、あくまで経営所得安定対策に加入している組織であって、各地域で先進的な取組を行う極めて優秀な事例（法人化した組織の割合が高い）であることを、まず念頭に置いておく必要がある。

だが、このように優秀な組織であっても、平場地域の組織に比べれば、農地の集積面積は小さく、生産条件の不利性等から麦・大豆の作付割合が低く、かつ生産性も低い。結果として組織の農産物販売収入が少なくなり、補助金・交付金によって赤字運営を回避している組織も少なくない。

その中で、注目される動きが二つある。一つは特定作業受託から借地へ転換する方向で農地の集積を図っていこうとする動きであり、もう一つは経営の複合化・多角化の動きである。前者の動きについては、今回調査した中山間地域の組織の中で経営耕地面積を拡大したいとする組織が5割存在していたのに対し、特定作業受託を拡大したいとする組織は36%と低かった（平場地域では両者ともに40%）。米価の下落傾向が続く中で、安定的な料金収入を得ることができ、かつ平場地域に比べ格段の労力を要する水管理や畦草刈り等の圃場管理作業を地主側に委ねることができる作業受託は、中山間地域の組織にとって経営上のメリットも少なくない。それにもかかわらず、借地等による経営耕地面積の拡大へと進んでいる背景としては、第1に作業の出し手側での高齢化が進行し、管理作業すら困難になりつつある農家が増加していること、第2に受け手の組織側では法人化の進展と併せ、経営の安定化を図るために計画的な農作業の運営や効率的な農地集積を図りやすい借地への転換（利用権の設定）を希望するものが増えてきたことの両面があろう。

また、後者の経営の複合化・多角化の動きについては、今回調査した中山間地域の組織の6割弱が園芸部門を、4割弱が多角部門を既に経営の中に取り入れており、今後導入したいとする組織を加えると両者ともに7割を超えていた。生産条件が不利な傾斜水田地域においては、米・麦・大豆といった土地利用型の作物だけでは安定的な組織運営を続けることは難しく、野菜等の園芸部門の導入や直売、農産加工、都市農村交流の実施といった多角部門への展開が、組織発展に向けたキーポイントの一つと言えよう。加えて、集落営農組織でのこれら取組は、女性や高齢者の活躍の場の確保、地域での雇用機会の増加に結びついていることも確認された。過疎化・高齢化が進む中山間地域での活性化効果も期待されるこれら組織における取組を、これまで以上に支援していくことが必要であろう。

なお、中山間地域は、圃場条件等の制約から麦や大豆の作付けが困難なところも少なくなく、平成20年の集落営農実態調査（農林水産省統計部）によれば、中間農業地域の60%、山間農業地域の75%の集落営農組織は経営所得安定対策に加入しておらず、組織形態別にみると「任意組織」における加入率が極めて低い。本プロジェクト研究の調査対象とはなっていないこれら組織も、地域農業の貴重な担い手としてその役割を果たしているが、今回調査した組織に比べ政策的な支援が少ない中で、より厳しい組織運営を行っていると推察される。中山間地域における農業・農村の維持・発展を図っていくためには、これら経営所得安定対策に加入していない集落営農組織の実態と今後の展開方向も明らかにしていくことが必要であり、残された大きな課題と言えよう。

（橋詰 登）

５．個別課題ごとにみた集落営農組織の動向とその影響

（１） 利用集積面積規模からみた集落営農組織の特徴

ここでは、昨年度に引き続き、利用集積面積規模からみた集落営農組織の特徴を整理する。利用集積面積（以下、「集積面積」という）とは、集落営農組織の経営面積に特定農作業受託面積を加えた面積である。調査対象の集落営農組織は、水田作を中心とした営農を行っているため、水田の利用集積面積に即した検討を行った。

１） 農業条件別、組織形態別にみた集落営農組織

水田の集積面積規模と農業地域類型との関係をみれば、基本的に集積面積が大きい組織ほど平地農業地域に展開し、面積が小さい組織ほど中山間農業地域に展開している（以下、第 5-1 表参照）。

集積面積が 100ha を超える大規模組織（6 組織）はいずれも平地地域にあり、つづく 50～100ha から 20～30ha 規模層までは、平地地域の割合がいずれも 67% である。一方で、20ha 未満の組織の場合は、中山間農業地域の割合が 47% とほぼ半数にのぼる。

組織形態に注目すれば以下のような構成となっている。法人化されている組織は中規模層の 30～50ha 層で厚く（15 組織のうち 9）、その上の 50～100ha 層で特定農業団体が、さらに最大規模層の 100ha 以上では類似組織が厚くなっている。一方、20～30ha 層では全体の平均とほぼ同様の構成となっているが、20ha 未満層は類似組織の構成がやや厚い。

第 5-1 表 地域類型別および組織形態別にみた集落営農組織

水田の 集積面積規模	組織数	農業地域類型割合 (%)				組織形態別割合 (%)					
		計	都市的 地 域	平 地 農業地域	中山間 農業地域	計	特定農業 法人	その他 法人	特定農業 団体	類似組織	生産調整 組織
計	76	100.0	9.2	63.2	27.6	100.0	25.0	14.5	25.0	34.2	1.3
20ha 未満	19	100.0	10.5	42.1	47.4	100.0	21.1	10.5	26.3	42.1	0.0
20～30	18	100.0	22.2	66.7	11.1	100.0	22.2	16.7	27.8	27.8	5.6
30～50	15	100.0	0.0	66.7	33.3	100.0	40.0	20.0	13.3	26.7	0.0
50～100	18	100.0	5.6	66.7	27.8	100.0	16.7	16.7	38.9	27.8	0.0
100ha 以上	6	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	33.3	0.0	0.0	66.7	0.0
1組織当たり 集積面積 (ha)		51	29	61	37	51	45	40	38	71	21
組織数		76	7	48	21	76	19	11	19	26	1

資料：農林水産政策研究所調べ

２） 集落営農組織類型別にみた集積面積

１）でみたように、集積面積規模は集落営農が置かれた立地条件（農業地域類型）と組織形態を反映しているといえる。さらに、集落営農組織の目的や実際の活動に着目して類型化を別途行っているが、こうした組織類型によっても集積のあり方が異なっていると考えられる。

後述するように昨年度までの分析と比較して、集積面積規模によって集落営農の特徴を

鮮明に説明することができなくなっている。短い期間ながらも調査対象とした集落営農組織は様々な活動を展開しており、組織類型によってその動向には差異が少なからず生じているとみられる。このため、単に集積面積規模に注目するだけでは、そうした実態を把握することが困難となっており、以下の分析では、集落営農組織の類型に沿った整理をあわせて行うことにした。

組織類型別に平均集積面積をみれば（第 5-2 表）、それぞれ平均でⅢ－A が 145ha と例外的に大きく、次いでⅢ－B が 50ha であるが、その他の類型はいずれも 30～40ha でさほど規模に差異はない。しかし、集積面積規模自体は大きく変わらない類型間でも集積をめぐる対応の差異が少なからずあるとみられる。以下、そうした点にも注目していく。

第 5-2 表 組織類型別にみた集積規模

水田の 集積面積規模	組織類型別割合 (%)						
	計	I-A	I-B	II-A	II-B	III-A	III-B
計	100.0	17.1	10.5	27.6	23.7	13.2	7.9
20ha未満	100.0	5.3	15.8	36.8	42.1	0.0	0.0
20～30	100.0	22.2	16.7	27.8	16.7	0.0	16.7
30～50	100.0	33.3	0.0	33.3	20.0	6.7	6.7
50～100	100.0	11.1	11.1	16.7	22.2	27.8	11.1
100ha以上	100.0	16.7	0.0	16.7	0.0	66.7	0.0
1組織当たり 集積面積(ha)	51	42	32	37	32	145	50
組織数	76	13	8	21	18	10	6

資料：農林水産政策研究所調べ

3) 集積状況と参加農家・オペレータ数との対応

集積面積規模別にみた水田の集積割合（集積面積／地域水田面積）は、前年度と比較して大きく変わってはいない。変化があったのは組織に参加している農業者のうち、オペレータ数であり、100ha 以上や 50～100ha といった集積面積の大きな規模層を中心にオペレータ数が増加しているのに対して、30～50ha 層では減少している（第 5-3 表参照）。

こうした動向を反映して、オペレータ 1 人当たりの集積面積は、平成 20 年度調査結果では最大規模の 100ha 以上層が最も大きく、以下集積面積規模順に小さくなっていくという序列があった。しかし、平成 21 年度調査結果では、こうした明瞭な差がみてとれなくなり、オペレータ 1 人当たり集積面積が最も大きいのは 30～50ha 層へと変化している。全体としての集積面積規模よりも、オペレータ 1 人当たりで集積面積をどの程度担っているかが、集落営農の効率性を示す指標になると考えれば、30～50ha 規模層が最も効率的な営農を行っていることになる。また、同規模層は前述のように、法人化率が 60%と最も高い階層であり、類型別にはⅠ－AおよびⅡ－Aの割合が高い（両者で同規模層の 67%を占める）。

第 5-3 表 1 組織当たり集積面積，参加農家戸数等

			1組織当たり面積 (ha)		集積割合 (B/A) (%)	1組織当たり 参加農家戸数、オペ数				オペレータ 1人当たり 集積面積 (ha)	法人割合(%)		
			地域の 水田 面積 (A)	集積 面積 (B)		参加農 家戸数	作業従 事戸数	オペ レータ 数	(参考) 平成20 年度		(参考) 平成20 年度	(参考) 平成20 年度	
計			86	51	59.8	51	39	15	14	3.5	3.8	39.5	36.8
水田の 集積面 積規模	20ha未満	39	14	35.7	28	22	11	10	1.3	1.5	31.6	36.8	
	20～30	43	26	60.0	28	20	12	12	2.2	3.3	38.9	31.3	
	30～50	74	40	53.7	31	25	7	10	6.1	4.0	60.0	47.1	
	50～100	121	72	59.4	71	52	18	15	3.9	4.7	33.3	35.3	
	100ha以上	286	213	74.5	189	150	47	35	4.6	5.5	33.3	28.6	
類型	I-A	88	42	47.2	36	19	8	/	5.4	/	53.8	/	
	I-B	47	32	68.0	25	24	13		2.4		37.5		
	II-A	72	37	50.8	63	35	10		3.8		47.6		
	II-B	48	32	66.0	24	22	14		2.3		38.9		
	III-A	196	145	73.9	117	115	34		4.3		30.0		
	III-B	107	50	47.2	54	44	21		2.4		0.0		

資料: 農林水産政策研究所調べ

注. (参考)は平成20年度調査結果に基づく集計結果(集計対象事例は21年度調査に同じ)。

4) 集積面積に占める経営面積，特定作業受託面積

集積面積は，経営面積と特定作業受託面積からなる。全体として経営面積の割合が 81%，特定作業受託面積が 19%である（第 5-4 表）。また経営面積のうち一部は借地によって集積されており，全体では借地面積が 29%を占めている。

集積面積規模別にみた特徴は，100ha 以上層と 20ha 未満層で特定作業受託割合が高いのに対して，中間の各層で経営面積割合が高く，そのうち 30～50ha，20～30ha では借地面積割合が高い。

第 5-4 表 集積面積に占める経営面積，特定作業受委託面積

					(単位: %)	
			計	経営面積	うち 借地面積	特定作業 受託面積
計			100.0	81.3	28.7	18.5
	水田の 集積面 積規模	20ha未満	100.0	72.1	33.7	27.9
		20～30	100.0	95.4	42.7	4.4
		30～50	100.0	83.7	38.8	16.3
		50～100	100.0	81.0	21.6	18.6
		100ha以上	100.0	77.3	25.2	22.6
	類型	I-A	100.0	93.9	56.8	5.8
		I-B	100.0	99.6	42.5	0.4
		II-A	100.0	80.9	50.2	19.1
		II-B	100.0	73.1	20.6	26.9
		III-A	100.0	73.0	11.9	26.7
		III-B	100.0	100.0	8.3	0.0

資料: 農林水産政策研究所調べ

ところで、経営面積のうち借地面積を除いた部分には、次節でもみるように集落営農として取り組んでいながらも個別作業的な営農形態の水田面積が多く含まれていると考えられる。

このため、100ha 以上層の場合は、個別作業的な営農と特定作業受託による集積が主となっている。これに対して、30～50ha 層や 20～30ha 層の場合には借地による集積割合が高く（いずれも 4 割程度のシェア）、組織的な営農が行われている。このように集積面積の内容も規模階層によって異なっていることがわかる。

また、こうした差異は組織類型にそってみるとより鮮明となる。すなわち、Ⅱ－B やⅢ－A、特に集積面積が大きいⅢ－A の場合がそうであるが、個別的作業と特定作業受託をあわせた面積割合が高い。これとは対照的に、Ⅰ－A やⅡ－A では借地が集積面積の過半を占めている。

30ha 前後層やⅠ－A、Ⅱ－A は、先にみたように法人化割合が高い。これらの組織では法人化によって利用権設定が可能となることから、地域内で離農した農家の農地を引き受けるに際して、借地が主たる集積手段となっている。

5) 水稻作の作業実施状況

調査対象 76 組織のうち、67 組織（88%）が水稻作を実施しており、水稻作の主要機械 3 作業（耕起・代かき、田植、収穫）について、それがどのように実施されているのかを整理して示したのが第 5-5 表である。

同表では、3 作業の作業実施面積割合を「オペレータが作業」と「各農家が作業」に 2 分した上で、前者については、「共有機械を使用」と「農家の機械を使用」に細分して示している。

第 5-5 表 水稻作の作業実施状況(主要3作業)

		組織数	水稻作主要3作業の実施状況（作業実施面積割合: %）									
			水稻作実施組織数	耕起・代かき			田植			収穫		
				オペレータが作業		各農家が作業	オペレータが作業		各農家が作業	オペレータが作業		各農家が作業
				共有機械を使用	農家の機械を使用		共有機械を使用	農家の機械を使用		共有機械を使用	農家の機械を使用	
計		76	67	42.3	3.1	54.6	48.1	3.0	48.8	62.5	3.2	34.2
水田の集積面積規模	20ha未満	19	16	40.5	16.8	42.6	44.4	13.4	42.2	48.0	17.3	32.8
	20～30	18	16	73.1	0.6	26.2	79.7	0.0	20.3	82.8	0.0	17.2
	30～50	15	13	61.7	7.4	30.9	66.7	7.7	25.6	79.0	7.7	13.4
	50～100	18	16	46.8	3.2	50.0	46.5	3.6	49.9	59.1	3.6	37.3
	100ha以上	6	6	18.6	0.0	81.4	31.0	0.0	69.0	54.0	0.0	46.0
類型	I-A	13	12	75.3	0.0	24.7	78.6	0.0	21.4	78.6	0.0	21.4
	I-B	8	8	71.0	8.4	20.7	73.7	5.6	20.7	74.6	8.4	17.0
	II-A	21	19	69.6	11.5	18.9	71.1	11.0	17.9	72.0	11.0	17.0
	II-B	18	17	59.1	4.5	36.5	62.9	4.9	32.2	76.7	4.9	17.8
	III-A	10	7	10.7	0.0	89.3	22.6	0.4	77.0	51.8	0.4	47.8
	III-B	6	4	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	20.1	0.0	79.9

資料：農林水産政策研究所調べ

注。「各農家が作業」には共有機械を使った作業(作業面積割合は全体平均で耕起・代かき:1.0%、田植え:0.7%、収穫:0.5%)を含む。

まず、「オペレータが作業」の割合は、全体の平均で耕起・代かきで45%（うち共有機械を使用42%）、田植で51%（同48%）、収穫で66%（同63%）である。これに対して、「各農家が作業」の割合は、それぞれ55%、49%、34%となっている。集落営農で作業しているとしている部分でも、個別的な作業が少なからず含まれていることになる。

こうした作業形態の違いを集積面積規模別にみれば以下のようなになる。

100ha以上層では、「各農家が作業」とする割合が高く、耕起・代かきでは81%、田植で69%と過半を占め、収穫は46%にとどまるものの他の規模層より高い。このため、「共有機械を使ってオペレータが作業」の割合が最も低くなっている。

また、50～100ha層では、100ha以上層に次いで「各農家が作業」の割合が高い。

これらとは対照的に、30～50ha層では、「共有機械を使ってオペレータが作業」の割合が、耕起・代かきで62%、田植で67%、収穫で79%、さらに20～30ha層では、それぞれ73%、80%、83%と大半を占めている。いずれもオペレータの作業割合が高い規模層となっている。

20ha未満層では「共有機械を使ってオペレータが作業」の割合が、それぞれ41%、44%、48%と再び低くなり、あわせて他の階層と比較し「農家の機械を使ってオペレータが作業」の割合が1～2割高いことが特徴的である。

次に、このような水稻作の作業実施状況について組織類型別にみてみよう。

I-AからII-Bまでの4つの類型は、各作業とも「共有機械を使ってオペレータが作業」が6～8割と大部分を占めており、総じてオペレータによる作業実施体制が整備されている。このうち、I-AとII-Aは、先にみたように借地による集積を中心としていることから、借地による集積とオペレータ作業とが固く結びついた営農体制が確立しているといえる。一方で、II-Bについては「各農家が作業」が耕起・代かき、田植で3割強を占めるなど個別的な作業も比較的多く残されている。

これらに対して、III-A、III-BではIII-Aの収穫を除き、「各農家が作業」が8～10割とほとんどを占めており個別的な作業が中心であることがわかる。また、両類型に米を取り込んでいない集落営農組織も集中している（稲作を行っていない集落営農組織は全体で9組織あるが、そのうち5組織がこの2つの類型に含まれる）。

以上のように、水稻作の機械3作業の実施割合を作業実施者別にみた場合、集積面積規模では大規模層で、組織類型ではIII-A、III-Bで、個別作業部分が多く残されていることになる。なお、表には示していないが、III類型に含まれる11の組織のうち9組織までが水田の集積面積が80haを超える大規模層である。このため、III類型と大規模層とはほぼ重なった関係にあり、これらの組織を中心に、個別作業が広範に残されている実態が改めて浮き彫りとなったといえる。

6) 今後の経営面積および組織の分割・統合に関する意向

以上の検討を踏まえ、今後の集積面積についての意向を整理していく。ここでは集積面積のうち経営面積について、拡大、縮小等の意向がどの程度あるのかを確認し、あわせて

その手段にかかわる組織の統合、分割に関する意向を検討する（第 5-6 表）。

経営面積に関する意向は、全体では「現状維持」が 53%と最も多く、次いで「拡大」が 43%であり、「縮小」は 3%を占めるに過ぎない。これを集積面積規模別にみれば、以下のような特徴がある。

100ha 以上層および 50～100ha 層では他の層にはない「縮小」とする組織が 1 組織ずつあり（それぞれ割合では 17%、6%）、「現状維持」の割合も高いため（それぞれ 50%、67%）、相対的に「拡大」の意向は強くはない。これに対して 30～50ha 層では「拡大」（53%）の意向が強く、最小規模層の 20ha 未満層では「拡大」（58%）の意向がさらに強い。このように、おおよそ集積面積が小さくなるほど「拡大」の意向が強くなる傾向がみてとれるが、20～30ha 層の場合は、「現状維持」（61%）が多く、イレギュラーな動きとなっている。

第 5-6 表 経営面積、分割・統合に関する意向（組織割合）

(単位: %、ha)

		今後の経営面積に関する意向				分割・統合の意向			1組織 当たり 水田 集積 面積
		面積を 拡大	現状維持	面積を 縮小	無回答	統合の 予定あり	統合・分割の予定ないが 将来的には		
							統合を検討	分割を検討	
計		43.4	52.6	2.6	1.3	3.9	18.4	3.9	51
水田の 集積面 積規模	20ha未満	57.9	36.8	0.0	5.3	0.0	10.5	10.5	14
	20～30	38.9	61.1	0.0	0.0	5.6	27.8	0.0	26
	30～50	53.3	46.7	0.0	0.0	13.3	26.7	0.0	40
	50～100	27.8	66.7	5.6	0.0	0.0	11.1	5.6	72
	100ha以上	33.3	50.0	16.7	0.0	0.0	16.7	0.0	213
類型	I-A	53.8	38.5	0.0	7.7	0.0	23.1	0.0	42
	I-B	75.0	25.0	0.0	0.0	0.0	37.5	0.0	32
	II-A	52.4	47.6	0.0	0.0	4.8	19.0	4.8	37
	II-B	33.3	66.7	0.0	0.0	11.1	16.7	11.1	32
	III-A	30.0	60.0	10.0	0.0	0.0	10.0	0.0	145
	III-B	0.0	83.3	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	50

資料:農林水産政策研究所調べ

あわせて組織類型別にみると、I-A、I-B、II-Aは「拡大」が過半を占め（I-Bは 75%）、拡大意向が強いのに対して、II-B、III-A、III-Bでは「現状維持」が 6～8 割を占め、III-A、III-Bには「縮小」の意向を示す組織も含まれている。

このように、経営面積の意向については、集積面積規模との相関がありながらも、組織類型による差異が反映されていると考えられる。表には示していないが、それぞれ「拡大」意向が多い組織類型と集積面積規模との関係をみれば、以下ようになる。I-Aでは拡大意向の 7 組織のうち 6 組織が 50ha 未満層である。同様に I-Bでは 6 組織のうち 5 組織、II-Aでは 11 組織のうち 9 組織が、やはり 50ha 未満層となっている。いずれの組織類型についても、集積面積規模では中小規模層の割合が高い。

次に、集落営農組織の統合に関する意向についてみてみれば、「統合の予定あり」としている組織割合は 4%（3 組織）であり、これに「予定はないが将来的には統合を検討」

18%（14 組織）を加えると 22%が他の組織との統合を視野に入れている。

集積面積規模別には、30～50ha 層が「統合予定あり」13%、「将来的には統合を検討」27%、あわせて 40%となり最も統合を視野においた規模層となっている。次いで多いのが 20～30ha 層でそれぞれ 6%、28%、あわせて 33%である。統合の意向が多いのは、主にこの二つの規模層である。これらの規模層では集積面積の拡大を図る手法の一つとして統合を位置づけていると考えられる。また、両規模層は前掲第 5-2 表で示したように、組織類型としては生産性向上をめざすⅠ-A、Ⅰ-Bが厚いという特徴を持っている。

ところで、20ha 未満層はさきにみた経営面積の意向では、最も「拡大」の意向割合が高い規模層であったが、「統合」の意向は低い（「統合を検討」が 11%）。この規模層の組織は主に中山間地域に立地しており、集積面積拡大のために組織を統合するという手段が使えない環境にあるとみられる。しかし、この層は前掲第 5-3 表で示したように、集積割合（集積面積／地域水田面積）が低い。このため、地域の農地を集積する余地が残されており、集積面積の拡大はもっぱら集落内での集積をめざしていると考えられる。

最後に「分割」の意向についてみてみよう。「分割の予定あり」としている組織は無いが、「将来的には分割を検討」とする組織が 4%（3 組織）である。

「将来的には分割を検討」としている組織は、50～100ha 層で 6%（1 組織）、20ha 未満層で 11%（2 組織）である。前者は経営の多角化を積極的に行っている事例であり、経営の効率化を図るため園芸部門を独立させたいとしており、その意味で経営的な発展をめざした分割といえる。これに対して後者の 2 組織は、いずれも中山間地域にある特定農業団地で農地の保全を地域ぐるみで実行している組織（組織類型Ⅱ-B）である。オペレータのほとんどが高齢者という点でも共通している。高齢者ばかりの集落で専任のオペレータが育たないといった悩みが、こうした意向に反映されているとみられる。

7) 今後の課題

以上のように、今後経営面積を拡大したいとする組織の割合が 43%となっているなど集落営農組織の規模拡大への意向は比較的強いといえる。拡大の意向を示しているのは小規模の組織に多く、拡大の手段として、一部の組織では他組織との合併・統合を視野に入れている場合がみられる。

ところで、4の2)で指摘されているように、現実にご利用集積面積を増加させている組織の割合は、平成 19～20 年度に 52%であったのが、20～21 年度には 39%へと減少しており、上でみたような意向が、実際にどのように反映されていくのか今後も注視していく必要がある。

（香月 敏孝）

（２） 集落営農組織および構成員が所有する農業機械の現状と動向

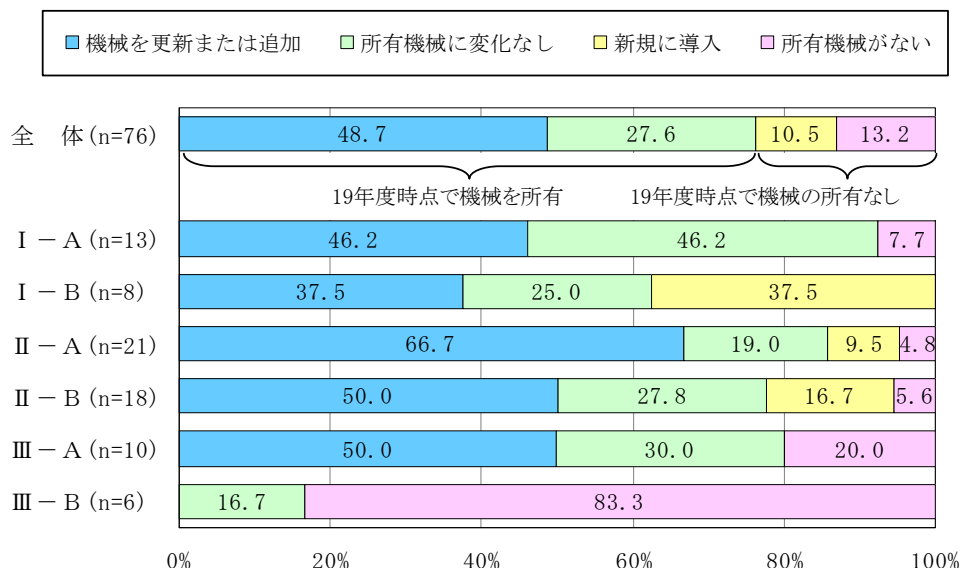
ここでは、集落営農組織が所有する主要な農業機械（トラクタ、田植機、自脱型コンバイン、汎用コンバインの４種類）の更新状況や、構成員が個別に所有する農業機械への対応方法について検討を行った。

１） 農業機械の利用と調達方法

政策研調査対象 76 組織について、平成 19 年度から 21 年度の間での主要な農業機械導入・更新等の状況をみたのが第 5-1 図である。このうち、期間内に所有する農業機械を更新または増設したものが 37 組織（49%）、所有する農業機械に変化のなかったものが 21 組織（28%）となっており、両者を合わせると 4 分の 3 の組織が 19 年度時点で農業機械を所有していたことになる。また、農業機械を所有していなかった 18 組織のうち、8 組織（11%）が新規に農業機械を導入している。

これを組織類型別にみると、オペレータ主体型（Ⅰ－Ａ，Ⅱ－Ａ，Ⅲ－Ａ）は、全戸共同型（Ⅰ－Ｂ，Ⅱ－Ｂ，Ⅲ－Ｂ）よりも 19 年度時点で農業機械を所有していた組織の割合が高く、当時からすでに農業機械の共同利用が行われていたことがわかる。このうち、「所得増・オペレータ型（Ⅰ－Ａ）」では 19 年度時点で農業機械を所有していた組織が 9 割を超えており、「農地維持・担い手型（Ⅱ－Ａ）」では、農業機械の更新または追加を行っている組織が 3 分の 2 を超えている。

また、全戸共同型のうち、「所得増・全戸型（Ⅰ－Ｂ）」および「農地維持・全戸型（Ⅱ－Ｂ）」は、19 年度時点で農業機械の共同利用はオペレータ主体型に比べあまり進展して



第 5-1 図 集落営農組織における農業機械の調達状況

資料：農林水産政策研究所調べ

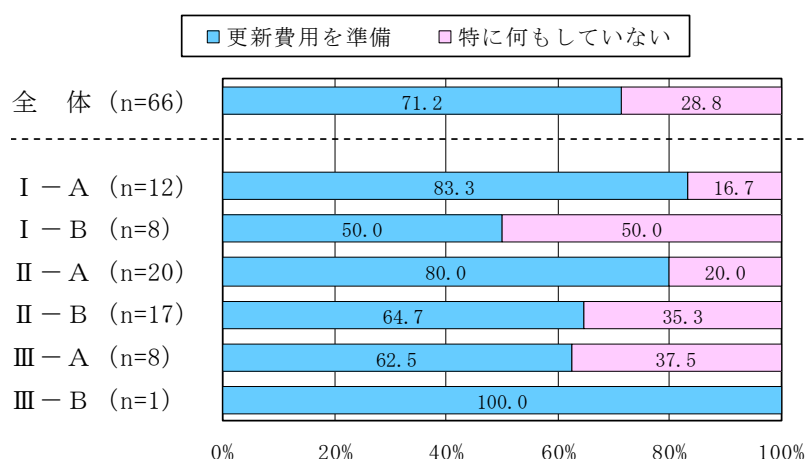
いなかった。しかし、その後農業機械を新規に導入した組織がそれぞれ 38%，17%を占めていることから、経営所得安定対策が農業機械の共同利用の契機となった組織がある可能性が高い。なお、こうした組織の中には、全戸共同型の組織が農業機械の新規導入を契機に、オペレータ主体型の組織に変貌していく例もみられる。

一方で、経営所得安定対策への対応以外の運営目的を見いだせない「目的未決・全戸型」（Ⅲ－B）では、組織で農業機械を所有する動きはほとんどみられない。Ⅲ－Bのなかで、19 年度時点で機械を所有していたものは 1 組織のみで、それ以外の組織は 21 年度になっても農業機械を所有しておらず、共同利用は進んでいない。

2) 農業機械の更新にかかる準備状況

次に、農業機械の更新費用の準備状況についてみると、準備している組織は、農業機械を所有している 66 組織のうち、47 組織（71%）となっている（第 5-2 図）。これを類型別にみると、オペレータ主体型のⅠ－A，Ⅱ－Aでは、ともに 8 割以上の組織が更新費用を準備しており、全戸共同型のⅠ－B，Ⅱ－Bに比べてその割合は高い。オペレータ主体型については、法人の割合が高く、複式簿記による減価償却や積立金を蓄積している組織が多いことに加え、任意組織でも機械の更新費用を準備することですでに共同利用する機械の更新が進んでいる。このようにオペレータ主体型では、組織活動の継続性に対する意識が高いことがうかがえる。

一方、機械作業を全員で行っている全戸共同型では、組織所有の機械に加え構成農家が所有する機械を組織で利用しているケースも多い。また、全戸共同型で比較的多い任意組織では、更新費用をあらかじめ準備せず、必要なときに構成員が資金を拠出しあうことも多いことから、農業機械の更新費用を準備している組織の割合が、オペレータ主体型に比べ低いと推察される。



第 5-2 図 農業機械の更新費用の準備状況（20 年度）

資料：農林水産政策研究所調べ

注．農業機械を所有していない組織を除く

なお、組織の運営目的が定まっていないⅢ－Ａでは、オペレータ主体型のⅠ－ＡやⅡ－Ａほどではないが、更新費用を準備している組織割合が６割を占めている。また、Ⅲ－Ｂは農業機械を所有している組織そのものが１組織しか存在しない。

３） 地域での個別農家の農業機械の状況

上記のように、農業機械の共同利用の進展は、構成員の機械所有状況に少なからず影響を受けている。そこで、平成１９年度の調査結果から、構成員が所有する農業機械への対応状況を改めて確認しておくこととする⁽⁹⁾。第５－７表をみると１９年度の調査対象６９組織のうち、「構成員の機械を処分」と回答した組織が１２組織（１７％）、「買い上げ」や「借り上げ」を行っている組織がそれぞれ１０組織（１５％）、１６組織（２３％）あり、「今後は個別農家で機械の更新はしない」と構成員間で申し合わせている組織は２８組織（４１％）、「特に対応していない」とする組織が１０組織（１５％）となっている。

これを組織における共同利用の進捗状況別にみると、すべての機械を共同利用している１５組織では、「構成員の機械の処分」が６組織（４０％）、「買い上げ」や「借り上げ」を行っている組織が、それぞれ４組織（２７％）、１０組織（６７％）となっており、こうした取組によって農業機械の共同利用が進展している。さらに、これらの取組を行っていない残りの５組織（３３％）では、「今後は個別農家で機械の更新はしない」との申し合わせを行っており、すべての組織で何らかの対応が行われている。

これに対し、一部機械を共同利用している４３組織では、「今後は個別農家で機械の更新はしない」と申し合わせている組織が１８組織（４２％）を占めており、より積極的な対応である「構成員の機械を処分」、「買い上げ」がそれぞれ６組織（１４％）、「借り上げ」が２組織（５％）にとどまっている。また「特に対応していない」とする組織も１０組織（２３％）ある。

なお、各構成員による作業を基本としている１１組織では、何らかの対応を行っている組織が「借り上げ」の４組織（３６％）、「今後は個別農家で機械の更新はしない」と申し合わせている５組織（４５％）に限られ、「構成員の機械を処分」、「買い上げ」といった対応は取られていない。

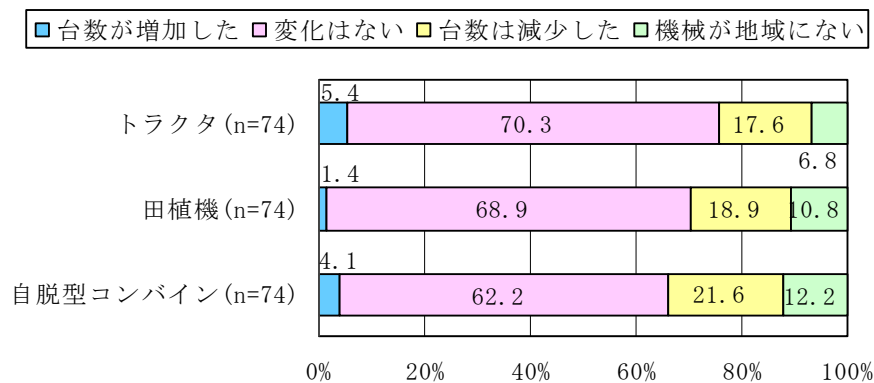
第５－７表 共同利用の進捗状況別にみた構成員が所有する農業機械への対応
(１９年度)

(単位:組織、%)

	回答 組織数	個別機械の処分・利用			今後は個別農 家で機械の更 新はしない	特に対応 していない	その他
		構成員の機械 を処分	構成員の機械 を買い上げ	構成員の機械 を借り上げ(有 償・無償)			
合 計 (下段は割合)	69	12	10	16	28	10	6
	(100.0)	(17.4)	(14.5)	(23.2)	(40.6)	(14.5)	(8.7)
すべての機械を共 同利用	15	6	4	10	5	0	0
一部の機械を共同 利用	43	6	6	2	18	10	4
各構成員による 作業が基本	11	0	0	4	5	0	2

また、21 年度に地域の農家が所有している農業機械の台数の変化について尋ねたところ、トラクタ、田植機、自脱型コンバインが減っていると回答した組織は、それぞれ 13 組織（18%）、14 組織（19%）、16 組織（22%）であった（第 5-3 図）。これに「機械が地域にない」と回答した 5 組織（7%）、8 組織（11%）、9 組織（12%）をそれぞれ合わせると、トラクタで 24%、田植機で 30%、自脱型コンバインで 34% となり、組織が所在する地域でこれらの農業機械の効率的利用が進んでいる。

ここで、今までみてきた個別農家の所有する農業機械の存廃に関する動きを、進んでいる組織・いない組織それぞれについて具体的な事例によってみると、三重県の A 営農組合では、19 年度の調査の中で「趣味の農業のため、構成員が所有する農業機械の更新が行われるだろう」との回答であったが、組合所有の機械を更新する中で、20 年度には「農業機械の更新を行わない農家が出てくるだろう」と回答に変化があり、実際に 21 年度には、地域の農家が所有する農業機械が減少している。他方、長崎県の B 営農組合のように、構成員が所有している山間部の狭小なほ場を耕作するため、個人所有の農業機械が今後も維持されていくとするとところもみられる。



第 5-3 図 地域の農家の所有している農業機械の増減状況（21 年度）

資料：農林水産政策研究所調べ

註：集落営農組織の代表者からの回答を集計・整理したものである。

4) 今後の課題

以上のように、集落営農組織において農業機械の共同利用が進んでいるだけでなく、機械の更新も活発に行われていることが明らかになった。また、農業機械を所有している組織の7割で、機械の更新費用が準備されており、調査対象組織においては、組織による営農が維持されるよう対策を講じている組織が多いことがうかがえた。

また、集落営農組織における機械の共同利用が進展するに伴い、地域全体での農業機械の効率的利用が着実に進みつつある状況が明らかになった。

しかしながら、本研究における調査対象組織は、設立から5年程度の比較的新しい組織が多く、新たに共同利用する機械を導入した組織の中には、機械の更新が数年先というところ

ころも多い。このため、これらの組織が実際にどれだけ持続性を有しているか未知な面も多い。したがって、農業機械の共同利用の実態や更新に向けた取組等について引き続き調査・分析を行うことで、各地域における組織の持続性について検討していく必要がある。

(高岸 陽一郎)

注(9) 農林水産政策研究所「水田・畑作経営所得安定対策下における集落営農組織に関する分析報告」『経営安定プロジェクト研究資料第1号』pp.4～5

(3) オペレータ等の労働力の現状

ここでは、まず集落営農組織の基幹労働力であるオペレータに着目し、その現状と動向について考察する。後述するように、19年度から20年度にかけて、組織のオペレータ員数には変化が生じており、若手オペレータの参加が増えているという特徴がみられる。こうしたオペレータの員数や年齢構成の変化を分析するとともに、年間労働報酬が最も多いオペレータを取り上げ、作業従事状況の変化とその特徴を示す。さらに、個別認定農業者の集落営農組織へのかかわり方や、参加農家の農作業への従事状況についても考察を加える。

1) オペレータ員数の変化

政策研調査対象組織における1組織当たりのオペレータ員数について、19年度から20年度にかけての変化をみると、オペレータ主体型（Ⅰ－A、Ⅱ－A、Ⅲ－A）では12.0人から11.9人へ、全戸共同型で（Ⅰ－B、Ⅱ－B、Ⅲ－B）では18.3人から17.1人へともいずれも減少している。

このように、オペレータ員数は減少しているが、実際にオペレータ員数に変化があった組織はオペレータ主体型では約3割、全戸共同型では約4割である（第5-8表）。この変化内訳をみると、いずれもオペレータが増加した組織割合よりも、減少した組織割合の方が高い。なかでも、全戸共同型ではオペレータが減少した組織が3割に達しており、前述のように、その減少幅も全戸共同型（△1.2人）の方がオペレータ主体型（△0.1人）よりも大きい。全戸共同型のなかには農作業に従事できる構成員の減少によって、オペレータ主体型に移行せざるを得ないような組織も出てきている。

さらに年齢別にオペレータ員数の変化をみると、両類型とも20～40代ではオペレータが増加した組織割合の方が高く、50～60代や70代以上では、逆にオペレータが減少した方が高くなっている。全体としてオペレータ員数が減少しているのは、若手オペレータの増加分以上に、高齢オペレータが減少しているためである。

第5-8表 集落営農組織におけるオペレータ員数の変化

(19年度と20年度との比較)

(単位:%)

区分	担い手主体型 (n=43)				全戸共同型 (n=30)			
	オペレータ 総数の 変化	年齢別変化			オペレータ 総数の 変化	年齢別変化		
		20～ 40代	50～ 60代	70代 以上		20～ 40代	50～ 60代	70代 以上
変化あり	27.9	16.3	27.9	18.6	36.7	20.0	40.0	40.0
増加した	9.3	9.3	9.3	7.0	6.7	13.3	10.0	10.0
減少した	18.6	7.0	18.6	11.6	30.0	6.7	30.0	30.0

資料: 農林水産政策研究所調べ

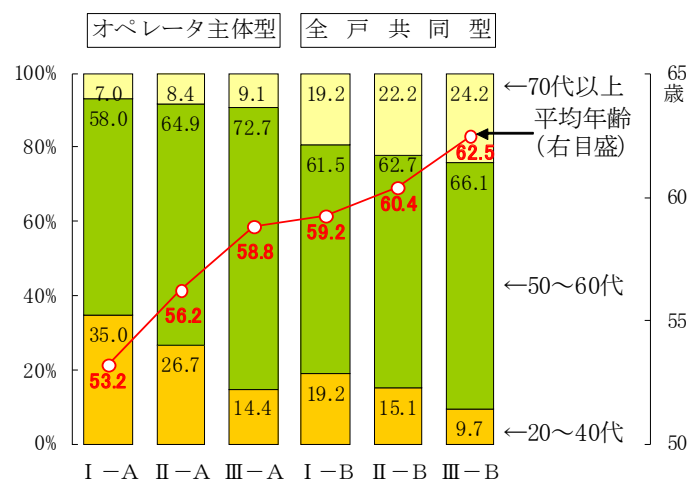
注1) オペレータ数の回答があった73組織を対象に集計している。

2) 各区分ごとに増加割合と減少割合とを比較し、高い方を色づけしている。

以上のことから、組織のオペレータ員数は減少傾向にあるものの、年齢別では高齢オペレータの離脱と、若手オペレータの農作業従事が進んでいることがわかる。こうした若手オペレータを確保するために、政策研調査対象組織のなかには様々な工夫を行っている組織がみられる。例えば、より多くの若手を集落営農に参加させるため、彼らの兼業先との日程調整を早めに行い、実地では担当役員による機械作業・メンテナンスの指導で若手の技量向上を図っている地域の事例がある。また、法人化による労働条件の整備と施設園芸の導入による通年雇用体制の確立を図り、地域外から若手のオペレータを呼び込んだ事例や、在宅で他産業勤務している後継者が同世代の者とともに農作業を行うことに魅力を感じて組織のオペレータに加わった事例がある。このように、若い世代にとって組織活動に参加しやすい条件整備や技術指導、組織づくりは次世代のオペレータを確保するうえで重要な取組だと言えよう。

2) オペレータの年齢構成と従事状況

オペレータの年齢構成（20年度）をみると、オペレータ主体型のうち、Ⅰ－AとⅡ－Aでは20～40代の割合がそれぞれ35%、27%と高く、70代以上の割合はいずれも1割を切っている。そのため、オペレータの平均年齢が、Ⅰ－Aでは53.2歳、Ⅱ－Aでは56.2歳と、他のタイプよりも若い（第5-4図）。他方、全戸共同型では70代以上が2割前後を占めることから、オペレータの平均年齢はオペレータ主体型よりも高く、60歳前後となっている。前述したように、オペレータ員数の変化をフローでみると、高齢オペレータの離脱の動きがみられるものの、ストックでみると、一部の組織を除いて高齢者の割合は依然高く、なかでも全戸共同型においてその傾向が強いことがわかる。



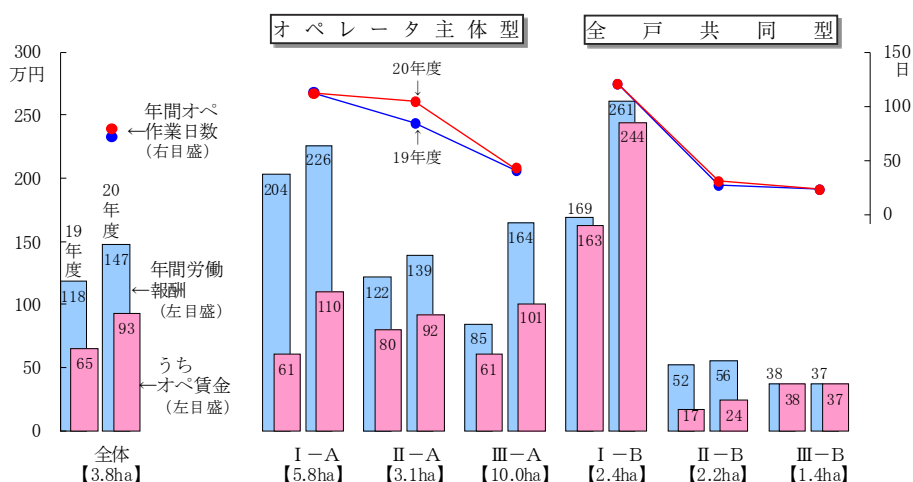
第5-4図 組織類型別にみたオペレータの年齢構成(20年度)

資料：農林水産政策研究所調べ

注：平均年齢は、20～70代のオペレータ数にそれぞれの年代の中央値を掛けたものをオペレータ数で割って算出した。

こうしたオペレータのうち、各組織から年間労働報酬が最も高い者を取り出し、オペレータとしての従事状況をみると、全体では19年度から20年度にかけて従事日数は増加している（第5-5図）。このことにより、オペレータ賃金（従事分量配当を含む）が増加し、年間労働報酬は全体で118万円（19年度）から147万円（20年度）へと高まっている。

これをタイプ別にみると、オペレータ主体型のⅠ－Ａ，全戸共同型のⅠ－Ｂはいずれも所得増加を目的にしていることから、オペレータの年間労働報酬は他のタイプと比べて高い。ただし、その内訳をみると、Ⅰ－Ａではオペ賃金以外の報酬（役員報酬等）が高いのに対し、Ⅰ－Ｂでは年間労働報酬のほとんどをオペ賃金部分が占めている。Ⅰ－Ａにおいては役員報酬等の手当てを充実させ、オペレータに対する労働報酬を高めているとみられ、こうした傾向はオペレータ主体型（Ⅰ－Ａ，Ⅱ－Ａ，Ⅲ－Ａ）で顕著となっている。



第5-5図 オペレータの労働報酬とオペレータ作業日数
—— 年間労働報酬が最も多いオペレータを対象 ——

資料：農林水産政策研究所調べ

- 注1) 平成19年度～20年度の年間労働報酬，オペ賃金，年間オペ作業日数のすべてに回答があった61組織を対象。
 2) オペ賃金部分には従事分量配当を含む。
 3) 各類型の下に表示する【】内の数値はオペレータ1人当たりの田の集積面積。

3) 認定農業者と集落営農組織との関係

集落営農組織を担う人材（オペレータ，役員等）という観点から，地域の認定農業者が集落営農組織にどのように関わっているかをみたものが第5-9表である。

これによると，①認定農業の多くが参加してオペレータとなっているが，役員を担当する者の割合が低い地域（東北），②認定農業者の参加は少人数であるものの，役員およびオペレータを担当する者の割合が高い地域（東海，中国・四国，近畿），③集落営農組織には参加するが，オペレータや役員を担当する認定農業者の割合が低い地域（関東・東山，九州）と三様に分かれる。①や②の地域では，認定農業者がオペレータとして集落営農組

織に積極的にかかわる傾向があり、他方の③の地域では、オペレータや役員を担当するケースが少ないという特徴がみられる。認定農業者の集落営農組織へのかかわり方は地域によって異なっていることを示している。

第 5-9 表 認定農業者の集落営農組織への参加状況 (20 年度)

(単位:組織、人、%)

	組織数	地域の認定農業者数		稲作中心	集落営農組織に参加している認定農業者数		役員である		オペレーターである		
全 体	40	218	<100.0>	168	<77.1>	145	<66.5>	42	(29.0)	66	(45.5)
東 北	6	44	<100.0>	38	<86.4>	31	<70.5>	7	(22.6)	27	(87.1)
関東・東山	5	33	<100.0>	12	<36.4>	18	<54.5>	3	(16.7)	5	(27.8)
北 陸	4	5	<100.0>	4	<80.0>	0	—	0	—	0	—
東 海	4	7	<100.0>	4	<57.1>	5	<71.4>	3	(60.0)	3	(60.0)
近 畿	6	18	<100.0>	16	<88.9>	11	<61.1>	6	(54.5)	6	(54.5)
中国・四国	6	11	<100.0>	5	<45.5>	9	<81.8>	7	(77.8)	6	(66.7)
九 州	9	100	<100.0>	89	<89.0>	71	<71.0>	16	(22.5)	19	(26.8)

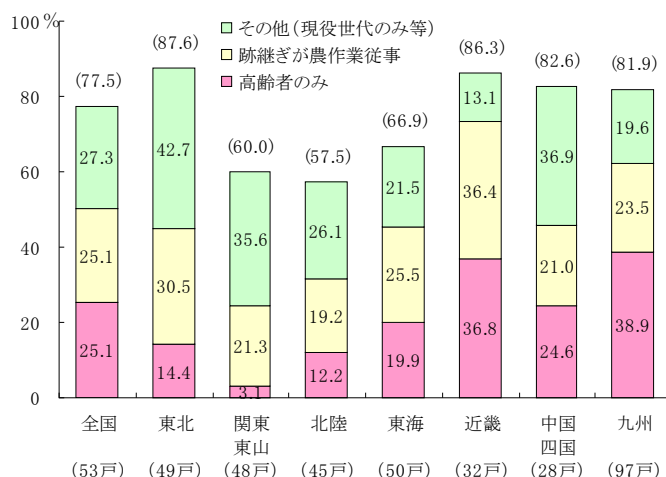
資料:農林水産政策研究所調べ

注. <>は地域の認定農業者に占める割合, ()は集落営農組織への参加認定農業者に占める割合であり、いずれも60%を超える部分を色づけしている(全体の100.0%部分は除く)。

4) 集落営農の担い手の高齢化とオペレータの確保問題

集落営農の組織化により、地域農業を担う後継者の育成・確保に効果があった組織がみられるが、一方では若手の参加者が少ない組織も存在している。集落営農組織に参加している農家のうち、集落営農の農作業に従事している農家割合は全国ベースで 78%であり、そのうち高齢者のみ世帯は 25%となっている(第 5-6 図)。

地域ブロック別に高齢者のみ世帯の割合をみると、東北や関東・東山、北陸、東海では全国平均よりも低い。他方、近畿や中国・四国、九州の同割合は他の地域ブロックよりも高く、なかでも集落営農の農作業に従事する農家戸数が少ない近畿や中国四国では、今後の高齢者の離脱によって集落営農の運営が困難になる可能性がある。



第 5-6 図 集落営農の農作業に従事する農家割合

資料:農林水産政策研究所調べ。

注. 地域ブロック名の下に表示されている数値は集落営農の農作業に従事する平均農家戸数。

さらに、オペレータの高齢化についてみると、政策研調査の 76 集落営農組織のうち、40 代以下のオペレータが全くいないところが 15 組織ある。こうした組織では、将来的に集落営農の組織運営のみならず、営農作業そのものに支障を来し、地域農業の維持という点で問題が深刻化する恐れがある。

5) 今後の課題

組織のオペレータ員数の変化をフローでみると、若手の参加が増えており、オペレータの年間労働報酬も従事日数の増加に伴って高まる傾向がある。しかしながら、オペレータの年齢構成をストックでみると、全戸共同型を主に依然として高齢者の割合が高くなっている。さらに、西日本の地域ではオペレータだけでなく、組織の農作業に従事する参加農家の高齢化率も高く、組織規模が小さいことも相まって将来的な高齢者の離脱がそのまま組織活動の停止に結びつく恐れがある。

こうした事態を回避し、次世代のオペレータを確保するために、集落営農組織はオペレータ賃金や役員報酬等を高め、オペレータの年間労働報酬を増やしている状況にある。しかし、年間労働報酬は最も高いタイプ（Ⅰ－Ｂ）でも平均 260 万円（前掲第 5-5 図）である。所得増加を目的とするⅠ－ＡやⅠ－Ｂにおいて専従的なオペレータを確保するためには、経済的条件や就業環境等を整備・向上させる対策が必要となっている。他方、兼業オペレータを主体とし、農地維持を目的とする組織では経済的条件等を整備する必要もあるが、それ以上にオペレータの頭数を確保することが重要となる。将来を見越した人員確保と世代交代を円滑する対策に取り組む必要があるといえるだろう。

（江川 章）

(4) 集落営農組織の会計処理の現状

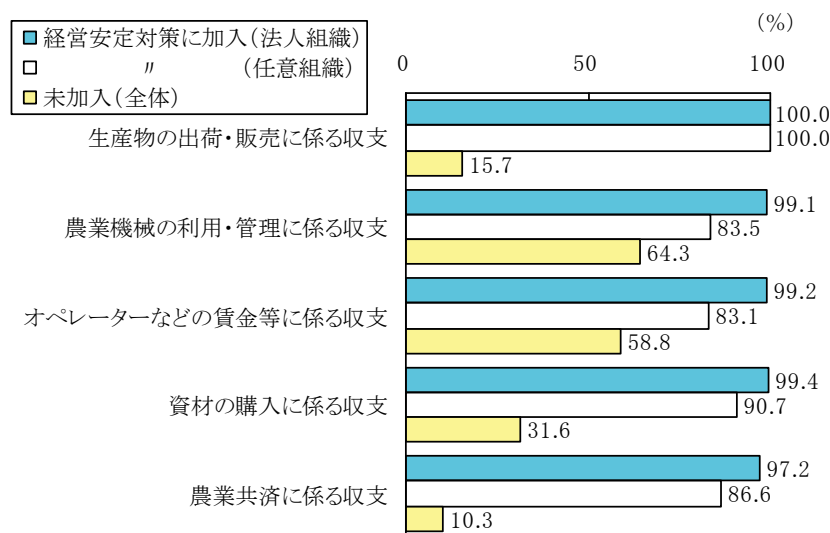
ここでは、経理の一元化に関する販売額や費用の管理方法のほか、法人化に関する複式簿記の採用状況を分析することにより、集落営農組織の会計処理の現状を明らかにするとともに、経営規模と土地生産性の関係について検討する。

1) 農産物販売額等の管理方法

(i) 農産物の販売額および費用の管理方法

集落営農組織が経営所得安定対策の対象となるためには、一元経理を行うことが要件の一つとされた。このため集落営農組織では、任意組織においても経理の一元化が進められてきた。

平成 21 年の集落営農実態調査（組替集計）によれば、経営所得安定対策に加入している組織で「生産物の出荷・販売に係る収支」の一元化を行っている割合は、法人組織、任意組織ともに 100%である（第 5-7 図）。



第 5-7 図 経理の一元化の状況

資料：農林水産省統計部「集落営農実態調査」（平成 21 年，組替集計）

同対策へ加入する法人組織は、「資材の購入に係る収支」等の支出項目についても一元経理を行っている割合がほぼ 100%であり、出荷・販売に係る収支を一元化した上で、費用についても一元化しているとみられる。また、同対策へ加入する任意組織については、法人組織に比べ費用の一元化割合が 1 割ほど劣るものの、8～9 割の組織が一元化している。

なお、同対策に加入している組織のうち、収支に関するすべての項目で一元化を行っている組織の割合は、法人組織で 96%、任意組織で 73%であり、残りの組織（法人 4%、任意 27%）では何らかの項目で一元化が行われていない。

一方、経営所得安定対策に加入していない組織では、「生産物の出荷・販売に係る収支」を一元化している組織はわずか16%であり、支出項目については「農業機械の利用・管理に係る収支」、「オペレーターなどの賃金等に係る収支」で6割程度ある以外は、一元経理を行っている割合が低い。

(ii) 品目別にみた収支の管理状況

以上のように、経営所得安定対策に加入している組織は、いずれかの収支において一元経理を行っているが、収支に係る全額をプール計算している組織ばかりではなく、費用の一部を組織でプール計算しつつも販売額や費用の多くは構成員ごとに枝番方式で管理している組織もある。

こうした管理状況を政策研の調査対象組織で品目別にみると（第5-10表）、販売額をプール計算している集落営農組織の割合は、全体で米が57%、麦が66%、大豆が75%となっている。これを法人組織と任意組織別にみると、法人組織では米、麦、大豆のすべての品目でプール計算をしている組織の割合が8割を超えており、とりわけ大豆を生産する法人組織ではすべての組織がプール計算を行っている。また、法人組織では費用の管理方法についても、販売額とほぼ同様にプール計算している組織の割合が高い傾向にある。

一方、任意組織では、販売額・費用の管理ともにすべての品目でプール計算している組織の割合が低く、麦および大豆ではおおむね6割、米では4割にとどまっている。米については販売額・費用ともに枝番方式の組織が6割を占めていることから、総じて枝番方式での管理が米を中心に行われていることがわかる。

第5-10表 販売額と費用の管理方法

(単位:組織数、%)

		全体		法人組織		任意組織	
		プール計算	枝番方式	プール計算	枝番方式	プール計算	枝番方式
販売額	米	39 57.4	29 42.6	22 81.5	5 18.5	17 41.5	24 58.5
	麦	35 66.0	18 34.0	14 87.5	2 12.5	21 56.8	16 43.2
	大豆	43 75.4	14 24.6	21 100.0	-	22 61.1	14 38.9
費用	米	40 59.7	27 40.3	24 88.9	3 11.1	16 40.0	24 60.0
	麦	35 66.0	18 33.9	14 87.5	2 12.5	21 56.8	16 43.2
	大豆	41 71.9	16 28.0	21 100.0	-	20 55.6	16 44.5

資料:農林水産政策研究所調べ

注.「費用の一部をプール計算」は、枝番方式に含む。

(iii) 枝番方式の今後の継続意向

こうした枝番方式を組織の代表者が、今後どうしたいと考えているのかを示したのが第5-11表である。枝番方式を採用している組織のうち、今後も同方式を「継続する」との意

向を持つ組織の割合は、販売額の管理で 77%、費用の管理で 82%と高く、ほとんどの組織が枝番方式を継続する意向であることがわかった。

これを組織形態別にみると、法人組織では 5 組織のうち 4 組織（80%）が販売額の枝番管理を「やめる」としており、法人組織では今後ほぼ全組織がプール計算に向かうと見込まれる。

一方、任意組織では販売額、費用の管理ともに枝番方式を「継続する」という組織が 8 割強と大多数を占めており、今後も米を中心に枝番方式が維持されるとみられる。ただし、計画どおり法人化する予定である 4 つの任意組織のうち 1 組織（25%）は法人化に向けて枝番方式を「やめる」としており、法人化を見越している組織の中にはプール計算に変更しようとしている組織もある。

この枝番方式が維持される理由としては、①個別の営農スタイルが維持されていること、②そのために計画どおり法人化を進める意向が弱いことに加え、後述するように③枝番管理の複雑な事務作業を J A が代行しており、実質的に構成員に負担がかかかっていないことなどが考えられる。

以上のように枝番管理を行う任意組織では、その継続意向が強いものの、中には元肥や農薬を共同購入して一元経理とするなど、一元化の範囲を徐々に拡大している組織があることにも注目したい。

第 5-11 表 枝番方式（販売額・費用）の今後の継続意向

（単位：組織数、%）

	販売額		費用	
	継続する	やめる	継続する	やめる
全体	24 77.4	7 22.6	22 81.5	5 18.5
法人組織	1 20.0	4 80.0	1 50.0	1 50.0
任意組織	23 88.5	3 11.5	21 84.0	4 16.0
計画通り法人化	3 75.0	1 25.0	3 75.0	1 25.0
法人化計画延期等	20 90.9	2 9.1	18 85.7	3 14.3

資料：農林水産政策研究所調べ

注. 「法人化計画延期等」は、「計画は延長するが将来法人化」「法人化しない」「不明」の合計。

2) 任意組織における複式簿記の採用状況

(i) 複式簿記の採用状況

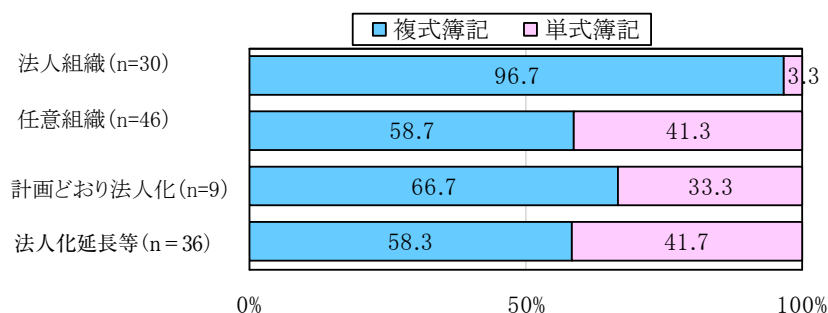
経営所得安定対策に加入する集落営農組織は、設立から 5 年以内に法人化することになっている。法人化した組織では当然ながら複式簿記で会計を行い、貸借対照表等の財務諸表を整備することになる。したがって、法人化を予定している任意組織は早い段階から複式簿記を採用する必要がある。また、機械設備を所有する組織は、複式簿記により減価償却処理を行うことも必要である。そこで以下では、任意組織を中心に複式簿記の採用状況

についてみることにする。

平成 21 年の集落営農活動実態調査によれば、経営所得安定対策に加入している組織の財務諸表の整備状況は、損益計算書を整備している組織の割合が 48%，貸借対照表が同 47%であり、半数程度の集落営農組織がこれら財務諸表を作成している。貸借対照表の整備割合を法人形態別にみると、法人組織は 88%，任意組織は 47%である。したがって、これら財務諸表を作成している組織においては、当然、複式簿記を採用しているものと推察される。

そこで、政策研の調査対象組織について、複式簿記の採用状況をみると（第 5-8 図）、法人組織は 97%，任意組織は 59%であり、前述した集落営農実態調査よりもそれぞれ 1 割ほど高い結果となっている。また、任意組織のうち、「計画どおり法人化」という見通しを持っている組織での複式簿記の採用割合は 67%となっており、「法人化延期等」の 58%に比べやや高い割合となっている。

このように、任意組織においては複式簿記を採用する組織と採用しない組織が拮抗しているが、法人組織では、ほぼすべてが複式簿記を採用しているため、以下の分析では任意組織のみを対象とする。



第 5-8 図 複式簿記の採用状況

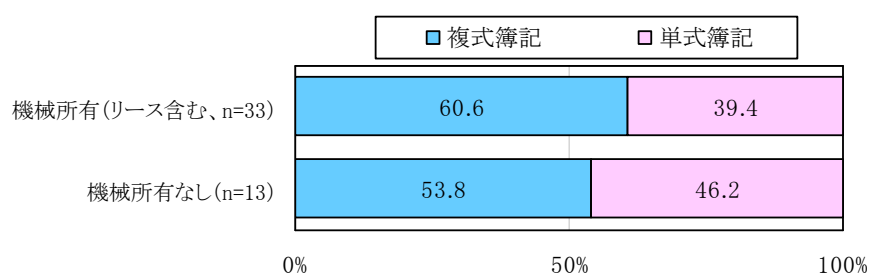
資料：農林水産政策研究所調べ

注：「法人化延長等」は、「計画は延長するが将来法人化」「法人化しない」「不明」の合計。

(ii) 機械所有の有無別にみた記帳方法

法人化との関係から複式簿記採用の必要性を指摘したが、法人化計画の見通しが未定となっている組織であっても、組織として機械を所有し、農業機械の共同利用を行っている組織であれば、減価償却処理や将来的な設備更新への積立を実施するために複式簿記を採用することが望まれる。

しかし、政策研の調査対象組織では、「機械所有（リースを含む）」の任意組織で複式簿記を採用している割合は 6 割にとどまっている（第 5-9 図）。この割合は、「機械所有なし」の任意組織に比べればやや高いものの、共同利用のために組織で機械を所有していても、依然として単式簿記を採用している組織が決して少なくないことを示している。

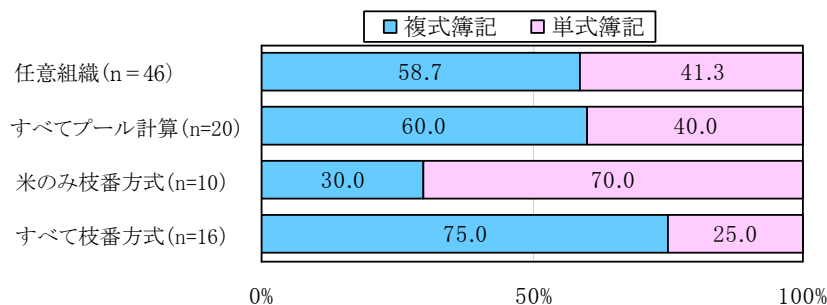


第 5-9 図 機械所有の組織における複式簿記の採用状況（任意組織）

資料：農林水産政策研究所調べ

(iii) 販売額の管理方法別にみた記帳方法

任意組織における複式簿記の採用状況を、先にみた販売額の管理方法との関係でみると（第 5-10 図）、米や麦・大豆を「すべてプール計算」している組織の複式簿記の採用割合は 60%であり、任意組織全体の割合と同程度である。一方、枝番方式で管理している組織では、麦・大豆はプール計算だが「米のみ枝番方式」で管理する組織が、任意組織全体の割合よりも 29 ポイント低い 30%となっている。これら組織は、大豆等の転作受託をベースとした組織が米を取り込んだものが多く、受託組織の時から単式簿記を採用していたことに加え、新たに取り込んだ米が枝番管理であるために、複式簿記を採用しないままになったと考えられる。



第 5-10 図 管理方法別にみた複式簿記の採用状況（任意組織）

資料：農林水産政策研究所調べ

また、これとは逆に米や麦・大豆を「すべて枝番方式」で管理している組織では、複式簿記の採用割合が 75%とかなり高い。これは後述するように、JA による記帳業務代行との関係が深いと考えられる。

以上のように複式簿記の採用状況は、収支の管理方式が強く影響している。

(iv) 組織類型別にみた記帳方法

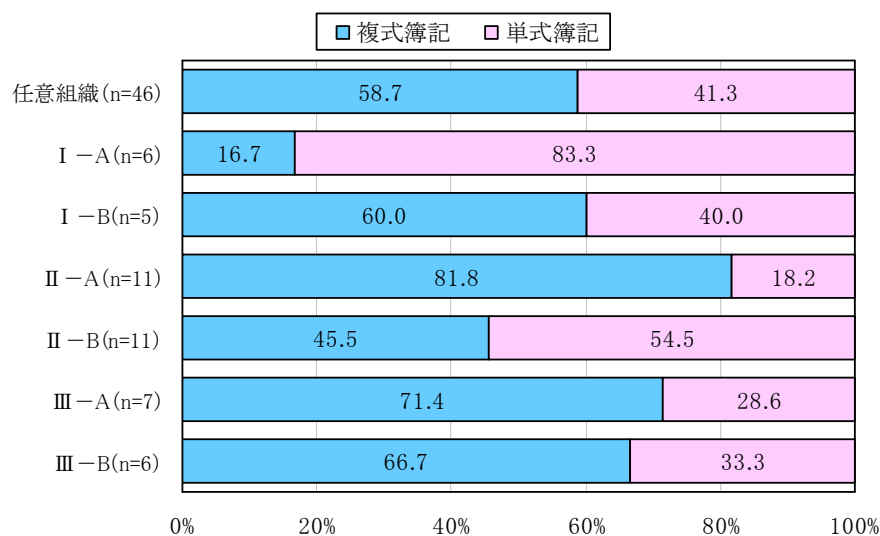
集落営農組織における複式簿記の採用は、農地の維持・保全を主目的とする組織（Ⅱ類型）よりも所得の増加を主目的とする組織（Ⅰ類型）の方が、全戸共同型の組織（B 類型）

よりもオペレーター主体型の組織（A類型）の方が組織的な取組を強めることから、それぞれ複式簿記の採用割合が高いと想定される。

そこで、調査対象の任意組織について、複式簿記の採用割合を組織類型別にみると（第5-11図）、農地維持・全戸型のⅡ－B（46％）に比べ所得増・全戸型のⅠ－B（60％）や、農地維持・オペレーター型のⅡ－A（82％）の方が高い割合となっており、前述した関係が成立している。

しかし、複式簿記の採用割合が最も高くなると期待された所得増・オペレーター型のⅠ－A（17％）だけが極端に低い割合となった。Ⅰ－Aの6組織は、麦・大豆はプール計算しているものの米は枝番管理であり（大豆等の作業受託組織2組織と麦・大豆の転作組合で米を全く生産しない1組織を含む）、新たな機械の購入・リースはなく、経営耕地面積も増えておらず、しかも経営の複合化・多角化や組織の法人化についても消極的な組織である。つまり、Ⅰ－Aの組織は、経営の効率化を重視した転作中心の任意組織であり、機械を所有せず、いわばフローのみの経営を行う組織といえ、こうした組織の性格が極端に低い複式簿記の採用割合となっている理由と考えられる。

また、目的未決のⅢ類型では、オペレーター型のⅢ－A（71％）、全戸型のⅢ－B（67％）ともに複式簿記の採用割合が比較的高い。これは後述するように、JAによる記帳業務代行と関係しているとみられる。



第5-11図 組織類型別にみた複式簿記の採用状況（任意組織）

資料：農林水産政策研究所調べ

なお、単式簿記を採用しているⅠ－Aの組織の中には、法人化を見越して複式簿記に移行する予定の組織がある一方で、この先も単式簿記のままという組織も数多くある。前者の例として、岐阜県のA組合（参加戸数76世帯、経営面積約33ha、米、麦ともにプール計算の任意組織）では、現在の経理担当者（勤め人の構成員）が複式簿記に関する技能を

持っていないものの、平成 23 年度に組合を法人化することが決定しているため、外部の専門家等の意見を仰ぎながら 22 年度から複式簿記に移行することを予定している。

また、後者の例として、秋田県の B 組合（参加戸数 12 世帯、経営面積約 24ha、米は枝番方式、大豆はプール計算の任意組織）では、現在の集落営農組織の前身組織の時代から、農業簿記に詳しい構成員がパソコンで独自に単式簿記による会計ソフトを作成し経理事務を担当している。この組合では、法人化について組織内で意思統一が図れないこともあり、今後も単式簿記のままとの見通しを示している。

（v） 経理実務の体制

調査対象の任意組織では、複式簿記を採用して貸借対照表を整備する組織の割合が 6 割にとどまっており、まだ多くの組織で複式簿記の導入が進んでいない状況にある。しかも、複式簿記を採用している任意組織であっても、経理担当者を置いて組織内で記帳業務を行っているものはごく一部に過ぎず、多くの事例では J A が記帳業務を代行していることが確認された。

そこで、平成 21 年の集落営農活動実態調査（組替集計）から、経営所得安定対策に加入している任意組織における経理実務の体制や貸借対照表の整備状況をみると（第 5-12 表）、経理実務の体制は「経理事務の実務経験のある者が行っている」という組織が 13%、「実務経験はないが、簿記の知識のある者が行っている」が 27%であり、両者を合わせても半数に満たない。そのため、3 分の 1 近くの組織が「農協等の農業関係機関に経理を任せている」と回答している。

第 5-12 表 経理実務の体制と貸借対照表の整備率（任意組織）

		(単位:%)	
経理実務の体制		組合数割合	貸借対照表整備率
集落営農内で行っている	経理事務の実務経験のある者が行っている	13.3	59.1
	実務経験はないが、簿記の知識のある者が行っている	27.1	48.2
	関係機関等の助言・指導を受けながら行っている	23.1	35.7
	その他	2.7	9.6
農協等の農業関係機関に任せている		32.5	52.3
税理士、公認会計士等の農業関係機関以外に任せている		1.3	72.0
(平 均)		—	47.4

資料：農林水産省統計部「集落営農活動実態調査」（平成 21 年，組替集計）

注．貸借対照表整備率は、当該体制のうち貸借対照表を整備している割合を示す。

しかもこれら割合は、単式簿記記帳も含む経理についてである。そこで、経理実務体制における複式簿記の採用割合を示す貸借対照表整備率をみると、組織内で経理を行っている場合には「経理事務の実務経験のある者が行っている」が 59%、「実務経験はないが、

簿記の知識がある者が行っている」が48%と、簿記に関する知識・経験を持つ者が行う体制で高い。一方、組織外で経理を行っている場合には「税理士、公認会計士等の農業関係機関以外に任せている」が72%と当然ながら最も高く、JAに経理実務を代行してもらっている「農協等の農業関係機関に任せている」も52%と比較的高い。今後、集落営農組織が経理実務の面においても自立した組織となるためには、こうしたJA等外部機関による代行ではなく、経理実務を担う人材を内部に育成する必要がある。そのためには、組織内に経理担当者を配置するとともに、複式簿記に関する知識の習得や簿記ソフトの活用などによって経理実務に関する技能の向上を図ることが課題となろう。

引き続き以下では、調査対象組織の総収入と生産性について検討する。

3) 総収入額の状況と土地生産性

(i) 集積面積別にみた総収入額

調査対象組織の平成20年度の総収入額は、「1,000～3,000万円」が35%と最も多く、次いで「5,000万～1億円」(27%)、「3,000～5,000万円」(19%)、「1～3億円」(11%)、「1,000万円未満」(5%)、「3億円以上」(4%)の順となっている(第5-13表)。

集落営農組織の収入額は、米、麦、大豆等の生産品目や銘柄による産地間での価格差のほか、補助金等の交付額によっても異なるが、基本的には生産規模に規定されていると考えられる。表に示したように、集積面積(借地や特定作業受託面積を含む)が大きい組織ほど収入額が多い傾向がみられ、20ha未満の小規模組織ではその多くが3,000万円未満、100ha以上の大規模組織ではすべてが1億円を超えている。

第5-13表 集積面積規模別にみた総収入額の構成

(単位: %)

	組合数 (n=)	合計	1,000万 円未満	1,000～ 3,000万	3,000～ 5,000万	5,000万 ～1億	1～3億	3億円 以上
全体	75	100.0	5.3	34.7	18.7	26.7	10.7	4.0
20ha未満	20	100.0	15.0	80.0	—	5.0	—	—
20～30	14	100.0	—	42.9	42.9	14.3	—	—
30～50	14	100.0	7.1	21.4	35.7	35.7	—	—
50～100	21	100.0	—	4.8	14.3	57.1	23.8	—
100ha以上	6	100.0	—	—	—	—	50.0	50.0

資料: 農林水産政策研究所調べ

(ii) 土地生産性

集積面積が増えれば総収入額が増加することは前述のとおりだが、集積面積が小規模であっても10a当たり農産物販売額、すなわち土地生産性が高い、効率的な経営を実現している集落営農組織もある。第5-12図は、調査対象組織(収支データが把握可能な74組織)

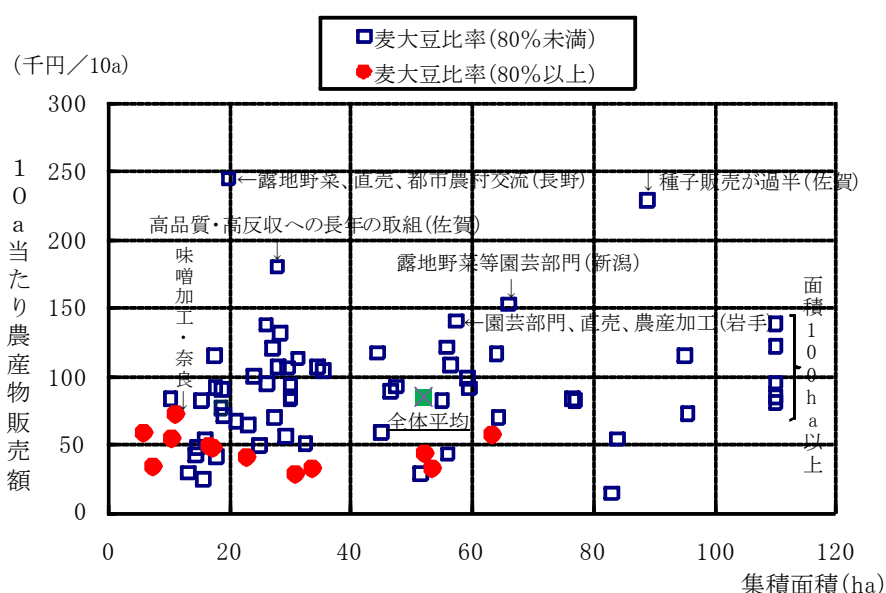
を平成21年度の集積面積と集積面積10a当たり農産物販売額によってプロットしたものであるが、集積面積の増加にともなって土地生産性が高まるわけではないことがわかる。

74組織の平均集積面積は約52ha、10a当たり農産物販売額は約8万5千円であるが、組織が最も多く集中しているのは同面積が60ha以下、同販売額が10万円以下のゾーンであり、この範囲内に全体の8割弱の組織が位置する。

また、多くの組織は、10a当たり農産物販売額が5～15万円程度であるが、米の販売が少ない麦・大豆主体の組織（農産物販売額に占める麦・大豆の販売額の割合が80%以上）は同販売額が5万円前後と少なく、相対的に土地生産性が低い傾向にある。

なお、この図の中で注目されるのが、10a当たり農産物販売額が10万円を大きく上回る土地生産性が高い組織である。これら組織の事例としては、①米や麦・大豆の販売額が主であるものの、露地野菜に加えて直売、都市農村交流を行っている長野県の組織（10a当たり農産物販売額が23万5千円）、②麦・大豆は行わず米のみの販売額であるが、加工用トマトやスイカなど園芸部門を手がけている新潟県の組織（同15万3千円）、③米や、麦・大豆の販売額が主ではあるが、その過半を水稻と麦の種子が占めている佐賀県の組織（同20万1千円）等が挙げられる。また、10a当たり農産物販売額は10万円以下であるが、④麦・大豆主体の組織で、JAが所有する加工場を借りて味噌を生産・販売する奈良県の組織（同7万3千円）などもある。

これら土地生産性が高い組織の共通点は、組織にとって有利な販売が可能な直売等の独自販売ルートを確認していることや、米や麦・大豆といった主要販売品目における種子の販売、あるいは園芸部門、加工部門を手がけるなど経営の複合化・多角化を実現していることである。



第 5-12 図 集積面積と土地生産性との関係

資料: 農林水産政策研究所調べ

注: 農産物販売額は経営安定対策下で受給した麦・大豆の助成金を加算して補正。

4) 小括

以上の分析の結果をまとめると、以下のとおりである。

政策研の調査対象組織における販売額の管理方法は、プール計算している組織が米（57%）、麦（66%）、大豆（75%）それぞれで高い割合を示しているものの、構成員ごとに枝番方式で管理している組織も多く残っている。法人組織は今後ほとんどの組織でプール計算に向かうと見込まれるが、任意組織では枝番方式の継続意向が強く、今後も米を中心に枝番方式が維持されるとみられる。

複式簿記の採用状況は、任意組織で約6割となっているが、「すべて枝番方式」で管理している組織では、JAによって記帳業務が代行されていることもあり、複式簿記の採用割合が75%と高い。また、農業機械を所有している任意組織においても、複式簿記の採用割合は6割にとどまっており、減価償却処理や設備更新のための資金積立を行う観点からも複式簿記の採用が望まれる。

土地生産性については、集積面積規模の拡大に伴って上昇するわけではないことが明らかになったほか、土地生産性が高い組織の取組事例としては、有利な販売が可能な独自販売ルートを確保している例や経営の複合化・多角化を実現している例などがあった。

（木村 俊文）

（５） 組織の経営収支と所得の分配

平成 20 年度に、集落営農組織の所得が構成員にどのように配分されているかを分析した。21 年度においても組織の経営収支の状況を明らかにした上で、所得がどのように配分されているかを分析する。

１） 経営収支の状況

（い） 収入の内訳

以下では、調査対象組織のうち複式簿記を採用している 55 組織（北海道の組織を除く）について、経営収支の状況を検討する。その際、経営規模による収支額の格差を捨象するために、各組織の収支データを集積面積で除した数値により比較する。なお、ここでは平成 19 年度と 20 年度の 2 年度分のデータの平均値を用いる。これは 19 年度の経営所得安定対策等の交付金、特に成績払いの支払いが遅かったために、多くの組織でその収入が 20 年度の会計に算入されているためである。

第 5-14 表をみると、調査対象組織の 10a 当たりの総収入額の平均は 11 万 7 千円であり、「農産物販売」が 6 万円と過半を占める。「農産物販売」の内訳は、「米販売」が 4 万 4 千円（総収入額に占める割合は 38%）、「麦・大豆販売」が 1 万円（同 9%）等となる。また、「農産物販売」に次いで収入額が多いのは、「補助金・交付金」の 4 万 3 千円（同 37%）であり、その内訳は「産地確立交付金」が 1 万 6 千円（同 14%）、「経営安定対策」が 1 万 8 千円（16%）等である。これら以外では、「その他収入」が 8 千円（同 7%）、「作業受託」が 5 千円（同 5%）となっている。

これら複式簿記を採用している組織の収入額に関する大きな特徴としては、「補助金・交付金」が組織の総収入の 4 割弱を占め、米の販売額と同程度となっていることが挙げられる。

この収入内訳を組織類型別にみると、「農産物販売」の割合が総収入額の過半を占めているのは、所得増・オペレーター型のⅠ－Ａ（66%）、所得増・全戸型のⅠ－Ｂ（53%）、農地維持・全戸型のⅡ－Ｂ（63%）、目的未決・全戸型のⅢ－Ｂ（70%）の各類型であり、他

第 5-14 表 総収入額に占める各収入項目の割合

(単位：％)																
比較項目	組合数 (組合)	平均集積面積 (ha)	10a当たり平均収入額(千円)	合計	収 入									10a当たり平均支出額(千円)	補助金依存率 (参考)	
					農産物販売	米販売	麦・大豆販売	その他	作業受託	補助金・交付金	産地確立交付金	経営安定対策	その他補助金			その他収入
全体	55	49.7	116.6	100	51.7	38.0	8.6	5.1	4.5	36.6	13.9	15.7	6.9	7.2	96.1	37.5
Ⅰ－Ａ	6	36.3	155.6	100	66.1	51.8	5.5	8.9	5.3	22.9	8.2	7.2	7.5	5.8	133.8	19.4
Ⅰ－Ｂ	6	37.2	125.9	100	52.9	41.4	6.6	4.9	5.6	34.9	8.7	21.4	4.8	6.6	94.1	34.9
Ⅱ－Ａ	19	37.6	122.8	100	44.2	28.2	9.9	6.0	7.1	39.9	19.9	11.2	8.7	8.8	110.9	40.8
Ⅱ－Ｂ	12	31.1	96.6	100	62.5	50.1	5.5	6.9	0.3	31.6	13.4	13.2	4.9	5.6	75.9	31.2
Ⅲ－Ａ	8	127.2	102.6	100	32.6	21.9	10.7	0.0	5.3	52.1	14.0	27.2	10.9	10.0	95.9	58.5
Ⅲ－Ｂ	4	46.6	102.5	100	69.6	54.9	14.5	0.2	0.4	27.8	3.3	24.3	0.2	2.2	41.6	29.7
法人組織	28	39.7	126.3	100	50.1	34.1	7.4	8.6	6.1	36.7	13.4	13.2	10.0	7.1	111.0	36.3
任意組織	27	60.0	106.6	100	53.4	42.1	9.7	1.5	2.8	36.4	14.4	18.2	3.7	7.4	81.8	38.7

資料：農林水産政策研究所調べ

注1) 平成19～20年度決算。複式簿記採用の55組織（除く北海道）。

2) 補助金依存率＝（産地作り交付金＋経営安定対策）÷（農産物販売＋産地作り交付金＋経営安定対策）×100

方、同割合が半分に満たないのは、農地維持・オペレーター型のⅡ－Ａ（４４％）と目的未決・オペレーター型のⅢ－Ａ（３３％）である。さらに、前者の各類型の収入内訳をみると、Ⅰ－Ａは、「米販売」、「麦・大豆販売」の合計が総収入額の５７％を占めているほか、野菜等の「その他」の販売収入額が９％あり、米や麦・大豆に加えて、複合部門の導入による農産物の販売収入額が大きなウェイトを占めている。この傾向はⅠ－ＢやⅡ－Ｂも同様であり、総収入額の５～７％を占める「その他」の農産物販売収入額によって組織の収入増加が図られている。これに対して、目的未決・全戸型のⅢ－Ｂの農産物販売収入額は、他の類型に比べ「麦・大豆販売」の占める割合が高く、「その他」の販売収入額は極めてごく僅かである。

他方、農産物販売収入額が総収入額の半分に満たなかったⅡ－ＡおよびⅢ－Ａについては、「米販売」の占める割合がともに２割台と低い一方で「補助金・交付金」の割合が高くなっており、主に転作に取り組む補助金依存度の高い組織が、両類型に多く含まれていることを示している。なかでもⅢ－Ａは、転作受託組織をベースとした集落営農組織が含まれていることから、「米販売」の占める割合が６類型中最も低い。同類型は、「麦・大豆販売」とともに「産地確立交付金」や「経営安定対策」の割合が比較的高いことに加え、転作用の共有機械を保有していることから「その他補助金」の割合も高い。

このほか、「経営安定対策」の割合に注目すると、Ⅲ－ＡおよびⅢ－Ｂでそれぞれ２７％、２４％と高いことから、両類型には経営所得安定対策への対応を主目的に立ちあげられた組織が多く含まれていると推察される。

なお、農産物販売収入額と補助金・交付金額との関係をみるために参考指標として試算した補助金依存率（ $\{「産地作り交付金」+「経営安定対策」\} \div \{「農産物販売」+「産地作り交付金」+「経営安定対策」\} \times 100$ ）をみると、Ⅲ－Ａが５９％と最も高く、補助金・交付金受給額が農産物販売収入額を唯一上回っている。また、これに次いで、Ⅱ－Ａも補助金依存率が４１％と高い。

（ii） 支出の内訳

同様の方法で支出項目をみると（第５-１５表）、調査対象組織の１０a 当たりの総支出額の平均は９万６千円（総収入額に占める割合は８２％）であり、その内訳は「その他支出」が５万７千円（同４９％）と最も多く、これに次いで「労務費」が１万４千円（同１２％）、「作業委託料」が９千円（同８％）、「地代・小作料」が９千円（同８％）、「構成員への分配金」が４千円（同４％）、「役員報酬」が２千円（同２％）となる。

この支出内訳を組織類型別にみると、総収入額に対する総支出額の割合が全組織平均（８２％）を上回ったのは、所得増・オペレーター型のⅠ－Ａ（８６％）、農地維持・オペレーター型のⅡ－Ａ（９０％）および目的未決・オペレーター型のⅢ－Ａ（９４％）であり、逆に、全組織平均を下回ったのは所得増・全戸型のⅠ－Ｂ（７５％）、農地維持・全戸型のⅡ－Ｂ（７９％）および目的未決・全戸型のⅢ－Ｂ（４１％）である。

第5-15表 総収入額に占める当期利益および各支出項目の割合

(単位：％)

比較項目	組合数 (組合)	平均集 積面積 (ha)	10a当 たり平 均支出 額(千 円)	支 出							その他 支出	当期 利益
				合計	労務費 (給 料・賃 金)	地代・ 小作料	作業委 託料	構成員 への支 払い	役員報 酬	構成員 への分 配金		
全体	55	49.7	96.1	82.4	12.4	7.7	7.8	3.5	2.0	3.6	49.0	17.6
I-A	6	36.3	133.8	86.0	7.2	12.6	6.4	5.3	5.1	9.1	45.7	14.0
I-B	6	37.2	94.1	74.7	15.7	4.7	5.9	1.1	0.9	1.4	46.0	25.3
II-A	19	37.6	110.9	90.3	15.0	8.5	5.8	1.8	2.0	1.3	57.8	9.7
II-B	12	31.1	75.9	78.5	7.1	9.2	14.6	9.3	0.7	0.8	46.2	21.5
III-A	8	127.2	95.9	93.5	13.4	5.8	7.6	0.7	3.1	12.5	51.1	6.5
III-B	4	46.6	41.6	40.6	17.1	0.0	2.0	0.0	0.5	0.0	21.0	59.4
法人組織	28	39.7	111.0	87.9	12.2	10.6	6.7	3.2	3.3	2.6	52.5	12.1
任意組織	27	60.0	81.8	76.7	12.6	4.7	8.9	3.7	0.6	4.5	45.4	23.3

資料：農林水産政策研究所調べ

注1) 平成19～20年度決算。複式簿記採用の55組織（除く北海道）。

2) 補助金依存率＝（産地作り交付金＋経営安定対策）÷（農産物販売＋産地作り交付金＋経営安定対策）×100

総収入額に占める総支出額の割合が最も高かったⅢ－Aは、他の類型に比べ「構成員への分配金」の割合が13%と高いほか、「労務費」も13%を占めており、構成員へ組織の所得をより多く分配しているために費用計上が多く、その結果、「当期利益」の割合が7%と最も低い。

一方、総支出額の割合が最も低かったⅢ－Bは、枝番方式の組織が多く含まれることから費用計上が少なく、その分「当期利益」の割合が59%と極めて高い。このⅢ－Bについては、費用管理も含めて、今後どこまで実質的なプール計算が進展するかに注目したい。

また、Ⅲ－Bに次いで総支出額の割合が低いのは、Ⅰ－B（75%）とⅡ－B（79%）である。Ⅰ－Bは、「労務費」の割合が16%と全組織の平均を4ポイント上回っており、Ⅱ－Bは、「作業委託料」が15%と同7ポイント、「地代・小作料」が9%と同1ポイントそれぞれ上回っているものの、両類型ともに「その他支出」の割合が低い。そのため、「当期利益」の割合が全組織の平均よりもそれぞれ8ポイント高い25%、4ポイント高い22%となっている。これらの組織は、組織の機械で作業を行った場合は「労務費」、構成員の機械で作業を行った場合は「作業委託料」という形態で麦・大豆の作業に係る経費を処理し、米は枝番方式で管理しているため、「当期利益」の割合が高くなっていると考えられる。

このほか、支出項目の内訳を詳細にみると、「労務費」と「地代・小作料」との間にはトレードオフの関係がうかがえる。例えば、Ⅰ－Aの「労務費」は7%と全組織の平均よりも5ポイント低い、「地代・小作料」は13%と逆に5ポイント高く、Ⅰ－Bの「労務費」は16%と4ポイント高いが、「地代・小作料」は5%と4ポイント低い。こうした関係がⅡ－Aを除くすべての類型で確認できる。つまり、構成員に対して労務費で支払っているのか、あるいは地代で支払っているのかといった、報酬の支払い方の違いがあるように思われる。このことは「3）所得の配分先」において詳しくみることにする。

(iii) 収支決算

以上の結果、収支差額である 10a 当たりの当期利益は、調査対象組織の平均で 2 万 1 千円（総収入額に占める割合は 18%）となった（前掲第 5-15 表）。組織類型別にみると、全組織の平均を上回ったのは、Ⅰ－B（25%）、Ⅱ－B（22%）、Ⅲ－B（69%）の各類型であり、いずれも組織内での営農に多くの構成員がかかわる全戸共同型の B 類型である。これら類型の組織では、可能な限り当期利益を計上した後、各構成員にそれを配分することが組織運営上の共通した目的になっていると考えられる。

なお、調査対象組織（55 組織）のうち、当期利益がマイナス（収支が赤字）の組織は、5 組織（9%）のみであった。ただし、繰り返しになるが、組織の収支は、収入の 4 割弱を占める補助金・交付金によって成り立っているのが実態である。仮にこの補助金・交付金の中の経営所得安定対策の支給が無くなった場合には、赤字組織が一举に 31 組織（56%）に増え、補助金・交付金がすべて無くなった場合には、39 組織（71%）が赤字となる。

(iv) 構成員への配当

当期利益の構成員への配当基準をみると（第 5-16 表）、法人組織（13 組織）では、組織の作業に従事した時間に応じて構成員に配分する「従事割」で配当を行っている組織が 11 組織（85%）と最も多く、次いで各構成員の経営面積に応じて配分する「面積割」が 6 組織（46%）であった。これを販売額の管理方式別にみると、「すべてプール計算」の組織では「面積割」と「従事割」の併用が多く、「米のみ枝番」と「すべて枝番」の組織では「従事割」が多い。

これに対して、配当を行っている任意組織（34 組織）では、「面積割」が 17 組織（50%）、農産物の出荷量や金額に応じて配分する「出荷数量・金額割」が 17 組織（50%）と多い。

第 5-16 表 構成員への配当基準

(単位:組織数、%)

	合計	戸数割	面積割	従事割	出荷数量・ 金額割
法人組織	13 100.0	1 7.7	6 46.2	11 84.6	2 15.4
すべてプール計算	8 100.0	— —	5 62.5	6 75.0	1 12.5
米のみ枝番方式	2 100.0	— —	— —	2 100.0	— —
すべて枝番方式	3 100.0	1 33.3	1 33.3	3 100.0	1 33.3
任意組織	34 100.0	4 11.8	17 50.0	6 17.6	17 50.0
すべてプール計算	15 100.0	2 13.3	11 73.3	5 33.3	2 13.3
米のみ枝番方式	5 100.0	— —	3 60.0	— —	4 80.0
すべて枝番方式	14 100.0	2 14.3	3 21.4	1 7.1	11 78.6

資料:農林水産政策研究所調べ

注:複数回答のため合計は100%とならない。

管理方式別にみると、「すべてプール計算」の組織（15 組織）では「面積割」が 11 組織（73%）と多いが、「すべて枝番」の組織（14 組織）および「米のみ枝番」の組織（5 組織）では「出荷数量・金額割」がそれぞれ 11 組織（79%）、4 組織（80%）と多い。

これら配分方法の違いは、構成員から提供された農地がある場合、法人組織は借地として地代を支払うことから基本的に配当は「従事割」になるが、非法人である任意組織は借地が行えないため地代で支払うことができず、当期利益の配当を「面積割」で行っているとみられる。

2) 所得の状況

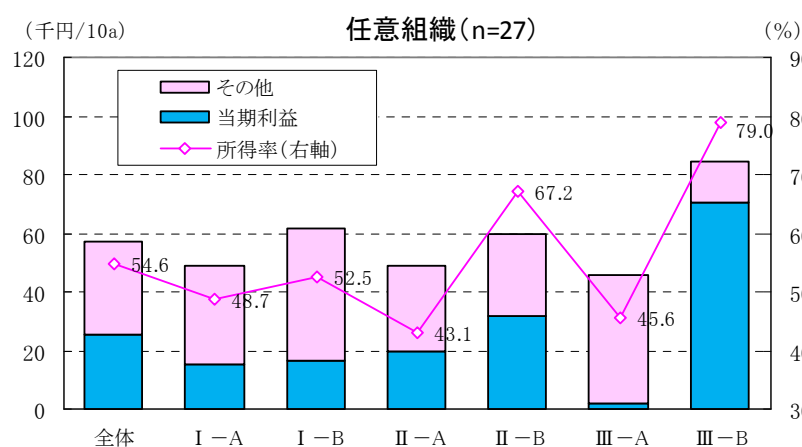
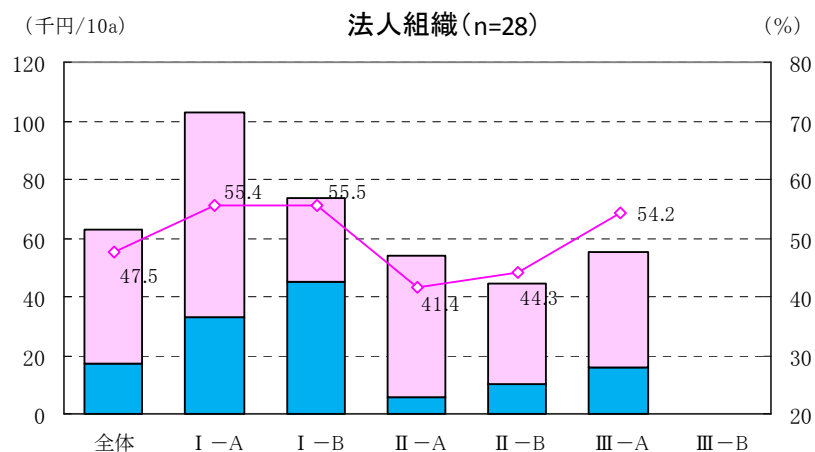
前述したように、任意組織では複式簿記の採用割合が 6 割にとどまっており、依然として単式簿記で経理を行っている組織も多い。このため任意組織においては、減価償却処理が行われていないなど費用が厳密に捕捉されておらず、その分だけ当期利益が過大となっている。

また、構成員への所得配分は、労務費、地代・小作料、作業委託料、分配金等の多様な形態で、集落営農組織の費用として構成員に支払われているほか、当期利益の確定後に剰余金の配当として支払われている場合もある。加えて支払い方法も、前項でみたように、土地の面積に応じて支払う方式や労働時間に応じて支払う方式等があり、法人組織と任意組織では支払い方法が異なる傾向がある。

こうした状況を踏まえ、以下では調査対象組織を法人組織と任意組織とに区分して、所得の分析を行う。なお、ここでは当期利益に労務費、地代・小作料、構成員への作業委託料、同分配金および役員報酬を加えたものを「所得額」とする。

さらに、収益性を判断する目安として、この所得額を総収入額で除して求めたものを「所得率」とする。すなわち所得率が高いということは、補助金・交付金によって下支えされているという側面はあるものの、基本的には集落営農組織が生産物の販売や役務提供を通じてより大きな価値を生み出していることを意味しており、同時に組織の収益率も高いと考えられる。集計の結果、集積面積 10 アール当たりの所得額は、複式簿記を採用する 55 組織平均で 7 万 1 千円であり、所得率は同 53%となった。

これを法人組織と任意組織とに区分して組織類型別にみたものが**第 5-13 図**である。まず法人組織では、所得増・オペレーター型であるⅠ－Aの所得額が最も大きく、所得増・全戸型のⅠ－B、農地維持・オペレーター型のⅡ－A、農地維持・全戸型のⅡ－Bの順に所得額が減少しているが、目的未決・オペレーター型のⅢ－AはⅡ－Aと同程度の所得額となっている。また、所得率は、Ⅰ－A、Ⅰ－B、Ⅱ－Aの順に低下しており、これら類型間では所得額と所得率に相関関係があることから、この類型順に所得を生む生産活動を行っていると思われる。なお、Ⅲ－AとⅡ－Bの両類型は、所得額は多くはないが、それに比べ所得率は比較的高い。



第 5-13 図 所得額と所得率

資料: 農林水産政策研究所調べ

注1) 複式簿記採用の55組織(除く北海道)。

2) 所得額=当期利益+労務費+地代・小作料+作業委託料+役員報酬+構成員への分配金

3) 所得率=所得額÷総収入額×100

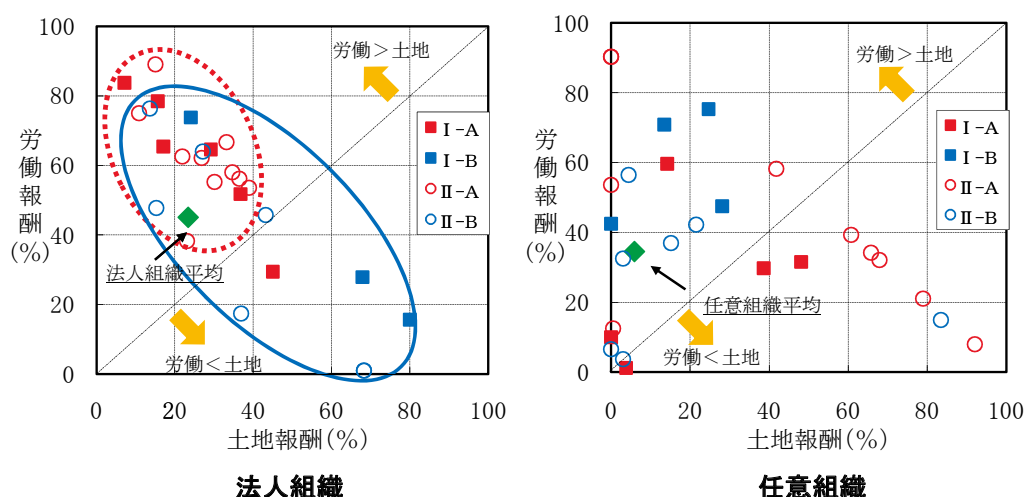
一方、任意組織については、I-AからIII-Aまでの各類型間に所得額の顕著な差はみられず、III-Bのみがこれら類型より所得額が大きい。また、法人組織に比べ、所得額に占める当期利益額の割合が高く、所得率もやや高い類型が多い。任意組織の当期利益が総じて大きい要因としては、減価償却費など未計上の費用が散見されることが挙げられる。実際に任意組織 27 組織のうち、労務費（給料・賃金）では5組織が、地代・小作料では15組織が支払額がゼロとなっている。

また、III-Bに多い枝番方式の組織が典型的であるが、物材費や減価償却費等のコスト負担は集落営農組織ではなく構成員が行うため、それら生産コストを含めて構成員に剰余金から資金が分配されている。このように任意組織では、当期利益の配当を通じて構成員の生産コスト負担分に充当されていることから、27組織のうち21組織が当期利益を「全額配当」している。なお、全額配当以外の6組織の内訳は、「内部留保」（配当後すぐに拠出金などの形式で組織に集めるものを含む）が4組織、「繰越利益剰余金」が2組織となっている。

3) 所得の配分先

集落営農組織が生み出した所得が「労働報酬」と「土地報酬」のどちらに多く分配されているのかをみるために、所得額に占める「労働報酬」と「土地報酬」の割合を対象組織ごとに示したものが第5-14図である。この図中の45度線よりも左上方に位置する場合には「労働報酬」への分配割合が、右下方に位置する場合には「土地報酬」への分配割合がそれぞれ高いことを示している。

なお、ここでの「労働報酬」は労務費（給料・賃金）、構成員への作業委託料、役員報酬の合計額とし、「土地報酬」は地代・小作料とした。さらに構成員へ配当を行っている組織については、当期利益から内部留保分を差し引いた額に構成員への配当金を加算した利益配当額を「構成員への配当基準」にしたがって按分し、「従事割」で配当する組織は「労働報酬」へ、「面積割」で配当する組織は「土地報酬」へ加算した。対象組織には、単式簿記で記帳している組織を含むが、目的未決のⅢ類型の組織は除外した。その上で、法人組織と任意組織とに区分して図示した。



第5-14図 所得の分配

資料:農林水産政策研究所調べ。

注.Ⅲ類型を除く。

上図のとおり、法人組織では、Ⅰ－AおよびⅡ－Aが図の左上に集中しており、「労働報酬」への分配割合が高くなっている（図中の赤色点線で囲んだ部分）。また、B類型（Ⅰ－B、Ⅱ－B）の組織は図の左上から右下にかけて分散しており、「労働報酬」への分配割合が高い組織と、「土地報酬」への分配割合が高い組織とに分かれる（図中の青色実線で囲んだ部分）。一方、任意組織については、データの制約もあって全体にバラツキが目立ち、組織類型ごとに集中するような傾向はみられない。

4) 小括

以上の分析の結果をまとめると、以下のとおりである。

調査対象組織の経営収支状況は、総収入額の4割近くを占める補助金・交付金によって組織の経営が成り立っていることが明らかになった。また、転作を主体とする補助金依存度の高い組織がある一方で、複合部門の導入等により農産物販売収入の増加を図っている組織があることも確認された。

所得の分析では、任意組織に枝番方式の組織が多く含まれることから、任意組織では所得額に占める当期利益の割合が高く、所得率も法人組織に比べやや高いことが明らかとなった。また、法人組織における所得の配分は、オペレーター主体型のⅠ－AおよびⅡ－Aでは「土地報酬」よりも「労働報酬」に多く配分されているが、全戸共同型のⅠ－BおよびⅡ－Bは組織によって様々であり、類型としての特徴は確認されなかった。

(木村 俊文)

（６） 複合部門、多角部門の導入の状況と課題

ここでは、調査対象集落営農組織の複合部門、多角部門への取組等について、平成 20 年度から 21 年度にかけての変化と今後の意向を、組織の性格や地域特性を踏まえて整理・分析するとともに、今後の課題を整理した。

１） 複合部門、多角部門への取組状況

昨年度の調査では、新設組織において、立ち上げ期の取組が一段落したこともあり、複合部門、多角部門を導入した組織や導入の意向を示した組織が増加する傾向にあった。今年度の調査結果を昨年の調査結果と比較すると、これらの部門の導入に対する積極的な動きがさらに顕著になっている。複合部門、多角部門への取組状況を第 5-17 表でみると、全体では、複合部門に 36%の組織が、多角部門には 26%の組織が、それぞれすでに取り組んでいる。昨年度と比較すると、平成 20 年度に複合部門を未導入であった 52 組織のうち 3 組織が、多角部門を未導入であった 59 組織のうち 3 組織が、新たにこれらの部門を導入している。

また、今後導入する予定がある組織は、複合部門で 20%（平成 20 年度：14%）、多角部門で 28%（同 21%）となるなど、いずれも前年度を上回っており、特に、多角部門の導入意向が強くなっている。すでに複合部門を導入している組織が次のステップとして多角部門の導入を予定していることがこうした結果に現れている。このような意向の変化を踏まえれば、今後も集落営農組織における複合部門、さらに多角部門の導入の動きは続くものと考えられる。

第 5-17 表 複合部門、多角部門への取組状況

(単位:組織, %)				
	回答計	導入している	導入する予定あり	導入する予定なし
露地野菜	76	24 (31.6)	14 (18.4)	38 (50.0)
施設野菜	76	13 (17.1)	9 (11.8)	54 (71.1)
果樹	76	4 (5.3)	2 (2.6)	70 (92.1)
花き	76	3 (3.9)	1 (1.3)	72 (94.7)
複合部門実計	76	27 (35.5)	15 (19.7)	34 (44.7)
直売	76	15 (19.7)	21 (27.6)	40 (52.6)
農産加工	76	6 (7.9)	13 (17.1)	57 (75.0)
農家レストラン	76	0 (0)	3 (3.9)	73 (96.1)
農家民宿	76	0 (0)	1 (1.3)	75 (98.7)
都市農村交流	76	2 (2.6)	7 (9.2)	67 (88.2)
多角部門実計	76	20 (26.3)	21 (27.6)	41 (53.9)

資料：農林水産政策研究所調べ（平成 21 年）

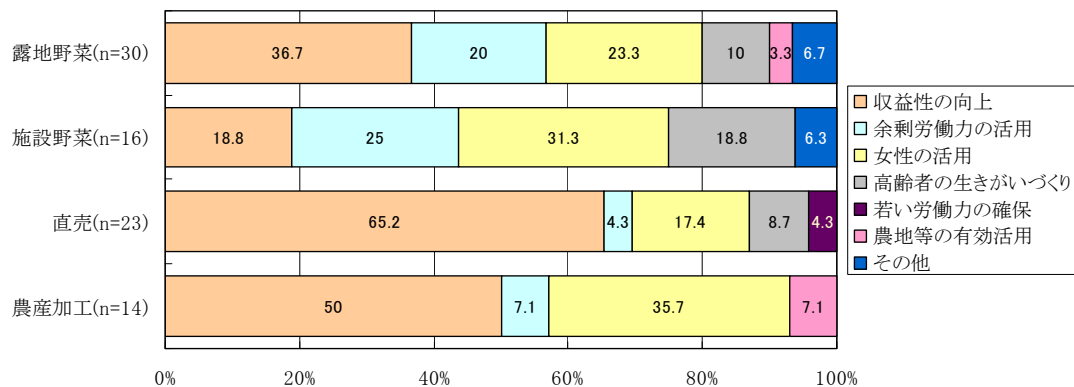
注．括弧内は構成比．

なお、これら部門にすでに取り組んでいる組織の取組状況をみると、複合部門では、

露地野菜（32％）および施設野菜（17％），多角部門では，直売（20％）が多く，今後導入する予定の組織は，複合部門では，すでに導入している部門と同じく露地野菜（18％），施設野菜（12％），多角部門では，すでに導入している組織が多い直売（28％）に加えて農産加工（17％）が高い。

2) 複合部門，多角部門の導入目的

昨年度は，複合部門，多角部門を導入している組織および導入予定の組織に対し，その目的（単一回答）を調査している（第 5-15 図）。



第 5-15 図 複合部門，多角部門の導入目的（平成 20 年）

資料：農林水産政策研究所調べ（平成 20 年）

注．導入予定の組織を含む。

これをみると，露地野菜，直売，農産加工では，いずれも「収益性の向上」が最も高い割合（それぞれ，37％，65％，50％）となっている。その理由を詳細にみると，若い農業専従者の通年雇用の確保や米作の収益低下を補うためという組織がみられるとともに，法人化するためには収益性を向上させる必要があるとして，これら部門に取り組もうとしている組織も散見される。

また，「余剰労働力の活用」を導入目的にあげた組織の割合が，露地野菜で 20％，施設野菜で 25％となっており，オペレータへ機械作業を集中させる中で，機械作業を行わない者を有効に活用する場として，複合部門等の導入を図っている組織も多いことがうかがえる。

さらに，「高齢者の生きがいづくり」，「女性の活用」を導入目的とする組織は，両者を合わせると露地野菜で 33％，施設野菜で 50％，農産加工で 36％といずれも高い割合となっている。これらの組織は，農業生産を組織化する中で，水稻や転作作物の作業から解放された労働力や農家内の多様な労働力を有効活用し，地域の活性化も視野に入れて，複合部門や多角部門を導入している。こうした組織での具体的な導入例をみても，高齢者や女性でも作業できる作物として，重量野菜ではなく，ネギ（7 組織），アスパラ（5 組織），

ほうれん草・小松菜等の葉物野菜（４組織）や花き（３組織）を取り扱っている組織が多い。

３） 地域別の導入状況

続いて、複合部門、多角部門の導入状況について、地域ブロック別に現在取り組んでいる組織と、今後取組みたいとしている組織の合計割合をみると、露地野菜もしくは施設野菜の組織が、北陸で 78%，東北で 73%と高い（第 5-18 表）。また、多角部門のうち、直売については、関東・東山，東北，近畿，北陸，九州の順に積極的な傾向がみられる。直売の導入割合が高い要因については、東北，九州は次に述べる農産加工との関係があり，また近畿では，構成員が生産した野菜等を販売する直売所を設ける例がある。関東，近畿は首都圏，関西圏という大きな消費地があることも影響していると推察される。

一方，農産加工については，東北および九州で 4 割を超えている。両地域における具体的な事例をみると，組織で生産した大豆を使った豆腐や味噌への加工が多いが，直売には出せない野菜等の規格外品について農産加工を行いたいとする意向の組織もあり，複合部門から，さらに多角部門へと経営が展開している様子もうかがえる。また，東北では，これら複合部門，多角部門の導入理由として収益性の向上を挙げている組織が多く，米，麦，大豆への依存度を下げ，安定した収益を確保したいという意向の組織もみられる。

第 5-18 表 地域ブロック別に見た複合部門，多角部門の導入状況

(単位:組織, %)							
	組織計	複合部門			多角部門		
			露地野菜	施設野菜		直売	農産加工
全体	76	42 (55.3)	38 (50.0)	22 (28.9)	41 (53.9)	36 (47.4)	19 (25.0)
東北	15	11 (73.3)	11 (73.3)	7 (46.7)	11 (73.3)	9 (60.0)	7 (46.7)
関東・東山	8	5 (62.5)	4 (50.0)	3 (37.5)	5 (62.5)	5 (62.5)	2 (25.0)
北陸	9	7 (77.8)	7 (77.8)	5 (55.6)	4 (44.4)	4 (44.4)	1 (11.1)
東海	6	2 (33.3)	2 (33.3)	0 (0)	1 (16.7)	1 (16.7)	0 (0)
近畿	9	3 (33.3)	2 (22.2)	0 (0)	6 (66.7)	5 (55.6)	2 (22.2)
中国・四国	12	5 (41.7)	4 (33.3)	3 (25.0)	4 (33.3)	4 (33.3)	0 (0)
九州	15	8 (53.3)	7 (46.7)	3 (20.0)	8 (53.3)	6 (40.0)	6 (40.0)

資料:農林水産政策研究所調べ

注1) 現在取り組んでいる組織と今後取組予定の組織の合計。

2) 全体の組織数には北海道の2組織を含む。

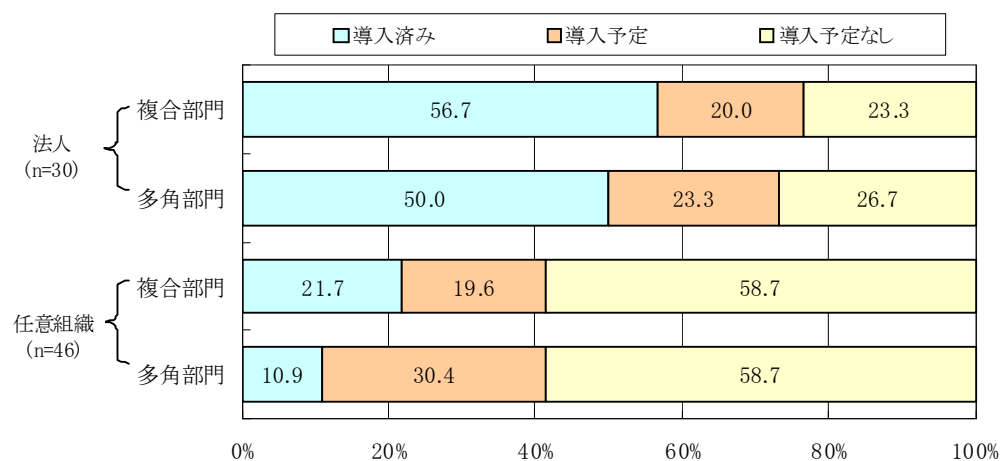
なお，本調査では，集落営農組織としての複合部門，多角部門の導入状況を調査しており，組織に参加している農家や女性グループ等が組織の外で個別に取り組んでいるものについては調査対象としていない。本調査において，例えば，近畿では，露地・施設野菜を取り入れている組織がない（取組予定の組織が 2 組織のみ）が，これは当該地域で露地野

菜や施設野菜が作られていないという訳ではなく、「米，麦，大豆は集落営農組織で，野菜等の園芸作物は個人または組織外」という仕分けをしている組織が多いためである。しかしながら，同地域でも，昨年度調査に比べると，複合部門を導入予定と回答した組織が増加（33%（H20：11%））しており，今後，組織として露地野菜等も取り込んで行きたいという動きもみられる。また，組織としては園芸作物を生産しないが，直売所を設けて，高齢者に家の周りで作った野菜を売ってもらうという取組を行っている組織のような例も散見されることから，地域の農家の複合部門等の導入と結びついて多角部門に取り組んでいる例もある。

4) 法人化と複合部門，多角部門への取組状況

複合部門，多角部門の導入状況を，法人，任意組織別にみると，法人では，それぞれ 57%，50%（任意組織では，それぞれ 22%，11%）の組織が取り組んでおり，法人で，より積極的に複合部門，多角部門を導入していることがわかる。これに導入予定の組織を加えると，法人では 7～8 割に達することから，法人経営においては，複合部門や多角部門の導入が，専従者確保のための所得獲得等の手段としての経営展開上の重要な路線になっているとも言える（第 5-16 図）。

また，法人組織では，法人化後に，営農の担い手の所得確保のため，複合・多角部門を導入する傾向がみられる一方で，農産物の直売，加工，販売を行う前提として社会的信用力を高めるために法人化を行う組織もみられた。



第 5-16 図 法人，任意組織別に見た複合部門，多角部門の導入状況

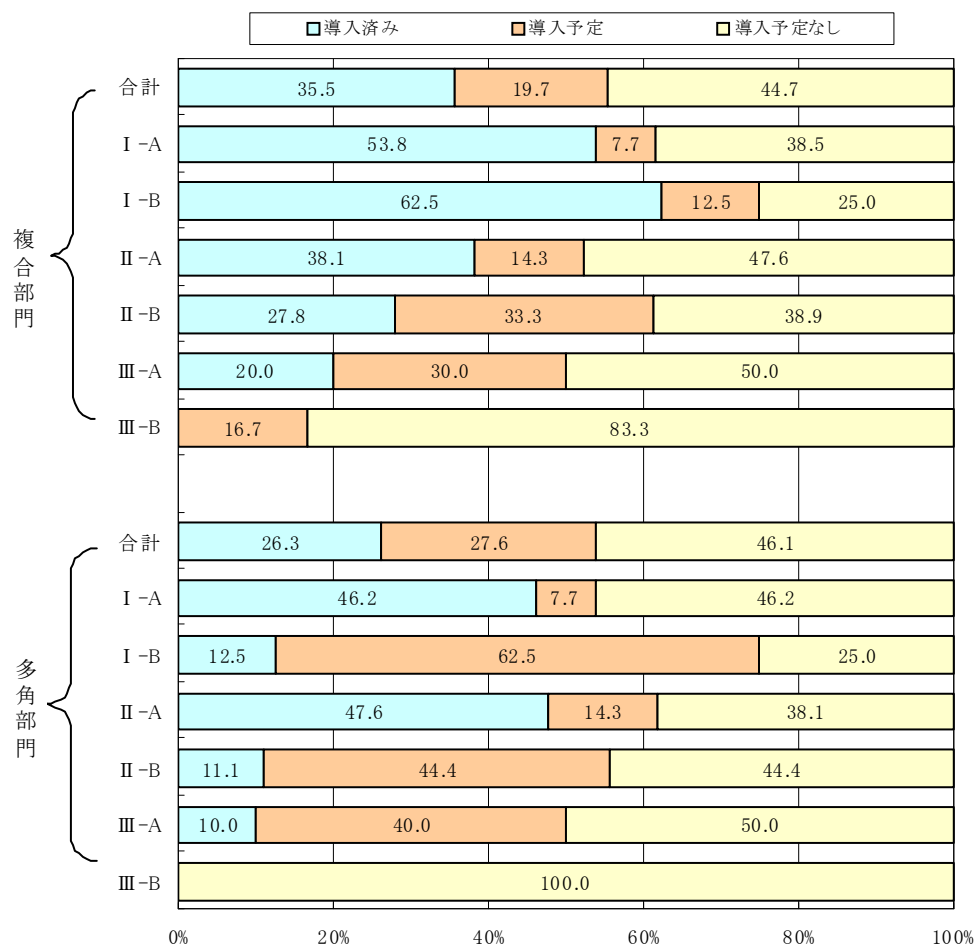
資料：農林水産政策研究所調べ

5) 類型別にみた複合部門，多角部門への取組状況

最後に，6 つの組織類型別に，複合部門，多角部門の導入状況を比較する（第 5-17 図）。

まず，複合部門については，所得増を主目的とした組織（Ⅰ－A，Ⅰ－B）の方が，農地の維持・保全を主目的とした組織（Ⅱ－A，Ⅱ－B）よりも取り組んでいる組織の割合

が高く、取組予定の組織も含めれば、6～7割に達している（ただし、Ⅱ－A、Ⅱ－Bでも、取組予定の組織を含めれば5割を超える）。一方、組織が目指す方向を決めかねている組織（Ⅲ－A、Ⅲ－A）では、取り組んでいる組織の割合は2割以下と低い。



第 5-17 図 類型別に見た複合部門、多角部門の導入状況

資料：農林水産政策研究所調べ

次に、多角部門については、組織の運営目的別の特徴はみられず、組織の営農の担い手による差が顕著であり、すでに取り組んでいる組織の割合は、全戸共同型より、オペレータ主体型で高い（Ⅰ、Ⅱ、ⅢそれぞれにおいてBよりAでの割合が高い）。しかしながら、全戸共同型のⅠ－B、Ⅱ－Bでは、多角部門をすでに導入している組織の割合は小さいが、導入を予定している組織の割合は高い。Ⅰ－B、Ⅱ－Bともに、小規模兼業農家を中心として、共同作業で農地維持のために集落営農を実施している組織が多く、これらの組織では、米、麦、大豆が営農の中心であるが、複合部門に続いて多角部門に取り組む意欲がみられ、立ち上げ期における一連の取組が一段落した後、参加農家間のコンセンサスを得て、次の経営展開を視野に入れた動きが起こっている様子がうかがえる。

一方、複合部門、多角部門ともに導入割合が低い「目的未決」のⅢ－A、Ⅲ－Bについ

てみると、これらの類型には「枝番管理」の組織が多く、複合化、多角化が課題となっていないことも踏まえる必要があるが、その中でも、Ⅲ－Bでは、今後の導入意向も低い、Ⅲ－Aでは、複合部門、多角部門ともに導入に積極的な傾向がうかがえる。Ⅲ－Aは「目的未決」の組織でありつつも、組織設立後年数を経て、ある種の方向性を持った組織へと姿を変えつつある可能性がある。

6) 複合部門、多角部門の導入が進まない要因

このように、全体として複合部門、多角部門の導入が進み、導入の意欲が高まっている傾向が明らかになったが、その一方で、導入したいが実現できていない組織も多く、その要因は以下のように大別される。

(i) ノウハウの不足

複合部門、多角部門といった新たな部門の導入のためにはノウハウが必要である。3年間の調査から、小松菜を導入したものの、土壌条件から質の良いものができなかった例、ネギを導入したものの後作の稲・麦の倒伏が起こり、農作業が困難となっている例、導入面積が大きすぎた例、収益は高いものの栽培技術を要する黒大豆の導入に踏み切れない例などがみられた。

また、農産加工においても技術不足ですぐには導入できない組織が数多くみられた。

(ii) 人材・労働力の確保の問題

導入した部門によっては、専門的知識を有する人、若い人、専従できる人が必要な場合が多い。

政策研が平成20年に500の集落営農組織に対して行ったアンケート調査の結果からは、今後、直売などの販路拡大や農産加工を行いたいとの意向を持つ組織のうち、加工・販売の担当者を確保している組織は、直売で26%、農産物加工で37%に過ぎず、今後、これらの部門における人材を確保することが課題となっている（第5-19表）。

第5-19表 今後の直売、農産加工の導入の意向と
加工・販売担当者の確保の状況（平成20年）

	合計	(単位:組織、%) 担当者の確保	
		確保されている	確保されていない
農産物の直売など 販路の拡大	125(100.0) <38.5>	33(26.4)	92(73.6)
農産物加工	63(100.0) <19.4>	23(36.5)	40(63.5)

資料：農林水産政策研究所「集落営農組織への第1回アンケート調査」

注1) 不明を除く。

2) < >内は回答数全体に対する導入の意向をもつ割合(%)。

また、これら担当者の確保先としては、組織の構成員やその家族とする回答が多いが（直売：74%，加工：73%），構成員外や集落外から確保したいとする組織も3割弱存在する。前述したノウハウ獲得のために、加工技術やマーケティングの能力を持っている人材を組織内およびその周辺から確保することは難しいと感じている組織も少なくない（第5-20表）。

第5-20表 今後直売、農産加工の導入の意向を持っている組織の
加工・販売担当者の確保先の考え（平成20年）

（単位：組織，％）

	合計	組織の 構成員・家族	構成員外の 集落内 農家等	組織で 雇用している 従業員	集落外	その他
農産物の直売など 販路の拡大	81 100.0	60 74.1	4 4.9	2 2.5	5 6.2	13 16.0
農産物加工	33 100.0	24 72.7	3 9.1	1 3.0	5 15.2	1 3.0

資料：農林水産政策研究所「集落営農組織への第1回アンケート調査」

注：不明を除く。

（iii） 投資の必要性和収益の不確実性

施設野菜や農産加工の導入、農家レストランの実施等は一定程度の初期投資を要する。

これまでの調査においても、加工を行うには施設が必要であり、資金獲得が導入の障害となっている例、黒大豆やタマネギ、カブの栽培をしたいが、新たな機械や資材を購入するだけの余裕がなく、すぐには導入できないという例がある。また、ブロッコリーやきゅうりを導入したが赤字となって撤退した例もあり、複合部門、多角部門を導入しても、労働費等の経費がかさみ、組織としての収益を出せない例もみられた。

7) 今後の課題

以上、複合部門と多角部門の導入の状況とその変化を分析した結果から、調査対象組織では、収益の拡大、余剰労働力等の有効活用の観点から、複合部門、多角部門を積極的に経営に位置づけている組織が多く、かつ、これらの組織が増加傾向にあることが確認された。また、これらの部門の導入状況には、以下のように地域性ばかりでなく、組織のタイプによっても違いがあることが明らかとなった。

複合部門については、農地の維持・保全を主目的とする組織よりは、所得の増加を目的とする組織で、多角部門については、全戸共同型の組織よりオペレータ主体型の組織でそれぞれ取り組んでいる組織が多いという特徴がみられた。

今後は、こうした特徴と導入に当たった課題を踏まえつつ、それぞれの組織に適した複合部門、多角部門の導入のあり方を検討していくとともに、集落営農組織における複合部門、多角部門の導入・拡大が、地域の農業生産や雇用面等にどのような影響を与えていくかを把握していく必要がある。

加えて、個別の農家や女性グループ等が組織の外でこれらの部門に取り組んでいるケースについても、その実態を把握してみる必要がある。

（羽子田 知子，吉田 行郷）

（７） 集落営農組織の法人化

経営所得安定対策に加入する集落営農組織には５年後の法人化が義務づけられている。そこで集落営農組織の法人化について検討することがここでの目的である。このため今年度はまず初めに、集落営農組織の法人化がこれまでの政策にどう位置づけられてきたかを簡単に整理した後、法人組織の全国的な設立状況を見る。その上で、調査対象組織について、法人化と組織類型および前組織の有無との関係、さらには法人化の条件と考えられる経理の一元化との関係を分析する。そして最後に、任意組織における今後の法人化の見通しと課題について言及する。

１） 集落営農組織の法人化に関する政策的位置づけの経緯

集落営農組織の法人化について、政策的には次のように位置づけられてきた⁽¹⁰⁾。平成 14 年に制定された米政策改革大綱（以下「大綱」という。）と、これを受けた平成 16 年の米政策改革で、「集落型経営体」が育成すべき農業経営として位置づけられた。それは、集落営農組織のうち「生産から販売、収益配分まで組織として一元的に経理を行い、主たる従事者が、市町村の基本構想で定めている所得水準を目指し得るとともに、一定期間内に法人化する計画を有する等、経営体としての実体を有するもの」とされ、大綱で要件とされた経理の一元化と法人化計画に所得目標が加えられた。そしてその「集落型経営体」のうち、20ha 以上の規模要件を満たすものが担い手経営安定対策に加入できることとなった。

このように集落営農組織が政策対象として正式に位置づけられることとなったが、同時に農業の担い手として政策支援を受けるためには、現実的な法人化計画の策定が必須となった。そして各地域の「地域水田農業ビジョン」の中に法人計画を策定した集落営農組織、すなわち「集落型経営体」が地域農業の担い手として位置づけられていく。この場合、政策が意図したのは効率的かつ安定的な経営体の一形態としての集落営農組織である。

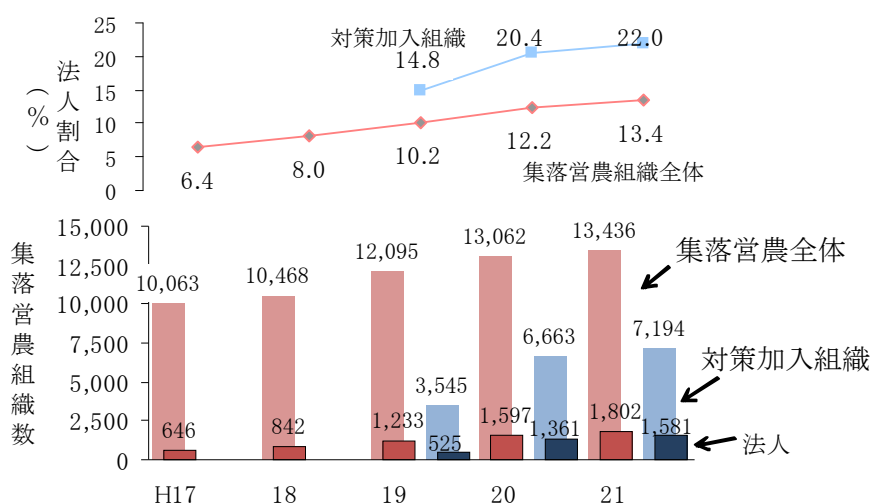
平成 17 年の「食料・農業・農村基本計画」（以下、「基本計画」という。）策定にむけた「中間論点整理」（平成 16 年 8 月）において、「一元的に経理を行い法人化する計画を有する等、経営主体としての実体を有し、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展していくことが見込まれる集落営農については、担い手として位置付けることが適当である。このことを踏まえ、併せて、地域の合意に基づく農地の集団化等を通じ、集落営農の組織化と法人化を促進していく必要がある。」とされたのは、その延長上にある。そして基本計画の中の「望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成・確保」の項目で、「集落を基礎とした営農組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営主体としての実体を有し、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものを担い手として位置付ける」と明記された。

米政策改革では「経営体」、すなわち効率的かつ安定的な経営体としての実体を有する組織に限定されていたものが、基本計画では、そうした「経営体」にはまだ至っていないが「将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれる」経営主体としての実体を有する組織も「集落営農経営」として農業の担い手に位置づけられた。

そして平成 19 年度から始まる経営所得安定対策では、法人化計画を有する将来の効率のかつ安定的な農業の担い手として、集落営農組織が政策の対象とされた。こうして同対策に加入しようとする集落営農組織には、5 年後の法人化が義務づけられた⁽¹¹⁾。この法人化への強制力が、各集落営農組織に与えたインパクトは大きいものであったが、平成 19 年 12 月の見直しによって集落営農組織の法人化等に向けた指導の弾力化が図られている。

2) 全国の法人組織数の変化

集落営農実態調査（農林水産省統計部）における全国の法人組織数の推移を第5-18図に示す。集落営農組織は平成 17 年の 10,063 組織から経営所得安定対策を契機に増加し、平成 21 年には 13,436 組織へと 3,373 組織増加している。この間に法人組織は 646 組織から 1,802 組織に、1,156 組織増加し、法人組織の割合は 6 %から 13 %に上昇している。法人数は、平成 18 年までに 842 組織（8 %）に増加し、19 年、20 年に増加のテンポを速めている。



第5-18図 集落営農組織数と法人割合の変化

資料：農林水産省統計部「集落営農実態調査」（組み替え）

そのうち、経営所得安定対策に加入した組織については、平成 21 年に 7,194 組織に達するとともに、同対策に加入する法人組織は平成 19 年の 525 組織から 21 年には 1,581 組織に増加し、同対策加入組織における法人割合は 15 %から 22 %へと上昇している。他方、平成 21 年の同対策未加入組織（6,242 組織）のうち、法人組織は 221 組織と少なく、法人割合も 4 %と低い（掲図なし）。こうして経営所得安定対策に加入した組織で法人化が進展した、あるいは同対策に加入するために法人化が進展していることがうかがわれる。

さらに、法人化の状況を地域ブロック別に示したのが第5-21表である。経営所得安定対策加入組織のうち法人割合の高い地域は、北海道（40 %）、中国（58 %）および北陸（39 %）であり、特に、北陸および中国で加入組織数の増加とあわせて法人化が進展している。安定兼業農家が多い北陸、中山間地域が多い中国では、個別農家等の担い手が少ないこと

から、昭和 50 年代から集落ぐるみ型を中心とする集落営農組織が設立され活動してきたが、県等の指導もあって、そうした組織が経営所得安定対策実施前後に法人化に向かったと推察される。

他方、東北、関東・東山および九州では、経営所得安定対策を契機に集落営農組織が急増しているが、こうした地域では組織の法人割合が低く、組織数の増加に比して法人化の進展度合いが小さい。

第5-21表 地域ブロック別の集落営農組織数と法人割合

(単位:組織、%)

	H21.2					H18.5		法人の 増加数
	総数	対策加入		対策非加入		対策加入予定		
		うち法人		うち法人		うち法人		
全国	13,436	7,194	1,581 (22.0)	6,242	221 (3.5)	2,943	506 (17.2)	1,075
北海道	289	60	24 (40.0)	229	9 (3.9)	16	14 (87.5)	10
東北	2,981	1,924	235 (12.2)	1,057	36 (3.4)	450	60 (13.3)	175
関東・東山	908	583	85 (14.6)	325	23 (7.1)	179	33 (18.4)	52
北陸	2,079	1,393	543 (39.0)	686	20 (2.9)	681	177 (26.0)	366
東海	787	301	72 (23.9)	486	16 (3.3)	240	47 (19.6)	25
近畿	1,767	749	79 (10.5)	1,018	15 (1.5)	459	19 (4.1)	60
中国	1,726	515	301 (58.4)	1,211	66 (5.5)	244	119 (48.8)	182
四国	368	120	46 (38.3)	248	6 (2.4)	45	5 (11.1)	41
九州	2,525	1,549	196 (12.7)	976	30 (3.1)	629	32 (5.1)	164

資料:農林水産省統計部「集落営農実態調査」(組み替え)

3) 調査対象組織の法人割合と法人化の時期

政策研で調査対象とした 76 組織の法人割合を第5-22表に示す。平成 21 年度での法人組織は 30 組織 (40 %) であり、先にみた集落営農実態調査の全国数値 (22 %) よりもかなり高い。経営所得安定対策への加入組織全体での法人割合が高かった北陸で調査対象組織の法人割合がさらに高いことに加えて、加入組織全体での法人割合が低かった東北、関東・東山、近畿および九州で調査対象組織の法人割合が高くなっており、これら法人割合が低い地域での調査対象が法人組織にやや偏った選定になっている。

また、法人割合を組織類型 (6 類型) 別にみると、オペレータ主体型のⅠ-AおよびⅡ-Aの法人割合がそれぞれ 54 %, 48 %と高く、全戸共同型のⅠ-BおよびⅡ-Bはそれぞれ 38 %, 39 %とやや低い。さらに目指す方向を決めかねているⅢ-AおよびⅢ-Bでは、法人化がほとんど進展していない (両者合わせて 16 組織中 3 組織のみで法人化)。これらから、組織内での営農の担い手が減少して少数に絞られている組織 (A 類型) で法人化が進展しているのに対して、組織内に営農の担い手が多数いる集落ぐるみ型の組織 (B 類型) では法人化が進展しにくいこと、さらに目指す方向を決めかねている組織 (Ⅲ 類型) では法人化がほとんど行われていないことがわかる。

第5-22表 調査対象組織の法人割合

(単位:組織、%)

		組織数	
			うち法人
	合計	76	30 (39.5)
地域 ブ ロ ッ ク	北海道	2	1 (50.0)
	東北	15	6 (40.0)
	関東・東山	8	5 (62.5)
	北陸	9	6 (66.7)
	東海	6	0 (0.0)
	近畿	9	3 (33.3)
	中国・四国	12	5 (41.7)
	九州	15	4 (26.7)
類 型	I－A	13	7 (53.8)
	I－B	8	3 (37.5)
	II－A	21	10 (47.6)
	II－B	18	7 (38.9)
	III－A	10	3 (30.0)
	III－B	6	0 (0.0)

資料:農林水産政策研究所調べ

次に、法人組織が法人化した時期を示したものが第5-23表である。調査対象組織全体（30 組織）では、平成 17 年度以前が 7 組織（23 %）、18 年度が 15 組織（50 %）、19 年度以降は 8 組織（27 %）であり、米政策改革を背景に法人化した組織が一定数あるものの、経営所得安定対策への加入にあわせて平成 18 年度に法人化したとみられる組織が半数を占めている（これらの中には経営所得安定対策以前から法人化を計画していた組織もある）。なおこの点は、本調査の対象組織が経営所得安定対策時に設立された組織を中心に選定していることとも関係しており、留意する必要がある。

第5-23表 類型別の法人化の時期

(単位:組織、%)

	法人数計	法人化の時期			
		17年度 以前	18年度	19年度	20年度
全体	30 (100.0)	7 (23.3)	15 (50.0)	5 (16.7)	3 (10.0)
I－A	7	2	4	0	1
I－B	3	0	0	2	1
II－A	10	3	4	2	1
II－B	7	1	5	1	0
III－A	3	1	2	0	0
III－B	0	0	0	0	0

資料:農林水産政策研究所調べ

注.()内は法人数計に対する割合。

また、組織類型別には、法人割合が高いオペレータ主体型の I－A および II－A では、経営所得安定対策の導入前である平成 17 年以前に法人化した組織が合わせて 17 組織中 5 組織（29 %）と多い。これら類型の組織は東北に多く、少数の担い手による経営体が形成され、その延長上で法人化している事例が多い。一方、全戸共同型の I－B および II－B

は、経営所得安定対策に対応して平成 18 年度さらには 19 年度に法人化した組織が、両類型合わせて 10 組織中 9 組織（90 %）を占める。

こうした法人化は、それまでの組織活動をベースに取組が進められていると考えられる。そこで、法人割合を現在の集落営農組織設立に際しての前身組織の有無別にみたのが第5-24表である。この表から、前身組織があって設立された集落営農組織での法人割合が 43 %、前身組織がなくて設立された組織での法人割合が 25 %であり、組織としての活動歴があるところほど法人化の動きが強くなっていると考えられる。なお、前身組織がない中で、法人形態の集落営農組織を一気に立ち上げたところも数は少ないがある。

第5-24表 前身組織の有無別の法人割合

	(単位:組織、%)	
	組織数	うち法人
全体	76	30 (39.5)
前身組織あり	60	26 (43.3)
前身組織なし	16	4 (25.0)

資料:農林水産政策研究所調べ

4) 共同販売経理と法人化

共同販売経理（経理の一元化）は、集落営農組織が法人化する上での条件となっていると考えられる。集落営農組織では、販売額すべてをプール計算する組織がある一方で、転作組織をベースに米を経営に取り入れる形で組織化したケースでは、転作作物はプール計算だが米は枝番管理を行う組織もあり、組織によって経理方式が異なっている。そうした経理方式と法人化の関係を示したのが第5-25表である。米のみ、麦・大豆のみ、あるいは米と麦・大豆を生産し、それらの販売額を「すべてプール計算」している組織では、法人割合が高く（45 組織中 25 組織、56 %）、枝番管理を行わず協業経営体としての実体がある集落営農組織で法人化が進展している。

第5-25表 共同販売経理と法人化

	(単位:組織、%)							
	全体		すべてプール計算		米だけ枝番管理		すべて枝番管理	
		うち法人		うち法人		うち法人		うち法人
合計	76	30 (39.5)	45	25 (55.6)	12	2 (16.7)	19	3 (15.8)
I-A	13	7 (53.8)	8	5 (62.5)	4	1 (25.0)	1	1 (100.0)
I-B	8	3 (37.5)	6	2 (33.3)	1	0 (0.0)	1	1 (100.0)
II-A	21	10 (47.6)	17	10 (58.8)	2	0 (0.0)	2	0 (0.0)
II-B	18	7 (38.9)	11	6 (54.5)	2	0 (0.0)	5	1 (20.0)
III-A	10	3 (30.0)	2	2 (100.0)	3	1 (33.3)	5	0 (0.0)
III-B	6	0 (0.0)	1	0 (0.0)	0	0 (-)	5	0 (0.0)

資料:農林水産政策研究所調べ

他方で、枝番管理方式の経理を行っている組織では法人割合が低い。米と麦・大豆を生産し、麦・大豆はプール計算だが「米だけ枝番管理」の組織では 12 組織中 2 組織（17

%), 米や麦・大豆が「すべて枝番管理」の組織では 19 組織中 3 組織 (16 %) が法人化しているにすぎない。前者は、転作組織をベースにして米を取り込みつつもそれを枝番管理している組織、後者は個別に麦・大豆を生産していたが経営所得安定対策に対応するために販売額をすべて枝番管理することによって設立された組織であり、こうした組織では法人化に向けた組織内での合意形成が、多くの場合に困難となっていると考えられる。特に前者では、組織の中に米を取り込んだことが、現状ではかえって法人化の障害になっているとも考えられる

次に、組織類型別にみると、Ⅰ－AおよびⅡ－Aでは、「すべてプール計算」している協業経営体の組織がそれぞれ 13 組織中 8 組織、21 組織中 17 組織と多く、これら組織の法人割合は高いが (それぞれ 63 %, 59 %), 麦・大豆はプール計算しつつも「米だけ枝番管理」の組織での法人割合低い。また、全戸共同型のⅠ－BおよびⅡ－Bにも「すべてプール計算」の組織が比較的多くあるが、それらの法人割合は先のⅠ－AおよびⅡ－Aと比較すると、Ⅰ－Bは 33 %と低く、Ⅱ－Bは 55 %でⅡ－Aと同程度の水準にある。Ⅱ－Bの「すべてプール計算」の組織の中には、米のみを生産しそれをプール計算する協業経営体が 1 組織 (新潟県の S 組織)、麦・大豆のみを生産しそれをプール計算する組織が 1 組織あり、それらがともに法人化していることがこの類型の法人割合を高める要因となっている。ちなみに、米と麦・大豆を生産している組織のみをみると、法人化している組織はⅠ－Bで 6 組織中 2 組織 (33 %), Ⅱ－Bで 9 組織中 4 組織 (44 %) であり、共同販売經理を行いつつ法人化へ至るケースがやや少なくなる。

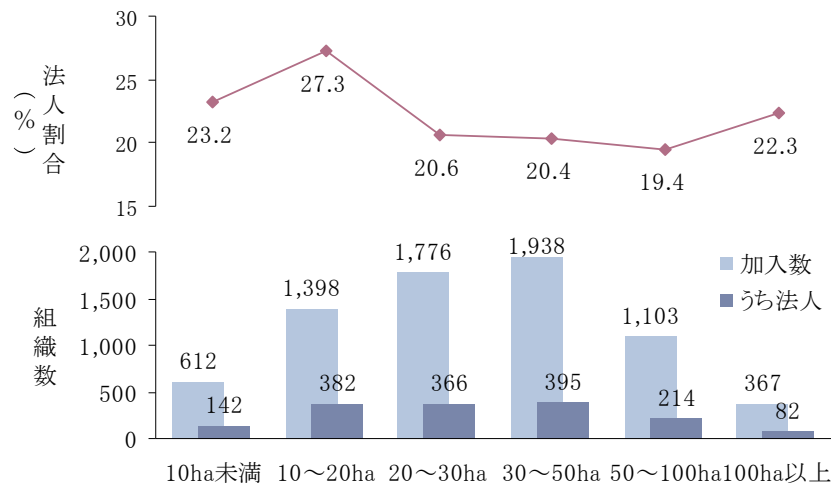
なお、Ⅲ－Aに法人組織が 3 組織あるが、このうち 2 組織は麦・大豆のみを生産し販売をプール計算している転作の協業経営組織であり、こうした転作のみの協業経営組織では先のⅡ－Bと同様に法人化が進展する傾向がみられる。

このように、米と麦・大豆を生産し、麦・大豆はプール計算だが「米だけ枝番管理」の組織や米、麦・大豆「すべて枝番管理」の組織では、すべての類型で法人割合が低いが、そうした枝番管理の組織の中にもリーダーによるリーダーシップの発揮によって、法人化している組織が一部にある。例えば、「すべて枝番管理」の組織でありながら法人化しているⅠ－Aに含まれる熊本県 T 組織やⅠ－Bに含まれる群馬県 G 組織であり、両組織はともにリーダーが組織の経営発展のリーダーシップをとって、法人化を果たした組織である。

熊本県の T 組織は、水稻作業受託組織をベースに平成 18 年に設立された 46ha を経営する組織であり、経営所得安定対策への対応のために枝番管理方式で麦・大豆作とあわせて組織化されており、リーダーが機械の共同利用を進めつつ露地野菜の導入等を図り、2009 年に法人化すると、組織の運営目的が「所得確保」と明確になった (法人化を契機にⅢ－A→Ⅰ－Aに移行)。また群馬県の G 組織は、平成 18 年に設立された米と裏作小麦を 31ha 経営する組織であり、経営所得安定対策への対応のために設立された組織である。営農の実体は個別農家によるものであるが、30 歳代の若い園芸農家が副組合長としてリーダーとなっており、平成 20 年に法人化した後、機械の導入、園芸作の導入と精力的に組織の発展を目指している。

5) 規模別の法人化状況

経営所得安定対策に加入している集落営農組織全体の集積面積（経営面積＋作業受託面積）規模別の法人割合を第5-19図に示す。



第5-19図 対策加入組織における規模別法人割合

資料：農林水産省統計部「集落営農実態調査」（組み替え）

この図から、20ha から 100ha までの組織では、法人割合が 20 %程度でほとんど変わらず、規模による法人化の違いはみられない。これに対して 10ha 未満や 10 ～ 20ha といった小規模組織と 100ha 以上の大規模組織で法人割合がやや高い。これは、小規模組織については、経営所得安定対策に加入するための規模要件（おおむね 20ha 以上）に満たない組織が、法人化することによって認定農業者となり、個人と同じ低い規模要件（おおむね 4ha 以上）を満たして同対策に加入するという事例が平場、中山間を通じてあったためと考えられる。他方、大規模組織は、北海道、東北（岩手県、宮城県、山形県）、東山（長野県、岐阜県）および九州（福岡県、佐賀県）で多いが、そのうち北海道、新潟県、岐阜県等で法人割合が高く、協業化が進んだ大規模経営組織での農作業を担う専従者を確保するため⁽¹²⁾等の理由から法人化が進んでいるためと考えられる。

6) 非法人組織における法人化の見通し

非法人組織について、組織のリーダーによる今後の法人化の見通しを示したものが第5-26表である。調査対象組織全体（45 組織）では、「計画どおり法人化する」が 20 %、「計画は延長するが将来法人化する」が 47 %、法人化の見通しを検討中等の「その他」が 36 %であり、法人化をやや先に見通している組織が多い。組織類型別でも「計画は延長するが将来法人化する」とする割合が最も高い類型が多いが、Ⅲ－Bでは「その他」の割合が 83 %（6 組織中 5 組織）と圧倒的に高い。後に述べるように、協業経営組織としての実体に乏しい組織では、法人化の意向が低いものとなっているとみられる。

また、地域ブロック別には、東海および近畿で「計画どおり法人化する」とリーダーが回答した組織がそれぞれ2組織、3組織あり、全体では9組織（Ⅰ－Bの三重県N組織、Ⅱ－Aの愛知県S組織、愛媛県I組織、奈良県A組織、Ⅱ－Bの兵庫県U組織とK組織、Ⅲ－Aの岩手県F組織、福岡県R組織、熊本県S組織）が当初の計画通り5年以内の法人化を目指している。

第5-26表 法人化の見通し

(単位:組織、%)				
	合計	計画どおり法人化する	計画は延長するが将来法人化する	その他
合計	45 (100.0)	9 (20.0)	21 (46.7)	16 (35.6)
Ⅰ－A	5 (100.0)	0 (0.0)	4 (80.0)	1 (20.0)
Ⅰ－B	5 (100.0)	1 (20.0)	3 (60.0)	1 (20.0)
Ⅱ－A	11 (100.0)	3 (27.3)	4 (36.4)	4 (36.4)
Ⅱ－B	11 (100.0)	2 (18.2)	6 (54.5)	3 (27.3)
Ⅲ－A	7 (100.0)	3 (42.9)	3 (42.9)	1 (14.3)
Ⅲ－B	6 (100.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	5 (83.3)
北海道	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
東北	8 (100.0)	1 (12.5)	4 (50.0)	3 (37.5)
関東・東山	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (100.0)
北陸	3 (100.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	2 (66.7)
東海	6 (100.0)	2 (33.3)	2 (33.3)	2 (33.3)
近畿	6 (100.0)	3 (50.0)	3 (50.0)	0 (0.0)
中国	5 (100.0)	0 (0.0)	4 (80.0)	1 (20.0)
四国	2 (100.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0.0)
九州	11 (100.0)	2 (18.2)	6 (54.5)	3 (27.3)

資料:農林水産政策研究所調べ

なお、法人化については、平成19年末の加入要件にかかる運用の見直しによって5年後の法人化要件が緩やかになったことで、構成員の法人化への意向が後退したとの指摘が多くの関係者からあった。そこで、そうした政策の変化と法人化の見通しの変化の関係を確認するため、平成20年度調査での任意組織の法人化に対する姿勢（法人化に積極的であるか消極的であるか）と先にみた法人化の見通しとをクロス集計したものが第5-27表である。

まず、平成20年度時点で法人化に積極的であった16組織（全体の36%）についてみると、平成21年度には7組織（43%）が「計画どおり法人化する」としており、半数近くの組織が法人化の意向を継続して持っている。ただし、組織類型別にみると、Ⅰ類型（Ⅰ－AおよびⅠ－B）の組織では、「計画どおり法人化する」がゼロで、「その他」が多く、様子見の感がある。

また、Ⅱ類型とⅢ類型は「計画どおり法人化する」または「計画は延長するが将来法人化する」のいずれかの見通しを持っている組織（12組織）のみであり、そのうち「計画どおり法人化する」とした7組織は次のようなものである。

Ⅱ－Aには愛知県のS組織と愛媛県のI組織の2組織があり、前者は県内で個別大規模経営が育成される中で役所OBが中心となって兼業地域で組織化を行い、水稻を含む23ha

第5-27表 法人化見通しの変化（平成20～21年）

（単位：組織、％）

			平成21年度の法人化への見通し			
			計	計画どおり法人化する	計画は延長するが将来法人化する	その他
平成二〇年の法人化意向	積極的	小計	16 <36.4>	7 (43.8)	6 (37.5)	3 (18.8)
		I－A	3 <50.0>	0 (0.0)	1 (33.3)	2 (66.7)
		I－B	1 <20.0>	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
		II－A	2 <22.2>	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
		II－B	4 <40.0>	2 (50.0)	2 (50.0)	0 (0.0)
		III－A	6 <75.0>	3 (50.0)	3 (50.0)	0 (0.0)
		III－B	0 <0.0>	0 (－)	0 (－)	0 (－)
	消極的	小計	28 <63.6>	2 (7.1)	15 (53.6)	11 (39.3)
		I－A	3 <50.0>	0 (0.0)	3 (100.0)	0 (0.0)
		I－B	4 <80.0>	1 (25.0)	3 (75.0)	0 (0.0)
		II－A	7 <77.8>	1 (14.3)	3 (42.9)	3 (42.9)
		II－B	6 <60.0>	0 (0.0)	4 (66.7)	2 (33.3)
		III－A	2 <25.0>	0 (0.0)	1 (50.0)	1 (50.0)
		III－B	6 <100.0>	0 (0.0)	1 (16.7)	5 (83.3)

資料：農林水産政策研究所調べ

注1) 平成20年度調査の回答数合計は44であり、21年度の全体数より少ない。

2) < >内は平成20年度の44組織に対する割合、()内は計に対する割合。

の協業経営体となっている組織、後者は、水稻（作業受託）と大豆での約20haの協業経営体である。II－Bの2組織は、いずれも兵庫県の組織であり、U組織は21ha、K組織は26haの水稻と麦・大豆の協業経営体である。こうした組織は、政策的な方向づけの中で、リーダーの指導もあって法人化を継続して掲げている。

他方、III－Aには3組織あるが、岩手県のF組織は86haの水稻＋麦・大豆の組織で、転作は協業経営、水稻は枝番管理、福岡県のR組織と熊本県のS組織は、水稻・大豆＋裏作小麦をそれぞれ約370ha、約180ha経営する組織であり、大豆の収穫作業のみを協業で実施し、他は枝番管理の組織である。これらの組織は、営農の実態としては農家個々が中心であるが、リーダーの強固な信念もあって「計画どおり法人化する」と回答しているとみられる。

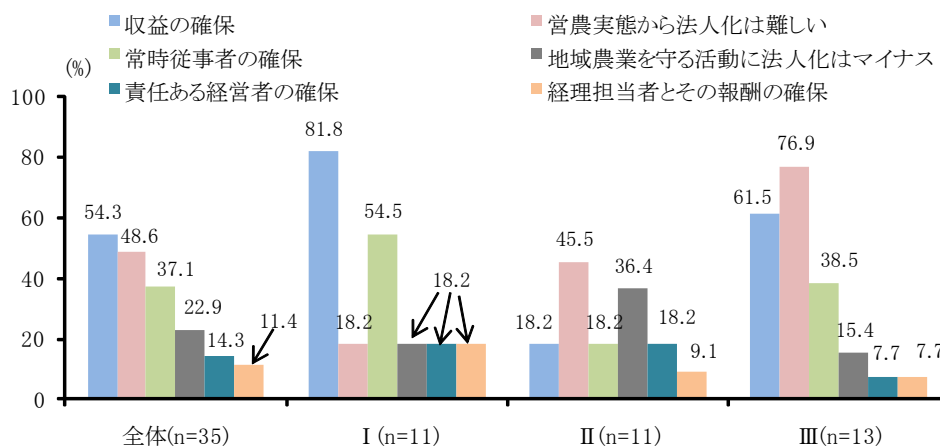
これに対して平成20年度に法人化に消極的であった28組織をみると、平成21年度に「計画どおり法人化する」とした組織はわずか2組織であり、「計画は延長するが将来法人化する」が15組織と過半を占める。また、III類型では「その他」が多い。これら組織のうち「計画どおり法人化する」の2組織は次のような組織である。

一つはI－Bの三重県のN組織であり、麦・大豆の転作組織をベースに設立され、小面積の水稻を加えて協業経営を行っているが農業機械は保有していない。平成20年度調査では、「集落営農の目的は地域の農地を荒らさないことが第一で、利益は二の次である。法人化は何のメリットもなく、（法人化の強制は）我々を苦しめるだけである。」と回答していたが、オペレータの高齢化等によって法人化も考えざるを得なくなったと推測される。もう一つは、II－Aの奈良県のA組織であり、地域のリーダーが組織化した麦・大豆の転作組織をベースに、米は農家ごとの管理を行っている。組織として保有する農業機械がな

かったが、トラクタを導入（リース）するなど営農の組織化を進めつつある。ともに組織の実態から判断すると、ただちに法人化することは難しい面もあるが、組織のリーダーは営農の組織化を進め、協業経営へ向けて法人化する必要があると考えている。

7) 法人化する上での課題

平成20年度調査結果から、任意組織が法人化する上での課題（三つまで選択）を第5-20図に示す。全体では、「収益の確保」が54%と最も多く、ついで「営農の実態からは法人化は難しい」が49%、「常時従事者の確保」が37%、「地域農業を守る活動に法人化はマイナス」が23%の順となり、さらに続いて「責任ある経営者の確保」が14%、「経理担当者とその報酬の確保」が11%となっている。



第5-20図 任意組織が法人化する上での課題（平成20年）

資料：農林水産政策研究所調べ

組織類型別の特徴をみると、所得増を目的とする組織（Ⅰ類型）では、「収益の確保」（82%）、「常時従事者の確保」（55%）が課題とされ、より一層の収益拡大とそれによる常時従事者の確保を図った上でなければ法人化は難しいとしており、Ⅰ類型ではこの点が法人化の見通しを規定している。

他方、農地の維持・保全を目的とする組織（Ⅱ類型）では、「営農の実態から法人化は難しい」（46%）、「地域農業を守る活動に法人化はマイナス」（36%）が比較的高い。法人化＝企業化・利益追求とのイメージがあるため、Ⅱ類型の組織、特にⅡ-Bのような「集落ぐるみ型」の組織からすれば、法人化は組織の営農実体からみて違和感があり、地域農業を守る活動にはマイナスという認識になっているとも考えられる。ただし、Ⅱ類型は選択肢への回答割合が全体的に低いといった特徴がある。このことは、他の類型に比べ法人化に向けた課題が少ない組織が多くあることを意味しており、そうした組織では法人化に向けてのハードルはそれほど高くはないといえる。

さらに目的未定の組織（Ⅲ類型）では、「営農の実態からは法人化は難しい」（77 %）とする割合が非常に高く、加えて「収益の確保」（62 %）や「常時従事者の確保」（39 %）も高い。枝番管理の組織が多く、その営農の実体からみて、今以上に従事者や収益の確保ができないことを反映して、法人化は困難と考える組織が多い。

（小野 智昭）

注(10) 集落営農組織とその法人化についての政策的位置づけは、小野智昭「集落営農の発展と法人化について」

（『集落営農の発展と法人化— 2009 年度日本農業経済学会特別セッションの記録—』経営安定プロジェクト研究資料第 3 号，農林水産政策研究所）を参照。

(11) 集落営農組織が法人化し、認定農業者として経営所得安定対策に加入するには、農業生産法人となることが一般的であるが、それが必須であるわけではない。2009 年の改正農地法により、法人は法人形態を問われずに農地の借地を行うことができるようになったので、そうした農業経営法人が認定農業者となることができる。また専ら農作業受託を行う一般の法人が、特定作業受託を行い認定農業者となることもできる。

(12) 池田太・中沖昌伸・佐々木毅・石黒宏治「水田経営所得安定対策下での集落営農組織の集積性と展開のあり方—富山県での事例分析を通じて—」（『農業問題研究学会 2009 年度秋季大会報告予稿集』平成 21 年）では、富山県での法人の特徴を述べているが、100ha 以上の大規模法人ではすべてに専従者がいる。

6. 集落営農組織と認定農業者との関係

地域水田農業の主要な担い手である認定農業者が存在する集落において、新たに集落営農組織が設立された場合には、限られた土地資源を巡って両者が互いに競合関係になるなど、地域に軋轢が生じるケースも想定される。そこで本章では、経営所得安定対策の導入を契機に設立された集落営農組織と既存の認定農業者との関係について、組織と認定農業者それぞれの調査結果から検討する。

(1) 集落営農組織の特徴と認定農業者の参加状況

1) 地域ブロック別にみた認定農業者の集落営農組織への参加状況

調査対象集落営農組織（76 組織）への認定農業者の参加状況を地域ブロック別に示したものが第 6-1 表である⁽¹³⁾。これによると、地域に認定農業者がいる調査先数は 65 組織、そのうち認定農業者が参加する集落営農組織数は 51 組織であり、前年度からの変化はみられない。また、認定農業者の参加がある 1 組織当たりの平均認定農業者数は約 7 人であり、昨年度よりも若干減少している。これは 3 組織、計 5 人の認定農業者が集落営農組織から脱退しているためであり、脱退事例については後述する。

第 6-1 表 地域ブロック別にみた集落営農組織への認定農業者の参加状況

地域 ブロック	調査 先数	地域に 認定 農業者 がいる 調査 先数 (A, H20)	認定 農業者 が参加 する 集落 営農数 (B)	認定農業者の参加人数					1組織 あたり 認定農 業者数 (人)	うち オペ レータ (%, H20)	参加農家 のうち 認定 農業者の 割合 (%)	B/A (%)
				1 人	2 人	3～5 人	6～9 人	10人 以上				
合計	76	65	51	12	6	14	9	10	6.7	48.8	18.9	78.5
東北	15	15	13	—	3	3	3	4	8.8	52.2	37.2	86.7
関東・東山	8	8	7	1	—	5	1	—	3.9	40.7	10.4	87.5
北陸	9	6	0	—	—	—	—	—	0.0	—	0.0	0.0
東海	6	4	3	2	—	1	—	—	1.7	60.0	3.1	75.0
近畿	9	6	4	1	2	—	1	—	2.8	54.5	6.1	66.7
中国・四国	12	9	9	7	1	1	—	—	1.3	66.7	6.2	100.0
九州	15	15	14	1	—	3	4	6	12.1	44.4	17.7	93.3

資料：農林水産政策研究所調べ

注 1) 北海道の 2 事例は表出省略。

2) 年次記入のない項目は H21 の数値である。以降の表も同様である。

地域ブロック別にみると、地域に認定農業者がいる割合は、東北、関東・東山、九州ですべての調査対象地域内に認定農業者が存在しており、次いで高い順に中国・四国、北陸、東海、近畿となる。そのうち集落営農組織に認定農業者が参加する割合が最も高いのは、中国・四国であり、次いで九州、関東・東山、東北、東海、近畿の順となる。北陸では認定農業者が参加する集落営農組織がなかった。組織参加農家のうち認定農業者の割合が最も高いのは、東北であり、次いで九州、関東・東山、中国・四国、近畿、東海の順となる。また、1組織当たりの平均認定農業者数は、多い順に、九州、東北、関東・東山、近畿、東海、中国・四国となっており、認定農業者数が10人以上の集落営農組織があるのは、参加農家戸数と集積面積の大きい組織が多い九州と東北のみである。これに対して、中国・四国では認定農業者が1名のみ集落営農組織が大半を占めており、全般に、経営所得安定対策の導入に際して集落営農組織の設立が多かったとされる地域において、認定農業者の参加が多い傾向がみられる⁽¹⁴⁾。

2) 組織類型区別にみた認定農業者の集落営農組織への参加状況

次に、組織類型区別にみた認定農業者の集落営農組織への参加状況を第6-2表に示した。これによると、地域に認定農業者がいる割合は、「所得増・全戸型（Ⅰ－B）」、「目的未決型（Ⅲ－A、Ⅲ－B）」の3類型ですべての調査対象地域内に認定農業者が存在しており、逆に、同割合が最も低いのは「農地維持・全戸型（Ⅱ－B）」である。そのうち認定農業者が参加する集落営農組織の割合が高いのは、「所得増・全戸型（Ⅰ－B）」、「目的未決・オペレータ型（Ⅲ－A）」であり、逆に、同割合が最も低いのは、「所得増・オペレータ型（Ⅰ－A）」である。組織参加農家のうち認定農業者の割合が高いのは、「所得増・オペレータ型（Ⅰ－A）」であり、同割合が最も低いのは、「所得増・全戸型（Ⅰ－B）」である。

第6-2表 組織類型区別にみた集落営農組織への認定農業者の参加状況

組織 類型	調査 先数	地域に 認定 農業者 がいる 調査 先数 (A, H20)	認定 農業者 が参加 する 集落 営農数 (B)	認定農業者の参加人数					1組織 あたり 認定農 業者数 (人)	うち オペ レータ (%, H20)	参加農家 のうち 認定 農業者の 割合 (%)	B/A (%)
				1人	2人	3～5人	6～9人	10人以上				
Ⅰ－A	13	12	5	1	—	1	1	2	7.0	34.3	49.8	41.7
Ⅰ－B	8	8	8	4	1	3	—	—	2.1	76.5	10.9	100.0
Ⅱ－A	21	17	16	5	3	2	4	2	5.6	31.1	12.7	94.1
Ⅱ－B	18	12	8	2	2	3	1	—	3.1	80.0	20.4	66.7
Ⅲ－A	10	10	10	—	—	3	2	5	13.9	48.9	19.0	100.0
Ⅲ－B	6	6	4	—	—	2	1	1	9.5	71.1	18.3	66.7

資料：農林水産政策研究所調べ

また、1組織当たりの平均認定農業者数が多いのは、「目的未決型（Ⅲ－A、Ⅲ－B）」であり、逆に少ないのは、「農地維持・全戸型（Ⅱ－B）」、「所得増・全戸型（Ⅰ－B）」である。このうち、「目的未決・オペレータ型（Ⅲ－A）」と「所得増・全戸型（Ⅰ－B）」は、ともに全組織に認定農業者が参加しているが、前者は多数の認定農業者が担い手として参加しているのに対し、後者は少数の認定農業者がそれ以外の構成員とともに作業へ参加している点異なる。また、「所得増・オペレータ型（Ⅰ－A）」は、認定農業者のいない組織と多数の認定農業者が担い手として参加する組織に分かれる。

ところで前述したように、平成21年度の調査結果では3組織において認定農業者の脱退がみられたが、それら3組織はすべて組織類型区分が「目的未決・オペレータ型（Ⅲ－A）」である。各組織の概要を見てみると、福島県のA法人(大豆のみ)では出資のみ参加していた認定農業者1人が脱退、熊本県のB組織（米＋麦＋大豆）では認定農業者3人が脱退、大分県のC組織（米＋麦＋大豆）でも認定農業者1人が脱退している。

これらの集落営農組織では、地域農業の将来像について集落内で十分な合意形成図られておらず、組織の運営目的が定まらないことが認定農業者の脱退に影響している。例えば、B組織では、脱退した認定農業者3人は、年齢が50～63歳の間であるが、いずれも後継者が不在であり、自己の経営の将来を展望したうえでの脱退ではなく、参加戸数規模(118戸)が大きだけで運営目的の定まらない組織に参加し続ける意義を見いだせないとの理由で脱退したものである。同組織では、水稻と裏作麦は構成員が所有する機械で個別に作業が行われ、大豆の収穫作業を機械利用組合に作業委託している。こうした実態からすると、集落営農組織から脱退して個別で作業を行っても営農実態に大きな変化がない。経営所得安定対策に加入するための規模要件が緩和されて個別でも加入できるようになったことで、組織に参加する直接的なメリットがないと判断したと考えられ、このままの状況では、今後、同様の理由でさらに2～3人の認定農業者が組織から脱退する可能性がある指摘されている。現在、集落内には組織に参加していない認定農業者がこのほかに経営面積10ha程度で2人、同5ha規模で6人いるが、組織内の認定農業者も含めて後継者がいない状況であり、地域農業の維持・発展を図っていくためには、地域農業の将来展望についての合意形成を行う中で集落営農組織の位置づけを明確化していく必要があると考えられる。

3) 集落営農組織と認定農業者との関係の変化

平成19年度の調査では、集落営農組織の設立に伴い、組織に参加しない認定農業者との間で農地を巡る「競合」が発生し、認定農業者から借入農地・受託作業を集落営農組織に移管する例（いわゆる「貸し剥がし」）が3事例（群馬県、愛知県、大分県で各1事例）みられた。このうち群馬県の事例は、水稻＋裏作麦を作業受託する機械利用組合（個別農家の機械所有なし）と併存して集落営農組織（同組合から機械をリースする形態）が設立され、その際、認定農業者が経営する農地（借地）の一部を一度は集落営農組織に組み入れたためにしこりが生じていた。だが、平成20年度になると、この組織では、農地所有者の希望に応じて認定農業者に農地の一部を返還しつつ過去実績は組織に残したままにするこ

とで「棲み分け」が図られている。また、これとは逆の動きとして、滋賀県の事例がある。この事例では、平成 19 年に集落営農組織が設立された際には、組織に出資しつつも経営は個別で行っていた認定農業者が、その後に怪我をしたために作業ができなくなり、一部の農地を組織に預けるといった動きも生まれている。このように、集落営農組織の設立から時間が経過するにしたがって、両者の関係は「競合」から「協力・補完」へと変化してきている。

そこで、両者の関係の変化を把握するために、組織と認定農業者が併存する地域における耕作者別の水田面積の増減が特徴的な 5 事例を第 6-3 表⁽¹⁵⁾に示した。その結果、平成 21 年度の調査結果では、農地を巡る新たな「競合」の発生をはじめとする関係の悪化は確認されていない。

第 6-3 表 地域における耕作者別水田面積の増減が特徴的な事例

集落 営農 組織	組織 類型 区分	都道 府県	組織 参加 数 (戸)	集積 面積 (ha)	組織が立地する地域における 耕作者別水田面積の増減 (ha, H20→H21)			増減理由
					集落営農 組織が 耕作	地域内の 個別認定 農業者が 耕作	地域外 からの 入り作	
D法人	I-A	北海道	5	120.3	6.1	-9.3	3.1	認定農業者の離農等
E組織	I-A	宮城県	(7)	(53.5)	-53.5	53.5	—	組織の解散、再編成
F法人	I-A	熊本県	15	40.0	-6.0	—	—	法人化で構成員9人脱退、 認定農業者は残る
B組織	III-A	熊本県	118	183.7	-13.8	14.0	—	認定農業者の3人脱退
C組織	III-A	大分県	31	59.0	4.0	5.0	—	認定農業者の1人脱退、 別途1人新規加入

資料：農林水産政策研究所調べ

注：E 組織のカッコ内は解散前の数値。

さらに、これらの事例を詳しくみると、北海道のD法人（米＋麦＋大豆等）では、認定農業者等の離農跡地を耕作することにより組織の集積面積が増加している。宮城県のE組織（麦＋大豆）は、認定農業者 6 人が中心になった組織であったが、認定農業者間で法人化への意向の違いが大きいために解散し（今後、4 人程度による法人経営と個人経営に再編成される予定）、組織が集積していた面積すべてが個別認定農業者に移行している。熊本県のF法人（米＋麦＋大豆等）では、平成 21 年 2 月に法人化し、その際に参加戸数が 24 戸から 9 戸減少して 15 戸になった。脱退した 9 戸の内訳は耕畜連携の関係で抜けた畜産農家が 2 戸、法人化に意義を見いだせない小規模農家が 7 戸であり、これら農家の農地が減少している（認定農業者 11 人はすべて組織に残っており、その農地についても組織に利用権設定を行っている）。以上 3 事例の組織類型はすべて「所得増・オペレータ型（I-A）」で

ある。

その他に、表出していないが特筆すべき事例としては、滋賀県のG法人（米＋麦＋大豆、「農地維持・オペレータ型（Ⅱ－A）」）があげられる。当事例では、G法人と隣接する集落の農地をほぼ集積していた認定農業者が死亡したことにより、平成22年度からはG法人がこの農地15haを受けざるを得ない状況にあり、組織の集積面積が現状の30haから45haへと急速に拡大する予定である。この地区では、さらに、組織未加入の認定農業者2人が経営面積を縮小したい意向があるとともに、別の隣接集落からも農地を受けてほしいという依頼があり、G法人の集積面積は今後さらに拡大すると見込まれている。この事例は、地域農業における個別担い手が減少するなかで、集落営農組織に対し、集落内だけでなく集落外からも農地の受け手としての期待が急速に高まっていること示す事例であり、今後、類似のケースが増加していくものと考えられる。

（２） 認定農業者の特徴と組織参加状況の相違

１） 認定農業者の事例概要

集落営農組織とは別に調査を実施した水田作地帯の認定農業者20事例のうち、集落内、もしくは出作している集落に集落営農組織がある10事例について第6-4表に示した⁽¹⁶⁾。

第6-4表 集落営農組織への参加状況にみた認定農業者の事例概要（H20）

集落営農組織への参加	認定農業者	年齢(歳)	都道府県	地域の認定農業者数(人)	地域の農地面積(ha)	経営面積(ha)	水稲作付面積(ha)	農業収入(万円)	後継者の有無	経営の特徴	集落営農との関係
参加	H	53	青森県	8	134.0	10.8	5.9	1,146	未定	露地野菜が主	協力
	I	67	滋賀県	4	43.0	13.5	9.5	1,290	未定		協力・補完
	J	50	長崎県	5	45.0	2.7	0.8	432	未定	繁殖和牛が主	協力
不参加	K	57	岩手県	13	393.0	50.8	10.5	3,795	有	肥育牛が主 自営兼業(造園)が主	棲み分け
	L	52	宮城県	5	62.3	4.4	2.6	3,846	有		作業競合
	M	63	福井県	1	65.9	6.3	4.9	800	未定		農地競合
	N	72	三重県	2	140.0	14.8	9.2	1,742	未定		協力・補完
	O	58	大分県	9	61.0	7.9	3.0	1,432	未定	カンキツが主	作業競合
出作する集落にあるが不参加	P	57	秋田県	1	19.8	23.0	16.0	2,876	有		協力・補完
	Q	55	香川県	3	30.0	18.3	17.2	2,550	未定		棲み分け

資料：農林水産政策研究所調べ

注1) 経営面積及び水稲作地面積には出作先の耕作地の面積も含む。

2) 農業収入には、補助金や交付金等を含む。

集落内に集落営農組織があるのは8事例で、このうち集落営農に参加しているのは、H経営（青森県）、I経営（滋賀県）、J経営（長崎県）の3つであり、参加していないのは、K経営（岩手県）、L経営（宮城県）、M経営（福井県）、N経営（三重県）、O経営（大分県）の5つである。この他に、出作している集落に集落営農組織があるものが、P経営（秋田県）、Q経営（香川県）の2つあるが、いずれも集落営農組織には不参加である。なお、事例のうち法人はK経営のみである。

2) 集落営農組織に参加している事例

集落営農に参加している3つの経営は、いずれも地域内で集落営農組織との役割分担や相互補完を行っており、おおむね関係は良好であるが、農業収入規模が小さく、後継者の確保も不確定な経営である。

以下では、特徴的な事例としてI経営とJ経営を取り上げ、経営の概況および集落営農組織との関係をみる。

(i) I経営

水稻以外の作付作物は、小麦4ha、大豆1haである。労働力は、経営主（67歳）、妻（64歳）の2人と電機工場勤務の長男（37歳）が手伝い程度で、農業収入は1,290万円、うち農産物販売収入が990万円である。

集落では、平成19年に役場、農協職員等の兼業農家を中心になって集落営農組織が立ち上げられたが、設立当初は加入しなかった。しかし、同年、経営主が交通事故で怪我をして従来通りの農作業が困難になったため、集落営農組織等へ農作業を部分的に委託するようになり、平成20年には、経営規模を4ha縮小して、集落営農組織がその農地を耕作するようになった。同居する長男が就農する可能性は小さいと考えており、将来的には全農地の委託を念頭に置きながら、出資という形で集落営農組織に参加している。地域内の他の認定農業者も高齢化が進んでおり、こうした認定農業者の農地の受け皿として集落営農組織が必要という立場である。

(ii) J経営

水稻以外の作付作物は、大麦（裏作含む）、牧草であり、経営の中心は繁殖和牛で母牛は7頭である。労働力は、経営主（50歳）は建設兼業、妻（50歳）は農業専従、長男（24歳）と次男（22歳）はともに農協勤務で自家農業は手伝い程度である。農業収入は432万円で、うち農畜産物販売収入が400万円であり、母牛増頭中のため低い金額になっている。

平成19年度に設立された集落営農組織には、役員（機械部長、オペレータ）として参画している。当該地区は和牛経営が多く、集落営農組織は稲作のみを対象としており、麦類を取り込む予定がないため、麦の生産が期間借地によってJ経営に集積されるなど協力的な関係にある。地域の認定農業者はいずれも肉用牛を主とする経営であることから農地利用における競合関係はなく、集落における効率的な利用調整が図られる方向にある。また、

牧草の確保が課題であり、集落営農組織における取組を期待している。

３） 集落営農組織に参加していない事例

集落営農組織に参加していない５つの経営は、地域内で集落営農組織と棲み分けできていない場合に農地や受託作業の競合が生じており、組織との関係が悪化している側面もある⁽¹⁷⁾。これらの経営は、自営兼業が主であるM経営を除けば、農業収入規模が大きい。

以下では、特徴的な事例としてL経営とM経営を取り上げ、経営の概況および集落営農組織との関係をみる。

（i） L経営

作付作物は、すべて水稻であるが、生産調整扱いのWCSがあり、和牛雌76頭の肥育牛を中心とする経営である。労働力は経営主（52歳）、妻（52歳）、長男（30歳）の3人で、農業収入は3,846万円、うち農畜産物販売収入が3,000万円である。

集落では、平成19年度に農作業受託組合を母体とした集落営農組織が設立されたが、兼業農家中心の構成で、農作業は兼業従事者の都合で行われている。このため、秋作業に全員出役しなければならないので集落営農組織には参加しなかった。畜産主体の経営ではあるが、稲作についても、減農薬・減化学肥料栽培した米を肉屋経由で販売するなど独自の経営展開をしているため、集落営農組織とは棲み分けている。

（ii） M経営

水稻以外の作付作物は大麦である。労働力は、経営主(64歳)が自営兼業の造園業中心、妻（60歳）は農業専従、長男（36歳）は近隣に他出しており、普段は農協に勤務していて農業は手伝いのみである。自営兼業を除いた農業収入は800万円、うち農産物販売収入が480万円である。

集落では、平成18年に兼業農家33戸で特定農業団体が設立されたが、組織に参加すると大幅な農業収入の減少が予測されたため参加しなかった。そのため、集落営農組織との間で農地の競合が発生し、平成19年には、経営面積が3ha減少するとともに稲作作業受託8haが集落営農組織に移行してしまい、生産調整も自作地内で対応する必要が生じた。しかしながら、平成20年には、集落営農組織からの提案で換地を行い圃場の団地化をするなど、組織との関係が改善している。

４） 出作する集落に集落営農組織がある事例

出作する集落に集落営農組織がある２つの経営は、集落営農組織との間に競合は生じておらず、おおむね良好な関係にある。以下では、P経営についてみる。

P経営は、経営面積は23haで、圃場はすべて居住集落外の3地区8カ所に計100筆あり、水稻以外では大豆7haを作付けている他、作業受託が稲作2ha、大豆7haである。労働力

は、経営主（57歳）、妻（51歳）、長男（27歳）の3人が農業専従であり、農業収入は2,876万円、うち農産物販売収入が1,223万円である。

居住集落の総農地面積が約20haと小さく、60歳代の小規模高齢農家が中心であるため、経営所得安定対策の導入に伴って集落営農組織の設立が検討されたが、農家の間で意見がまとまらず組織の設立に至らなかった。P経営はすでに経営規模が20ha以上あるので仮に組織が設立されたとしても加入する予定はない。

居住集落外で作付している地域には、集落営農組織が設立されたところもあるが、農地の返還要求は受けておらず、逆に、条件の悪い農地の管理が大変なので、集落営農組織設立を契機に組織に耕作を依頼して手放した農地がある。また、経営面積は変化していないが、集落営農組織と耕作地を交換し、遠隔の3haを集落営農組織に預け、より耕作しやすい近隣3haを代わりに引き受けた地域もあるので、経営全体の作業効率は上がっている。

5) 認定農業者の組織参加を規定する要因

以上の事例から、認定農業者の集落営農組織への参加を規定する要因について若干の考察を行うと、第一に、補助金等を含む農業収入金額の大小に表されるような事業規模の大きさである。一般に、事業規模が大きいほど経営が確立されていると考えられ、同一集落内に組織が設立されることは自身の経営と競合関係を生じやすい。例えば、同じ肉牛経営でも、収入規模の小さいJ経営は集落営農組織に役員として参加しているが、収入規模の大きいL経営は作業競合が生じるために不参加である。第二に、経営規模拡大余力の有無である。例えば、I経営では経営主が怪我をしたために労力的理由から規模縮小しなければならず集落営農組織に作業委託をしているが、M経営では機械装備的には経営拡大が可能のため集落営農組織との間で農地の競合が生じている。第三は、前者と重複する面もあるが、農業後継者の有無に象徴されるような将来の経営展望である。後継者のいる経営は長期的に経営を継続・発展させていく必要が生じるため、経営規模の拡大を目指して集落営農組織と競合関係になりやすくなる。L経営では後継者の意向で畜産部門に経営をシフトしていることが集落営農組織に参加しない理由の一つとなっている。

（3） 今後の課題

経営所得安定対策の施行に伴い、それぞれの地域特性・事情を背景にして集落営農組織が設立・運営されてきた。そのことは、それまで地域農業の担い手であった認定農業者と新たな関係を生じさせ、地域によっては「競合」を生じることとなったが、時間の経過とともに「棲み分け」からさらに一歩進んだ「協力・補完」の関係へと変化している側面もみられる。

本章では、新たに設立された集落営農組織と認定農業者の関係について主に事例をもとに検討した。その結果、集落営農組織の運営目的が定まらないことが認定農業者の脱退に影響している事例がある一方で、組織目的を所得増と明確化し組織内での担い手を特定することによってすべての認定農業者が組織に残留した事例もあり、組織目的の明確化が認

定農業者の組織参加状況大きな影響を与えている可能性が示唆された。また、認定農業者の側からの調査では、事業規模、規模拡大余力、後継者の有無等、経営上の特徴が組織への参加状況に違いをもたらしていると推察された。

高齢化により地域農業の担い手の減少が進んでいくなかで、集落営農組織と認定農業者との関係を地域農業の維持・発展に結びつけていくことが求められている。そのためには、集落内で地域農業の将来像についての合意形成を図りつつ、集落営農組織の設立・運営にあたっては目的を明確にし、地域の認定農業者と連携しながら組織の経営を展開していくことが重要である。一方、認定農業者の側は、集落営農組織と互いに協力・連携関係の構築を目指しながら、発展的に経営を展開していくことが期待される。それは、集落営農組織に参加して中心的な役割を担うことで地域農業の維持・発展に寄与することのみに限らず、たとえ参加しなくても、前出のM経営やP経営のように、集落営農組織と互いの借地を交換することにより農地分散を解消して作業の効率化を図るなど、お互いを活用し合うことが望ましい。

(杉戸 克裕)

注(13) ただし、認定農業者の経営形態等については把握していない。平成20年度の分析によれば、地域の認定農業者のうち「稲作中心」は77%、集落営農に参加する認定農業者のうち「稲作中心」は72%である(集計対象40組織)。

(14) 平成20年度の分析では、集落営農組織への認定農業者の関与のあり方として、①役員かつオペレータとして参加する中国・四国・東海・近畿、②オペレータとしてのみ参加する東北、③組織への関与度合いが低い九州・関東、という地域の特徴を析出している(集計対象40組織)。

(15) 転作作物のブロックローテーションの都合による耕作面積変動のみの事例は除外した。

(16) 集落内に集落営農組織がない12事例(出作する集落に集落営農組織がある2事例を含む)のうち、経営所得安定対策に導入に際して集落内で組織立ち上げを検討したが設立に至らなかったケースが5事例あった。また、実質休眠中の集落営農組織1事例は除外した。

(17) このうち、N経営は集落営農の立ち上げにも積極的に関わり、集落営農組織と密接に役割分担をしているが、所得税等の関係により集落営農には参加していない。

7. まとめ

以上、集落営農組織の動向とその影響を総括的にみた後、個別課題ごとに詳細な分析を行ってきたが、最後に、これまで3年間における集落営農組織や認定農業者に対する調査・分析の結果を、①集落営農組織の経営の安定化・発展状況、②類型区分ごとにみた集落営農組織の今後の発展の方向性、③集落営農組織の設立や活動による地域への影響と今後の地域農業における位置付けという括りで横断的に整理し、併せて今後の研究課題についても触れる。

(1) 3年間における集落営農組織の経営の安定化・発展状況

以下では、個別の課題ごとの分析を踏まえつつ、4. (1)の分析に使用した経営の安定化・発展状況を把握するための5指標に沿って、個別の課題ごとの分析も踏まえ、この3年間における調査対象組織の動向を総括する。

1) 農地の利用集積、組織の分割・統合

農地の利用集積については、利用集積面積の増加という点では、平成19～20年度から20～21年度にかけて一段落しつつある。しかしながら、リタイアする高齢農家の農地の引き受け等の必要性から、将来的には組織の経営規模が拡大すると見込んでいる組織も多かった。

また、集落営農組織と水田作の認定農業者との関係については、依然として「競合」関係にある地域もあれば、時間の経過とともに「棲み分け」から「協力・補完」の関係へと変化している地域も存在した。

さらに、集落営農組織の適性規模に関する分析からは、30～50ha規模層で、法人割合が一番高く、最も効率的な営農が行われていることが明らかとなった。

また、このことは、組織の分割・統合に関する分析結果にも表れている。相対的に規模の小さい組織(30ha未満)では、組織の統合を予定したり、将来的に統合を視野に入れている組織も多く、逆に規模の大きい組織(100ha以上)では組織の分割を視野に入れている組織の割合が高かった。特に、「所得増」を運営目的とする組織において、生産性向上のために統合を検討している組織の割合が高かった。今後、こうした組織再編の動きが具体化してくると考えられることから、戸別所得補償制度の導入という新たな政策の展開が、このような動きにどのような影響を与えていくのかを注視していく必要がある。

2) 農業機械の共同利用

組織で共同利用する機械の導入が進み、かつ、活発に更新されている実態を明らかにした。特に、農地の維持・保全を目的とした組織でこうした動きが盛んになりつつあることを示した。また、機械の更新費用を準備している組織も過半を超えており、調査対

象とした組織においては、組織の持続性に対する意識が高いことがうかがえた。

以前は補助金で農業機械を導入して組織を立ち上げた場合、機械が壊れると組織を解散するといった事例が散見されたが⁽¹⁸⁾、当時は、組織が解散しても、参加農家がまだ若く、兼業収入もあって経済的にゆとりがあったため、各農家が個別に使うための機械を再導入する余裕があった。しかし、現在は、高齢化の進展で、農業収入以外は年金収入という高齢専業農家が増えており、組織が解散した場合に、個別に機械を買えない農家も多いと考えられ、地域農業を維持していくためには、組織の持続性の確保が重要である。

しかしながら、本研究における調査対象組織は、設立間もない組織が多く、新たに共同利用する機械を導入したばかりの組織では、本格的な機械の更新が始まるのは、かなり先のことになる。このため、これらの組織が、どれだけ持続性を持っているかは分からない面も多い。したがって、今回、新たに立ち上げられた組織を中心に、農業機械の更新に向けた取組等について、引き続き調査・分析を行い、組織の持続性を明らかにしていくことが重要であろう。

3) 若いオペレータの確保

オペレータの属性と活動状況に関する分析からは、高齢化の進展を受け、オペレータ数が減少する中で、高齢なオペレータから若いオペレータへの交替が進んでいることを明らかにした。また、併せて、組織の農作業を行える農家数が減っており、全戸共同型の組織では、全戸で共同作業を行うスタイルが維持できなくなりつつあることを指摘した。

こうした中で、組織に参加している農家の後継者だけでなく地域外の人材も含めて、若い世代をオペレータとして取り込むことに成功した組織も出てきている。今後は、こうした若い世代にとっての魅力作りや参加しやすい条件整備を図っていくことが重要な課題と言える。このため、実際にオペレータ等で就農した若い農業従事者に対する調査を実施し、若いオペレータの確保のためには何が必要かを具体的に明らかにしていくことも重要であろう。

4) 複合部門・多角部門の導入

本報告では、多くの集落営農組織が複合部門、多角部門の導入に積極的であることを明らかにした。特に、法人経営において、複合部門や多角部門の導入割合が高くなっており、法人化した組織の経営安定に必要な収益の拡大のために、あるいは、専従者の確保に必要な周年での働き場所や給与支払いのために、複合部門や多角部門の導入が経営展開上の重要な路線になっている組織も多いことがうかがえた。

また、複合部門、多角部門に対する期待は、米・麦・大豆といった土地利用型の作物だけでは安定的な組織運営を続けることが難しい中山間地域の組織において一層高くなっており、複合部門、多角部門への展開が、組織発展に向けたポイントの一つになって

いることを示した。

複合部門、多角部門については、意欲が高くても、実際に導入するには、様々な困難が伴うことから、「導入予定」としている組織で、今後、実際にどれだけの導入が実現するのか、あるいは実現しなかった場合にはその要因は何か、引き続き調査・分析していく必要がある。

５） 経理の改善と法人化

調査対象組織においては、法人化計画を前倒して法人化した組織が 76 組織中 8 組織あったほか、計画どおり法人化する予定の組織も 9 組織あるなど、今後も法人化の進展が見込まれる。

また、経理の一元化や複式簿記の導入と法人化との関係の分析からは、経理の一元化や複式簿記の導入が、集落営農組織が法人化する上での一つの条件になっていることを示したが、他方で、米、麦、大豆すべての販売額でプール計算を行っている 39 組織のうち 17 組織（44%）が法人化しておらず、プール計算の実現がただちに法人化に結びつくものではないことも明らかになった。

調査対象組織では、組織による農地の利用権設定やオペレータを雇用するための労働条件の整備等それぞれの組織にとって経営展開上必要な取組を実行するために法人化の必要性が認識され、実際に法人化された例が多く見られた。このことを踏まえれば、法人化それ自体が最終目標ではなく、あくまでもその組織が行いたい経営展開においてクリアすべきステップの一つという位置付けで、集落営農組織の法人化のタイミングと法人化を円滑に行うための要件を明らかにしていく必要がある。

（２） 類型区分ごとにみた集落営農組織の今後の発展の方向性

集落営農組織の経営の安定化・発展に関して、最後に、上記の分析結果も踏まえ、類型区分ごとの集落営農組織の発展の方向性（類型間の移動状況）について整理してみる⁽¹⁹⁾。

１） 組織の営農を担う者の変化

大きな流れとして、「全戸共同型（Ｂ）」から「オペレータ主体型（Ａ）」へ移動する傾向がある。実際に、平成 21 年度に行った再分類では、6 組織がそのように移動しており、逆向きの動きはない。高齢化の進展、後継者不足から、「全戸共同型（Ｂ）」の組織の多くで、参加戸数の減少、土地持ち非農家（地主）の増加、オペレータの高齢化と高齢なオペレータの減少が確認されている。こうした状況の中で、現在は「全戸共同型（Ｂ）」に分類されている組織の中に、近い将来、「オペレータ主体型（Ａ）」へ移行する可能性が高いところも 6 組織ある。

２） 組織の運営目的の変化

組織の運営目的では、「所得増（Ⅰ）」と「農地維持（Ⅱ）」の間では、上記の「全

戸共同型（Ｂ）」と「オペレータ主体型（Ａ）」の間のような一方的な動きは見られず、双方向の動きがある。

例えば、「農地の維持（Ⅱ）」を目的として立ち上げられた組織が、若い担い手を集落外から確保する必要性から、法人化して雇用条件を整備した事例や、周年で賃金を払えるようにするため、生産性の向上や複合部門、多角部門の導入を図り、組織としての収入を増加させる方向に経営の舵を切る事例があり、これら２組織が「農地維持（Ⅱ）」から「所得増（Ⅰ）」へと移動している。一方、設立当初はオペレータ集団を整備し「所得増（Ⅰ）」を目指していたのが、立地する地域で高齢化の進展等により耕作放棄地等が増加し、地域農業の維持のため、効率性を犠牲にしても農地を引き受けていくことを考えている事例や、一集落での組織的な取組では、所得増も不十分であり、かつ、周辺の集落の農地の荒廃も止められないため、新たに広域で農用地利用改善組合を立ち上げ、農地の維持・保全のための組織として組織を再編させていこうとしている事例があり、これら２組織が「所得増（Ⅰ）」から「農地維持（Ⅱ）」へと移動している。

こうした動きとは別に、経営所得安定対策への対応を目的に組織を立ち上げたものの、その後、組織の運営目的が「所得増（Ⅰ）」や「農地維持（Ⅱ）」に定まり、積極的な経営展開を見せている組織が５組織あり、これらが「目的未決（Ⅲ）」から「所得増（Ⅰ）」もしくは「農地維持（Ⅱ）」へと移動している（この逆の動きはない）。

３） 類型区分ごとにみた発展の方向性

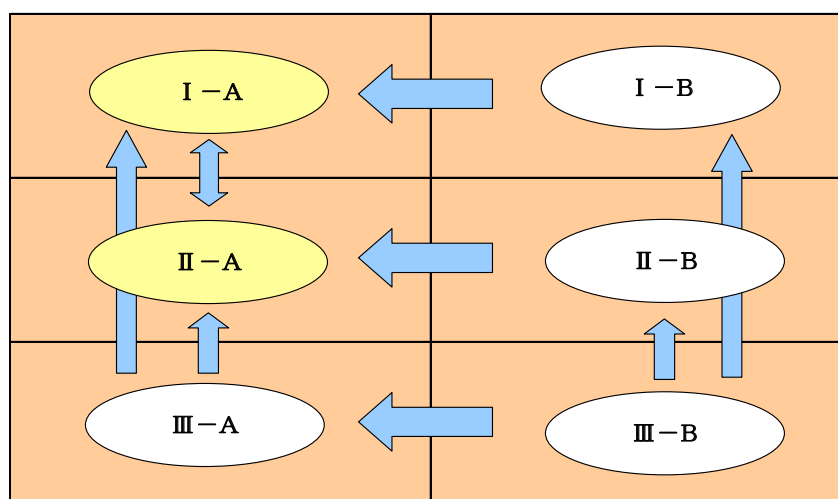
以上の類型間の移動状況から、将来的な方向性を検討すると、「所得増・オペレータ型（Ⅰ－Ａ）」と「農地維持・オペレータ型（Ⅱ－Ａ）」の二つの類型区分のどちらかにやがては収束されていくことが推察される。特に、従来は、集落営農組織の最終形の一つと見られてきた「農地維持・全戸型（Ⅱ－Ｂ）」に属する北陸のぐるみ型集落営農組織の中に、高齢化の進展や後継者の不足から、「Ⅱ－Ａ」に移行する組織が出てきていることにも注目する必要がある。また、全戸共同型の組織の中には、組織の法人化を機に、参加農家の組織への依存度が高まり、集落としての一体感が薄れたり、作業に出てこない農家が増えたりする傾向があるとの指摘もある。これを過渡期の問題として捉えるか、全戸共同型組織の法人化に向けた特有の課題として捉えるべきか、今後、さらに分析を深めていく必要があろう。

さらに、「所得増・オペレータ型（Ⅰ－Ａ）」と「農地維持・オペレータ型（Ⅱ－Ａ）」の間では、若い担い手確保の面で問題を抱える「Ⅱ－Ａ」が「Ⅰ－Ａ」へ、周辺農地の維持・保全において問題を抱える「Ⅰ－Ａ」が「Ⅱ－Ａ」へと相互に移動する流れが続いていくものと考えられる。

以上の点を踏まえて、集落営農組織の将来に向けた発展の方向性を類型間移動で表現すれば、第 7-1 図のとおりとなる。実際に、新設組織、既設組織別にみた類型ごとの組織分布を第 7-1 表でみると、すでに集落営農組織として経営実態のある組織では「所得増・オペレータ型（Ⅰ－Ａ）」、「農地維持・オペレータ型（Ⅱ－Ａ）」の占める割

合が高く、前身組織なしで立ち上げられている組織では「農地維持・全戸型（Ⅱ－Ｂ）」、「目的未決・オペレータ型（Ⅲ－Ａ）」、「目的未決・全戸型（Ⅲ－Ｂ）」の占める割合が高くなっている。これらからは、活動年数が長くなれば、「Ⅰ－Ａ」、「Ⅱ－Ａ」に移動する組織が増えていくことが類推される。

今後は、第 8－1 図で描いた仮説を検証するためには、5 年、10 年の単位で、こうした集落営農組織の動きを把握し、分析していく必要がある。



第 7-1 図 類型区分ごとにみた発展の方向性（仮説）

第 7-1 表 新設組織，既設組織別にみた類型ごとの組織分布

		(単位:%)						
		合計	Ⅰ－Ａ	Ⅰ－Ｂ	Ⅱ－Ａ	Ⅱ－Ｂ	Ⅲ－Ａ	Ⅲ－Ｂ
全 体	(n=76)	100.0	17.1	10.5	27.6	23.7	13.2	7.9
既設組織	(n=28)	100.0	↑ 25.0	7.1	↑ 32.1	↓ 21.4	↓ 14.3	↓ 0.0
新設組織（前身組織あり）	(n=33)	100.0	↑ 12.1	18.2	↑ 30.3	↓ 24.2	↓ 6.1	↓ 9.1
新設組織（前身組織なし）	(n=15)	100.0	↑ 13.3	0.0	↑ 13.3	↓ 26.7	↓ 26.7	↓ 20.0

資料：農林水産政策研究所調べ

４） 集落営農組織の再編

すでに活動している集落営農組織や、今後、新たに設立されてくる組織については、前掲の第 7-1 図に示した発展の方向性も踏まえながら、その維持・発展を支援していく必要がある。

その際、留意しなくてはならないのは、経営所得安定対策への対応のため、前身となる組織もない状態で急遽立ち上げられ、いまだに組織の運営目的も定まらず、この 3 年間、全く経営の安定化・発展に向けた動きもなければ、地域に対しても全く影響を与えていない組織の扱いである（こうした組織は「Ⅲ－Ｂ」に属する組織が多いが、「Ⅰ－Ａ」に属する組織も含まれる。このうち後者では、大規模な認定農業者が構成

員に含まれるため、「所得の増加」を目的として立ち上げられたものの、独立意識の高い認定農業者と兼業農家等の間で膠着し、組織の一体化に向けた動きが見られない組織が多い）。

これらの組織の多くは、今のままでは、今後も状況が変わるとは考えられないことから、今回の新たな政策展開に合わせて、もう一度、10年、20年先を見据えて、地域農業をどうしていくのかを当事者間でよく話し合う必要がある。その上で、現行のままで組織を維持することの意義が見いだせない場合には、組織の再編を行うことも選択肢の一つと考えられる。

今回の調査対象組織の中には、こうした状況を打開するために、関係者間で話し合った結果、組織を再編させ、新たな組織として動き出している地域がある。こうした事例を失敗事例（マスコミではそのような取り上げ方をされがちであるが）としてではなく、組織再編の先進事例として捉え、その再編の経験から学んでいく必要がある。

なお、「枝番方式」を採用して立ち上げられた組織は、設立当初、組織としての実態が伴っていないということで、関係者から批判されることもあった。しかしながら、本研究では、こうした組織の発展の可能性や、その方向性も把握する必要があると考え、あえて調査・分析の対象としてきた。6類型区分で言えば、主に「Ⅲ－A」，「Ⅲ－B」に分類されるこれらの組織の中には、この3年間で目覚ましい発展をしているところも決して少なくないことが明らかになった。組織再編に関する話し合いでは、「枝番方式」を採用している組織でも、取組方次第で、こうした発展の可能性あることを踏まえて、現行組織の枠組みの是非を検討する必要があるだろう。

（３） 集落営農組織の設立や活動による地域への影響と今後の地域農業における位置付け

１） 集落営農組織の地域への影響

集落営農組織の設立とその活動が地域に与える影響に関する分析結果を踏まえれば、組織としての一体性が高い組織（具体的には、共有機械による共同作業、農産物の販売額等のプール計算、法人化等を実現した組織）が設立された地域では、その組織が活動することで、集落内での意思の疎通、農地の有効利用、若いオペレータの確保、高齢者・女性の働き場所の創出等、様々な好影響がみられた（第4-4表参照）。その際、意志の疎通と農地の利用集積面で、特に効果のあった組織の割合が高く、世代交代や若手労働力の確保の面では、依然課題が残っていることがうかがえた。地域の活性化が平地農業地域より難しいと言われている中山間地域でも同様の傾向がみられるが、先進的な取組を行っている組織が立地する地域では、様々な好影響が出ていた（第4-16図参照）。

また、こうした地域への影響については、あくまでも集落営農組織の代表者による自己評価であるので、客観的な評価という面では課題が残る。今後、地域への影響については、集落営農組織への参加農家、不参加農家、JAや市町村等の関係者からの

評価も踏まえて総合的に判断するとともに、可能な限り具体的な指標で客観的に明らかにしていくことも検討する必要がある。

2) 集落営農組織の地域農業における位置付け

集落営農組織の地域農業における位置付けに関しては、集落営農組織に対する調査結果だけから分析するには限界がある。そこで、地域内の農地の担い手別の利用状況、地域に住む農家や非農家の全体像とその中での参加農家の状況、地域内の認定農業者との棲み分け状況等の分析を行ったほか（第 6-1 表等参照）、認定農業者に対しても別途調査を実施しており、その結果を本報告でも紹介している（第 6-4 表参照）。しかしながら、調査対象の推薦を外部機関に依頼したことから、選定基準の統一が十分に図れず、事例分析の域を出ていないとの指摘もあろう。このような限界があることを踏まえつつ、認定農業者や集落営農組織に対する調査結果、JA や市町村に対するヒアリング調査の結果から、集落営農組織の地域農業における位置付けを整理すれば以下のとおりである。

- i) 大規模な個別農家が 1 戸で集落全体の営農を担っている 2 件の事例や、集落営農組織とはいいいながら、実質的に 2 戸の農家で営農を行っている事例も見られ、地域の条件（圃場の整備や分散の状況等）によっては、こうした大規模個別農家のみで地域農業が維持される可能性も示された。一方、大規模個別農家が複数戸地域内で営農を行っていても、それらの農家だけでは、将来も含めて地域内の農地をカバーしきれないと思われる地域が数多くあり、これらの地域では、地域の農地全体の維持・保全のためには、大規模個別農家だけでなく集落営農組織も必要と認識されている。
- ii) 小規模兼業農家だけでなく大規模個別農家（認定農業者等）の高齢化も各地で進展している。特に 10ha を超えるような大規模経営で、後継者がいないケースでは、不測の事態が生じた場合の経営農地の引き受け手を近隣の個別農家から見つけ出すことは容易ではない。したがって、後継者のいない大規模農家が立地する地域では、その将来の経営農地の受け皿として集落営農組織が期待されている。実際に、そのような観点から集落営農組織が立ち上げられたり、認定農業者から農地を引き受けている事例が 3 件あった。
- iii) 個別の担い手が不在で、集落営農組織もないという水田作地域（平成 21 年度農業白書によれば、こうした地域は、水田集落の 4 割以上を占めている⁽²⁰⁾）では、これから大規模な個別の担い手を新たに育成するのは難しく、集落営農組織を立ち上げていくのが現実的な対応と考えられる。今回は、直接、こうした地域の調査を行えなかったが、JA や市町村の担当者からは、推進役となり得る人材がいないため、こうした地域で集落営農組織を立ち上げていくことの難しさが指摘された。

今後、戸別所得補償制度の導入という新たな政策展開の下で、集落営農組織がどのように展開していくのかを明らかにするためには、地域農業がどのような者によ

って担われ、どのように変化していくかという幅広い視点からの分析が必要である。そのためには、当然のことながら、集落営農組織に対する調査・分析を行うだけでは不十分であり、今回の研究成果も踏まえ、農業集落の代表者、組織への参加農家、組織への不参加農家、JAや市町村等の関係者等を対象とする多面的な調査・分析を行い、集落営農組織の地域での位置付けや将来的な役割等を浮き彫りにしていく必要がある。

また、前述のように、大規模個別経営も集落営農組織もないという水田作地域では、地域農業の担い手として、まずは集落営農組織を立ち上げていく必要がある。しかしながら、推進役の不在等によって、こうした地域で組織を立ち上げることは容易ではない。実際にどのようにすれば組織を立ち上げることができるのか、対応すべき課題は何か明らかにしていくためには、このような地域を対象とした調査・分析を併せて行っていく必要もある。

(吉田 行郷)

- 注(18) 例えば、秋田県では、JAの担当者からの聞き取り結果によれば、昭和40年代に、集落農場を育成するため、大型機械の共同利用を要件に助成が行われ、集落農場が各地で立ち上げられたが、ほとんどの組織で機械の更新が行われず、解散、休眠となってしまった。
- (19) あくまでも、近年、新たに立ち上げられた組織を中心とした76組織の3年間における動きのみを踏まえた整理であるので、仮説の域を出るものではないが、今後、戸別所得補償制度の導入等新たな政策展開の下で集落営農組織の動向に関する調査・分析を行っていく中で、引き続き検証していくこととしたい。
- (20) 平成21年度農業白書では、「農林業センサス」の組替集計により、稲作1位経営の主業農家も集落営農組織もない集落が29,326集落あり、これは7万1千の水田集落（農業集落内の耕地面積に占める水田の割合が70%以上の農業集落）の41.5%であることを紹介している。

平成 22 年 12 月 20 日

印刷・発行

経営安定プロジェクト 研究資料 第 6 号

平成 21 年度
水田作地域における集落営農組織等の動向に関する分析
研究報告書

編集発行 農林水産省農林水産政策研究所

〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1

電 話 東京 (03) 6737-9000

FAX 東京 (03) 6737-9600

印刷・製本 (株) 美巧社